

資
料
篇

一、主なる意見書

新生活運動に関する決議

(二六・一一・九 第四回全国大会)

一、新生活運動の趣旨

講和後の極めて困難なる内外の諸情勢に囲まれて、日本民族が名実ともに独立国の態を具有する平和国家を建設することはまさに維新の大業にたとうべき大事業である。このときに当つて、吾々の周辺を顧るに、不幸にして戦中戦後にうん釁された国民精神の弛緩、自主性の喪失、道義の低下、経済力に不相応な消費等の陋習が、今なお衰えるところを知らず、日に日に国民の魂をむしばみつつあるかに見受けられる。かくては民族の独立も、経済の再建も、所詮礎なき砂上の楼閣に終るおそれなしとしない。

斯る好ましからぬ風潮を克服し、健康にして清潔、簡素なる生活秩序を確立することは、此際凡ゆる施策に先行する日本再建の根本問題であることを確信する。講和条約調印を機会に、吾々が新生活運動を提唱する所以である。

この新生活運動が、国民各層の支持を得て、それぞれの生活環境に即応する方式で、各方面から燃え上ることを心から期待する。

二、運動の目標

吾々が経済人の立場において、此際実行せんとする運動目標は概ね次の如きものである。

① 会社の接待費を極力節減すること

一、主なる意見書

- ② 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること
- ③ 不健全なる饗宴、贈与を止めること
- ④ 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること
- ⑤ 冠婚葬祭を簡素化すること、特に形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること
- ⑥ 營業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること
- ⑦ 營業用の年賀状、時候見舞等を廃止すること
- ⑧ 餞別、送迎等を自粛すること
- ⑨ 諸集会における時間を勵行すること
- ⑩ 其他各般に亘る無駄の排除、冗費の節約を行うこと

三、運動の実施要領

- ① 全国の同友会会員は、各自の立場に即して、この運動を率先実行する
- ② 有力経済団体に呼びかけ、共同の運動とする
- ③ この運動に対し、政府、政党、官公庁、言論機関等の協力を求める

総合インフレーション対策の要望

（二六・一一・九 第四回全国大会）

現下に於ける我がインフレ対策は、別紙「現状分析」に詳述せる如く、一方に於いて通貨及び信用の膨脹を抑えて國民蓄積の増大を図るべき要請に應ずると共に、一方に於いては資金及び信用の供給を円滑にして、隘路設備の増強、陳腐設備の近代

化、正常在荷の保有、流通経済の疏通、国民生活の安定等を図る要請に応ずるものでなければならぬ。従つて此際に於ける我がインフレ防遏対策は財政金融対策のみを以ては、その目的を達し難く、進んで、物資面及びコスト面に対し直接の調整をも必要とし、これ等各方面に充分な考慮を払い、相互を調整した総合的性格のものであらねばならない。以下はかかる立場に立てるわれわれの見解と要望とである。

(一) 財政面に於けるインフレ対策

別紙現状分析(一)に詳述の如く、講和成立に随伴して我が財政は内外面より巨額の歳出増大を要求せられる実情にあるが、これに対しては左の方策を確守すること

① 健全財政原則はあく迄もこれを厳守堅持すること

② 現在の国民生活水準は政治的にも社会的にもすでに最低水準にあるを以て、此際増税(所得税)を行うことは賃金高を必伴して却つてインフレ要因となる惧れが多いので敢に之を排すること。のみならず、さきに悪性インフレ克服上の非常措置としてドッジ・ラインの下に重課せられた所得税は、その見合い勘定としての竹馬経済的低物価政策が廃棄せられた事実を鑑み、これに照応して之を軽減することがインフレ防遏対策上必要である。

③ 講和関係費、賠償、防衛費、その他の諸経費の増大は、その財源を次の二途に限定する方針を確立すること

(イ) 歳出の節約、特に行政の簡素化による経費の節約を、中央地方に亘り徹底的に断行すること

(ロ) 積極的に我が経済力の復興発展を期する対策に力を尽し、以て歳入の自然増収を図ること

(二) インフレ対策としての資本蓄積対策

① 政府原案の法人税引上げは撤回し、代りに、一定率以上の配当に振向けられる利潤に対して増税すること

別紙現状分析(二)に詳述の如く、法人現下の計上利潤中には正常の減価償却の出来ていない架空利益が少なからず含ま

れている。これに重税を課することは資本の喰潰しとなる惧が多い。加えて、現下の我が産業は資本の欠乏が甚しい上に、資本構成上借入金が著しく過大であつて、自己資本の増大を此際急務としている。然るに法人税の引上げはかかる自己資本の充実を一層困難にし、他方高利潤企業に於いては浪費を刺激する。これを何れから見ても、此際の法人税引上げは、インフレ対策上好ましくならぬ悪影響を及ぼすものであつて、すでに十分の資本蓄積を擁している米英の法人税と同一視すべきでない。

② 直接税を極力軽減し、代りに、奢侈的消費に對し消費税を増徴ないし復活すること

③ 国民貯蓄を助長促進するため、一定期間預貯金に對する秘密保持の嚴守、無記名定期預金制等を認めること

④ 企業の自己蓄積を促進するため左の措置を講ずること

(イ) 政府は現に企業合理化促進法(仮称)を設定して近代的機械設備の取得に對する特別償却、機械設備近代化留保金及び試験研究留保金につき法人税の減免、耐用年数の改善、陳腐化資産の特別償却、近代的機械設備の輸入に對する一定期間の輸入税の減免等の措置を実施しようとしているが、此際、原案の至急実現を要望する。

(ロ) 固定資産税を減免し、資産再評価に對する課税を軽減すること

(三) 設備、建設等の面に於ける金融措置

設備建設等に所要の長期資金については、インフレ防遏上その総額を、(イ)企業の自己蓄積と、(ロ)国民の新規蓄積と、(ハ)輸入外資と、(ニ)見返資金の四者合計の範囲に嚴にこれを限ること。併し、現在の我が国はその經濟復旧復興上、及び産業の合理化上、莫大の資金を急需しているので、これを上掲の範囲で処理するためには、所与の長期資金量を最も効率的に利用して、國民經濟の復興發展に最善を期する途を講ぜねばならない。このためには、不急の使途を抑制して、緊急の使途により多く資金を活用する外ないが、現下の我が国の如く、電力、石炭、輸送力等の基幹産業が生産増大の重大隘路となつている場合に於い

て、特にそうである。依つて、此際左の措置が必要である。

① 重複及び過剰設備、不急事業並びに不急建築に対しては、資金の投下を抑制する措置を講ずること

(i) 如何なる事業、用途が右に該当するかの決定については、此際、権威ある民主的委員会を特設し、例えば四半期毎にこれを改訂するが如き方法を採用すること

(ii) 右に該当する設備資金等の新規融資については、直接たると間接たるとを問わず、これを抑制する措置を講ずること
(iii) なお要すれば、右の金融措置のみに止まらず、それと呼応せる主要資材の使途制限、或いは一定規模以上の建設許可制等を実施すること

② 電力、石炭、船舶等の隘路設備に対する所要資金調升措置

(i) 見返資金、その他の財政資金は最も適する資金なるに鑑み、これをこれ迄の如く、短期資金又は公債償還等に使用することなく、挙げてこれを隘路設備資金に重点的に振向けること

(ii) 電力、石炭隘路設備に対する復興金融庫の貸出については、これを設備充実資金に使用する条件の下に、一定期間その回収を延期すること

(iii) 隘路事業自身に、貸金の自己調達力を確保せしめ、併せて、外資導入の企業的基本条件を具備せしめること。このため、

(a) 企業自らの合理化を先ず徹底する

(b) 料金等を事業経営上妥当の線に是正するか、又は料金等を抑制する必要がある場合には、当該事業に対する租税等を軽減して、これを補う措置を講ずる

(iv) 水力火力発電設備建設社債に対しては、一定金額又は期間に限り、例えば左の如き特権を与え、これによつて社債の公募を容易にすること

(a) 日銀は右社債を準公債として取扱うこと

(b) 割引興業債券と同様の無記名、綜合非課税の特権を与えること

(併) 各事業の自家発電を促進かつ容易にし、併せて電源を最高度に發揮しうる措置を講ずること

③ 水力電気開発のため、至急外資を導入する措置を講ずること

(i) 現在の隘路設備の建設その他の所要資金の需要に應ずるには、国内の長期資金蓄積のみでは到底十分でない。依つて外資導入に最も適する電力開発につき、出来るだけ多額の外資を輸入する措置を講ずること

(ii) 外資導入に必要な条件を具備するため、政府は所要の諸対策を至急講ずること。なお電力開発は、所要資材の殆ど全部を国内に於いて生産するから、外資輸入はそれだけインフレを齎すとの説があるが、事實は決してそうではない。例えば(a)鉄材、電線、セメント、その他の資材はなる程自給し得るが、電力開発に充当する部分だけは、それだけ当該品目の輸出減少となり、代り外貨が必要である。

又、(b)労働力についても、その結果輸出生産の代りに電力開発用に使せられるものが少くないが、右労働力を養うに必要な食糧、衣料、その他の日常生活資材の輸入代金を調達せねばならない。更に、(c)電力以外の隘路設備の急速充実のためには以上、(a)、(b)と同様に輸出減に代る外貨を必要とし、ないしは直接輸入の増大となり、これ等の外貨不足を補う措置が必要である。殊に国際収支上、弗不足の懸念の少くない現状に於いてそうである。

(四) 運転資金に対する金融措置

戦争の破壊消耗及び戦後のインフレによつて資本の減耗度が最も甚大であつたのは流動資産である。それにも拘らずこの部面に対する資金確保の措置が業界自らに於いても、政府の施策に於いても、これ迄著しく欠けていた。業界は当初これを専ら公団の資力に頼つて自らは主として設備の復旧整備に専念したため、自然にかかる傾向を馴致したのであり、政府また、公団

廃止後に於いて、正常在荷の保有が、国民経済の復興上、設備の充実に劣らず重大であることを十分に理解せず、ために、施策に欠けるところが多かつたと云わざるを得ない。

その上、見返資金、その他の長期資金に適格の財政資金が、インベントリ・ファイナンス、その他の短資に使用せられ、その穴を埋めるために、余儀なく市銀の長期貸出が多くなり、結果において流通資金の供給が特に逼迫している。此間、生産活動の増大、国際物価水準の上昇等に伴つて、増加運転資金の需要は増大し、いよいよ運転資金の窮乏は大となつて、多大の弊害を醸している。(別紙現状分析(四)参照)

斯る事情のため、現在の我が経済は、固定設備に比し、運転資本が相対的に著しく過少で正常在荷量の保有が出来ず、これが基因となつて、所謂「底の浅い経済」を現出し(別紙現状分析(四)参照)、現下の重大なインフレ要因の一半を形成するに至つた。此際、業界自らに於いても設備偏重を改め、運転資金の充実に力を尽す必要があるが、政府の金融政策に於いても、右の如き我が経済現下の特殊事情に鑑み、正常在荷の保有に対して特段の金融措置を講ずる必要がある。左に、かかる施策に対するわれわれの見解を挙げる。

① 国民経済の合理的運営上必要な正常在荷保有用の円資金に対しては、輸入物資については輸入外貨資金の許す限り、日銀は極力これを円滑ならしめるような金融措置を講ずること

思うに現下の我国に於いて、インフレ防遏上金融引締政策を必要とする部面は、設備建築等の濫設防止の面と、国民消費の節約要請の面とであつて、産業の運転資金に対してでは決してない。而して、前者の設備建設面に対する金融引締めは前項(三)の如き措置によるべきであるが、後者の国民消費節約については、消費金融の殆ど存在せぬ我国に於いては金融政策の対象とは全くなり得ない(此点米國と著しく異なる点である)。従つて、国民消費節約のために運転資金金融を引締めねばならぬ理由はない。

元來、日銀信用の増大は、それが不足正常在荷の補充のために行われ、かかる商品の増大によつて裏付けられている限り、物価高の要因とはならない性格のものである。否、現在の如く資金不足のための手持正常在荷の手当不足に基く物価高、コスト高等の危険が前途に多い状態（別紙現状分析（例参照））に於いては、かかる日銀信用の増大は寧ろインフレ防遏対策のためにこそ必要である。

② 正常在荷であるか、將又滞荷であるかの認定は、最近の如くこれを銀行の窓口的尺度によることなく、國民經濟的尺度によつて判別すること

③ 金融市場に於ける長短両資金の秩序を正常化し、併せて短期資金を豊富にするため、現在棚上げ又は短資に利用せられてゐる見返資金、その他の長資に適格の「財政資金」を以て、市銀の長期貸出を肩代りし、更に今後に生ずる財政資金については、極力急速にこれを市場に還元すること。而して、金融全体の調整については、これ迄の如く、財政資金による操作を廢し、専ら日本銀行の窓口を通じてこれを行う正常措置に復歸すること

（五）輸入貿易金融に対する改善措置

輸入の不円滑、及び輸入コストの割高なることが、現下の我がインフレ危険点の重大一面であることは、別紙現状分析の示す如くである。依つて輸入貿易金融については左の如き改善措置が急務である。

① 現行の外貨割当が四半期別であるのを改めて一カ年制とし、商業上最良の時期に輸入をなし得るようにすること

② 右に關連して、上半期の入超期に対し特別の金融措置を講ずること

由來、我が主要輸入品の多くは農産品なる關係上、季節的に輸入が上半期に集中する傾向があり、自然、上半期は入超下半期が出超と云う季節的現象を歴史的に示している。而して、戦前に於いては、この上半期の入超資金は、我が為替銀行、有力貿易商等が海外市場に於いて短期借入金によつて調弁し、ただに外貨資金のみに止まらず、延いて輸入季節に於

ける国内円資金の逼迫をも緩和して来たのである。然るに現在に於いては、かかる操作は殆ど行われておらず、この結果輸入季節に於ける内外資金の金融難を激成している。依つて政府は輸入季節に於ける前記の如き対外金融措置の再開ないし短期の外貨商業信用の利用、その他右に代る何等かの特別金融措置を至急講すべきである。

③ 全般的に輸入手当不足懸念の甚大である現状に鑑み、日銀ユーザンス制はしばらく現行のままにこれを存続すること。なお外銀ユーザンスの利用を併せて認めること

④ 重要輸入原料、食糧の価格変動のリスクを保険し、輸入金融を安全にし円滑にするため、海外定期市場において繋ぎ得るものはこれを繋ぎ得るよう所要の外貨資金を自由に取得し得る措置を講ずること

⑤ 日米経済協力上多大の輸入原料を必要とする場合には、前渡金等の措置によつて、原料輸入手当がタイムリイに到着し得るような資金措置を講ずること

(六) 価格面、資金面に対するインフレ防遏措置

① 竹馬経済方式による表面的低物価政策の廃棄に伴う表面的物価高（即ち食糧、電力料、鉄道運賃の値上げ、鉄鋼、肥料等に対する価格補給金撤廃等）及び今後のかかる危険に対しては左の如き措置を講ずること

(i) 生活費の上昇は、別紙現状分析内に詳述の如き現状の下においては、その結果賃金給料の値上げ要求となり、賃金値上げは延いては生産、運輸、その他のコスト高となつて、物価と賃金の悪循環を脅かす危険大なるを以て、此際、賃金引上げの基本要因を極力相殺するため、現在の過重の税負担を軽減すること

(ii) 竹馬経済是正によるコスト高を産業の合理化により極力吸収するため、産業の合理化資金（単に設備のみならず原料資材面の関係を含めた）を円滑にする措置を講ずること

② 国際海運賃の著騰、中共貿易杜絶等に基づく国際水準以上へのコスト高と、その国内物価に及ぼす騰貴作用を防遏するた

め、財政的補給金制を認め、ないし業者が自主的に所要の価格調整等をなし得るよう所要の措置を講ずること

(七) 財政金融措置以外の手段を必要とするインフレ防遏統制措置

現下の我が経済を脅かしているインフレの危険を克服するためには、以上の財政金融措置以外に、これ等と組合せて、更に物資面、コスト面について、直接左の如き調整措置を必要とする。併し、ここでは、焦点を財政金融に集中する關係上、物資面に対する直接的調整措置については、その具体策には触れず、単にその主要項目を左に指摘するに止める。

① 深刻な動力不足が隘路となつての生産減退は、臨時の変態性のもの以外に、根本的性格の動力不足を多分に含んでいる。依つて、電力開発等の根本的対策を至急講ずると共に、現下の動力飢饉そのものに対しても、より合理的、計画的な需給調整策を急務とする。

② 重複又は過剰設備並に不急の設備ないしビル等の建設に対する調整については、単に金融的調整措置のみに止まらず、一定使途に対する鉄材の使用制限ないし許可制等の調整措置を考慮すること

③ 稀少物資に対する使用制限、不足物資に対する輸出制限を一層充実すること

④ 日米経済協力に対しては、協力生産と内需及び一般輸出との調整を行うこと

⑤ 中共貿易杜絶、異常渇水に基く電力不足補充のための石炭、重油等の非常輸入等に対しては、右に基く価格の変態騰貴を緩和するため、業者が共同でプール平準価格制等の価格調整措置をなし得るよう、及び海外諸国の現に実施している如き鋼材その他の国内及び輸出価格に対する二重価格制に対抗し得るよう、事業者団体を至急改廢すること

新生活運動の促進に関する共同声明

(二七・二・一)

経済団体連合会 日本経営者団体連盟
日本商工会議所 経済同友会

戦争による惨禍は勝敗国のいずれを問わず道義と風紀の頹廢をもたらすものである。開国以来初めて敗戦の現実と直面したわれわれ日本人は堅実にして素朴な国民性を忘れ、腐敗と墮落があらゆる面で首をもたげ無秩序と不相応な冗費濫費が無意識のうちににつづけられて来た。

講和の成立を機に再び民族の自主独立の日は迫つた。われわれは今こそ誠の日本人に立帰り、企業経営者としての倫理的責任感に徹し、自らの企業の内外に亘つてその周辺を仔細に反省し、その在り方について検討を加え、清廉簡素なる生活秩序の確立に努めねばならない。

われわれはここにわが国を代表する経済団体相携えて、さきに経済同友会より提唱された新生活運動の趣旨に全面的に賛同し、当面次の実践目標を掲げそれぞれ所屬する会員各位の積極的協力のもとに互に公私の生活を自粛自戒し、もつて健全なる社会の創設を期せんとするものである。

実践目標

- (1) 会社の接待費を極力節減すること
- (2) 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること
- (3) 不健全な饗宴、贈与を止めること
- (4) 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること

一、主なる意見書

- (5) 形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること
- (6) 營業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること
- (7) 營業用の年賀状、時候見舞等の行過ぎを自粛すること
- (8) 餞別、送迎等を自粛すること
- (9) 諸集会における時間を勵行する等、時間の浪費排除に努めること
- (10) その他各般に亘る無駄の排除、冗費の節約を行うこと

ポンド過剩克服対策 (二七・二・一五)

(一) ポンド過剩克服対策の基本方針

此際急務とするポンド過剩対策は、(イ)ポンド累積を惧れるあまり、輸出抑制の如き措置を採るとともに、(ロ)政府が現に所有する巨額のポンドはその減価の国民経済的リスクを避け(政府リスクを民間に転嫁するに非ず)、(ハ)せつかくの貴重な資金であるポンドを遊休せしめることに基く国民経済の不利を除き、(ニ)かたがた該ポンドを活用してわが国に所要の物資を確保し、ないしは将来における原料物資確保のためにポンド投資をなすことがその主眼目である。よつて政府は右目的の達成上必要な措置を講じ、所要の犠牲を多少払うことは、政府当然の任務であり、国民経済上緊要の施策であると信ずる。本対策は以上の如き立場において構想せられたものである。

ポンド過剩克服対策は、ポンド過剩を来した原因を究め、右原因を除去ないし相殺する特別措置を講ずることがその要諦で

ある。

かかる主要面をなすものは思うに左の如くである。

- (1) 日銀金融政策に専ら関連する輸入資金の欠乏とその特別措置
 - (2) 市銀の貸出リスクの警戒に関連する輸入資金の欠乏と特別措置
 - (3) 業者自らのリスク警戒に基く輸入手控えないし見送りと特別措置
 - (4) ボンド地域よりの輸入が割高のため商業的輸入が困難となる面と特別措置
 - (5) 現下のボンドの非交換性に鑑み対外政治的特別措置を要する面
- 右の中最後の対外政治的特別措置を姑く除けば、その他の部面に対する特別措置は、その原因に鑑み、左の如き性格のものであることを必要とする。

- (イ) ボンド物資の輸入ないしボンド投資に所要の資金に対し、政府は特別の措置を講ずる。
 - (ロ) 右に伴うリスクに対し、これを保証する措置を講ずる。
 - (ハ) ボンド地域から輸入が商業的に不利な場合に対しては、これを補填する何等かの措置を講ずる。
- しかし全体の基調的構想はあくまで商業ベースによる商取引を促進することにある。

(二) ボンド過剰克服の基本対策

(A) 経済的特別措置

- (1) 現在の輸出銀行はこれを輸出入銀行に改組して外為委の保有ボンドを輸出入銀行または為替銀行に貸与し、輸出入銀行または為替銀行は左の如き条件にて商社ないし生産会社に右ボンドを貸与する。(輸出入銀行または為替銀行の選択する

一定の商社ないし生産会社に限る)

- (イ) 輸入物資の価格変動のリスクは商社または生産者が負担する。
- (ロ) 輸入物資は輸出入銀行ないし為替銀行の指定する倉庫または場所におき、その出庫ごとに一定期間（商品化の期間の長短によりその期間を伸縮する）の手形にて円貨で返済する。而してこの場合為替レートは公定相場によることとする。
- (ハ) 輸出入銀行が為替業務を営むに必要な法的措置を講ずる。

因にここに輸出入銀行にこの種の為替業務を営ましめるの要ありとする理由は、現在の為替銀行のみではその銀行自らの資力並びに貿易商社等の資力の関係上、貸出金額が余りに巨額となり、リスク負担上円滑な融資が出来ない場合の生ずるなきやを惧れるがためである。

- (2) 右(1)と併行して、輸出入銀行が支払保証をなし、その保証の下に民間為替銀行をして前記(1)の業務をなさしめる措置を講ずる。

思うに前記(1)は信用ある大メーカーの輸入品に主として限られる。しかるに実際においては、中小工業の占める比重の大きい性格の原料等の輸入が我が国においては少なくない。これらに対しては本項(2)の措置によるものとする。而して、本項による支払保証は左の方式による。

- (イ) 輸出入銀行は損失の八割を限度として保証し、残余は市銀のリスク負担とする。
- (ロ) 輸出入銀行は一定の保証料を徴する。但し、この保証料は、最高限度において、ポンド資金を低利に貸し（後段参照）利鞘によつて原則として負担し得られる程度とする。

- (3) 輸出入銀行はまた外為委より貸与せられたポンド資金を以て原料輸入確保のためのポンド投資に対し一定条件の下に長期年賦かつ低利のポンド資金を貸出す。

(4) ポンド地域よりの輸入の不利なる現状に対し、左の如き特別措置を併せ講ずる。

(イ) ポンド地域よりの輸入が商業採算上不利な程度に従い、その不利をある点まで補填するため、ポンド貸出金利を低率にする。この場合、国際金利を一応の目標にする。

政府は現に巨額のポンドを殆んど無利子で遊ばせているのであるから、この措置は政府の附加的犠牲を毫も要求するものではない。

(ロ) 採算余地のある限り、輸入ドル資金割当を一定比率でリンクせしめる。

(ハ) その他必要に応じ、適当に政府補償の措置を講ずる。(ポンド保有のリスク回避料として)

【本案の長所】

(1) 日銀よりの貸出でなく、従つてその制約より免かれ、形式上銀行のオーバー・ローンともならぬ。

(2) ポンド資金の貸出し故、円資金の場合と異り、(a)その融資がポンド地域よりの輸入以外に流用される惧れがない。

(b)特殊の低金利をとることができ、かつその弊害を伴わぬ。

(3) 以上の方法によればインフレの惧れがないのみでなく、物資の保有を豊富にしてむしろインフレを抑圧する。

(B) 対外的政治措置

ポンド過剰克服対策は、根本において英国との政治折衝によつて過剰ポンドのドル交換性を強大にするか、ないし、ポンド地域よりの輸入増進を可能ならしめるよう、我が国の所要物資並びにポンド圏各国の輸出につき最恵国待遇を確保する措置を講ずべきであることはいうまでもない。しかし、本案はこのような政治折衝の効果にはこの際自ら限度のあることを一応予想し、なおかつ生ずるポンド過剰の克服を専らその対象とするものである。しかしてかかる立場において、この際、政府の対外的政治的措置を要請する主要面は左の如くである。

(1) 綿糸布、鉄鋼等の如く、その製品価格の少からぬ部分（綿糸布の如き六、七割）を原材料として米国より輸入するものは、結果において、米国に代つてポンド地域に輸出する実情にある。従つて、これらのものについては、その相当額につき、我が国現下のポンド過剰克服対策の困難と、その貿易上の重大問題たる事実を鑑み、米国がポンドをもつて代金を受取るよう、米国政府に政治的に懇請すること。

その理由は、(1)中共貿易を失える我が国経済の困難に対し若干の政治的考慮を要望すること、(2)米国はこのポンドを以てポンド地域より所要物資の輸入にこれを利用する途があるからである。

(2) 外為委所有ポンドの切下げまたは凍結の危険を避けるとともにポンド圏各国よりの輸入を有利円滑にするため、その所有ポンドを極力ポンド圏各国のローカル・カレンシーに替えて保有する措置を講ずること。本案によればポンド圏加入各国においては、ポンド切下げのリスクを惧れ、自国通貨を以てする取引を歓迎する実情にあるからその方がより廉価円滑に物資を購入し得られる利点がある。

(三) ポンド過剰克服の応急措置

この際、ポンド過剰を克服するには、少くとも以上の如き基本的総合対策の実施を必要とする。しかし、その実行のためには、国内的には新規の法的措置を必要とする面があり、対外的にはその折衝に時間を要する面もあるであらう。しかるに、他方においてはポンド地域よりの輸入が、商業的採算においては現に可能であるにも拘らず、専ら市銀の手許資金不足のためその輸入の阻害せられている面が相当ないではない。

この部面に対しては、外為委がその手持ポンドを為替銀行に貸出し、為替銀行はこれを貿易商乃至生産者にポンドを以て貸出し、右ポンド資金による輸入物資は、貸出銀行の指定倉庫に入れ、出庫に従い一定期間の手形にて円資金を以て返済すると

いう単純な措置によつて、その輸入促進の目的を達することが出来る。よつて、これらの部面に対しては、前掲既述の根本的総合対策と、これを切離して、とりあえず、かかる応急措置を即時実施することを要望する。

貿易商社の強化に関する提案

(二七・四・四)

景気変動の振幅により不必要に影響される戦後の日本経済の弱さは流通機構の不整備、脆弱に由因するところ大である。特に貿易面における機構の弱体は、わが国民経済自立の上から極めて憂慮すべき障害をなしている。生産の回復がつとに戦前水準を凌いでいるにも拘らず、貿易が戦前より遙かに低位にある原因の一つは、貿易機構の劣弱にあるのであつて、この際講和後の峻烈なる国際競争に備え、今後の貿易根本政策の一つとして貿易機構の強化確立に官民ともに絶大なる努力を傾注しなければならぬ。しかして今日、貿易機構の最大の隘路は、貿易商社の資力の薄弱であつて、このため例えば次の如き重大な悪影響を経済界に与えている。

- 1 経済界の変動に耐え得ず、無用の混乱を惹起する。現に最近の商社の破綻問題を中心とする国民経済的波紋は、他にも原因はあるが、その根本は国民経済所要の貿易量に比し商社の資本が余りに過少であつたことにある。
- 2 商社資力の貧弱のため、適時に、適正価格で売買することが困難となり、ために高く買い安く売るといふ不利に常に曝されている。

- 3 由来、わが貿易の発展は、貿易商社の発展に俟つところ大である。然るに、現在のわが商社は資力貧弱のため、外商との太刀打ち困難となり、明治・大正にわたる長期の努力によつて折角回復した商権を、再び外商に奪取される傾向が現われてきている。かかる傾向は将来におけるわが貿易の発展を阻害するところ多大であるのみならず、商業利潤を外商に占

められ、貿易外収入関係をも悪化せしめる等、その弊害は甚大である。

4 わが貿易の発展のためには、世界の各地に支店、出張所網を張り、且つ海外においては商品を持ち出して、需要に応じ直ちに売却するシステムを必要とするが、(最近における輸出キャンセル等の被害はかかる機構を持たないことに基くところが多い) 現状の如き商社の資力ではそれが困難である。

要するに貿易商社の資力が現状の如く貧弱のままでは、わが経済の對外競争力は低下するばかりで、貿易の発展は期待されない。しかも貿易商社の資力が右の如く薄弱化した原因は、必ずしも商社の責任に基くもののみではなく、内外の政治的、経済的要因のために犠牲に供せられた部面が多いのである。

以上の事実に鑑み、この際貿易商社の資力充実のために、政府は左の如き措置を講ずべきである。

一、貿易商社の規模と資力を強大にし、併せて、商社過多に基く無用の競争其の他の弊害を是正するため、貿易商社の結合を助長促進すること。

商社の結合、合理化については、商社自ら率先してこれを敢行する責任あること云うまでもないが、その早期達成のためには、この際政府においてこれを助長促進することが望ましい。

二、商社資本充実の基礎工作として、先ず商社自らが社外分配を極力自制し、かつ合理化を徹底する必要があるが、政府においても自己蓄積を可能にし、推進するため、左の如き税法的措置を講ずること。

(1) 価格、為替の変動による損失に対する準備を強化するため、現行価格変動準備金制の幅を拡大し、これを課税の対象とせざること

(2) 貿易は国内取引よりもリスクが大であるから、現行貸倒準備金の繰入限度を、海外取引分に限り一層拡大すること

(3) 海外新市場開拓のためには巨額の費用を必要とする関係上、リスクはより大となるので、新市場より得た利潤に対して

は、外国の例に倣いこれを一定期間免税とすること

三、自己資本の増加を助長促進する措置

商社の資力増大の根幹対策は、増資にこれを求めることが最も効果的である。然し、そのためにはこの際左の如き助長促進措置が必要である。

- (1) 増資に当り、関連業者がその新株を受け得るよう、日銀は融資斡旋を行うこと
- (2) なお貿易資金については、産業の隘路設備に対して特別融資を行つてゐるのと同様の趣旨で、長期かつ低利で貸与する措置を講ずること

講和後における経済基本計画樹立の提唱

(二七・四・九 第六回通常総会)

一、経済基本計画樹立の必要性

待望の講和条約発効を目前にして、わが国政治経済の将来に想をめぐらせば、内外の諸情勢は峻烈にして混沌、謂う所の政治の独立、経済の自立の達成は容易ならざることを感得せざるを得ない。しかも、経済の自立なくして政治の独立なきを思えば、この際官民ともに脳漿を絞り、全力を挙げて経済自立の実現に邁進しなければならぬ。

いま新らしき門出に当り、飄つてわが国経済の実状を省みるに、敗戦以来、年々数億弗に上る米国の対日援助によつて、漸くその循環を支えられて来たが、朝鮮動乱以後、国際情勢の変貌による輸出の伸長と所謂「特需」の発生により、その生産規模を増大したといふものの、ボロ設備に頼つて、馬車馬的に生産の増強にばく進した結果、表面的に一応の活況を示したに過ぎず、経済の基底は、幾多の矛盾と不均衡を包蔵する不健康体を脱してはいない。しかも現に日本経済の支柱となつてゐる

特需的附加需要は、やがては失われる臨時的なものである。このままの病体が続けつゝ附加的需要が一巡せんか、国民経済の破綻は良識ある何人も想象中に難くないであらう。

かくて、特需等の臨時的収入によつて国際収支の均衡を維持し得ること、数年の期間に、これを有効に活用して、わが経済の質的、内容的充実を図り、もつて経済自立と安定を実現するために、全力を挙げて前進することが必要である。そのためには、従来の如きその日暮しの無定見な経済施政を改め、一定の目標を持つた長期的、総合的経済計画を樹て、官民協力してその具現に努力する体制を確立しなければならぬ。

右の如き観点から、経済同友会は、数カ月前より、経済自立の目標年度、例えば五年後におけるわが産業の在るべきラフ・スケッチ（見取図）を想定しこの目標に到達するための政策上の諸問題を検討しつゝあつたが、ここに一応の結論を得たので、その要領を紹介して官民の関心を促し、且つ参考に供したい。しかして経済基本計画の樹立に当り、内外の諸情勢から見て、特にこの際重点をおくべき構成上の中心点はわれわれの研究によれば大様左の諸点である。

1 後進未開発地域の軽工業発達の趨勢に鑑み、今後のわが輸出及び基幹産業としては、重化学及び機械工業に重点を指向しながら産業構造の是正を図る。

2 現在わが産業が国際的に立遅れている最大の隘路は、総じて産業コストが国際物価に比して割高であること及び品質の低劣の問題である。かくて産業の対外競争力を培養するため、産業の合理化、高度化に資本蓄積の重点をおく。

3 将来の国際競争の激化並びに非常事態の発生に備え、過度の貿易依存の危険を防ぐため、一定の商業的基礎の下に、極力国内資源の開発、特に国内食糧及び衣料用原料の自給度の向上を図る。

二、経済基本計画の構想

右の如き構想の下に経済基本計画を策定するに当つて、目標年度までに産業構造の均衡を達成して、一応わが経済の自立を

実現するためには、概ね左の如き生産規模と産業構造を必要とする。

1 工業生産は全般的に質と量との調整（質の改善に重点をおく）に主眼をおきつゝ現状に比べて、少くとも三〇%、農業については同じく一五%の上昇水準を達成する。

2 工業の構造については、繊維製品の輸出に多く依存して、国際収支の均衡を今後も確保することは困難となることを考慮して、金属、機械及び化学工業の向上に重点をおく。

即ち、

(イ) 鉄道機械設備の近代化特に輸出産業としての機械工業の育成

(ロ) 食糧自給度の向上

(ハ) 東南亜後進地域の市場開拓を目標とする化学肥料の増産

(ニ) 国内用衣料原料の輸入節約を図るための化学繊維、合成繊維工業の育成

(ホ) 外航船腹確保のための船舶建造の増大

(ヘ) 電源の開発

等に主眼をおく。なお、電源開発は他産業との均衡を考慮して、過度の傾斜生産を行わない。

3 農林水産業については、今後の人口の自然増による需要増を吸収し、且つ、食糧輸入量を現在より節減するため、米及び小麦の積極的増産を図る。

4 将来の国際競争の激化を予想すれば、わが輸出貿易の増大を実現することは無論容易ではない。然し、以上の産業活動の達成と国民生活の確保のためには、将来の輸出入貿易の規模は、少くとも現状より四〇%増を実現しなければならない。

5 輸出については、繊維市場の維持、確保とともに、金属、化学製品、機械市場の積極的開発に重点をおき、輸入につい

ては、外貨の節約を図るため、輸入額において大きな割合を占める食糧、綿花の輸入を節約する。地域的には輸出入とも東南亜地域を重視する。

(なお現在の国際通貨の混乱は、ポンドとドルの交換性が回復されるか、或いはドルが世界通貨として支配的となるか、何れにしても、早晩何等かの形で解決されることを想定する)

以上の如き構想の下に、われわれは一応五カ年後において到達すべき目標として、別添参考資料ノ講和後の日本経済の構図ノを策定したが、もとよりこれは鳥瞰的試算であつて、今後なお厳密な検討によつて補正を要するとともに、客観情勢の変化に応じて、実際の年次実行計画を樹てねばならない。また内外諸情勢の激変があれば、根本的な改訂を要することというまでもない。

三、経済基本計画達成のための諸対策

右の構図に画かれた経済諸目標を達成するには、もとより幾多の困難が存在するが、その困難を乗り越えて目標を具現するには、頭の切り換えと政策の飛躍がなければならぬ。就中左の如き諸対策を強力に実施する必要がある。

1 企業の合理化、高度化の促進、生産原価の引下げ、品質改善等のため、先ず企業自体が全力を挙げねばならぬことは勿論であるが、政府もまたこれを助長促進するために左の如き対策を採るべきである。

(イ) この方向に合せて政府資金の長期投資計画を編成すること。

(ロ) 手持外貨及びここ数年間期待される特需等の臨時外貨収入は、できるだけ經常的輸入、不要不急の輸入に使用しない建前をとり、機械設備の改善、技術の向上に当てる政策をとる。

(ハ) 合理化資金に対しては特に之を優遇し、「企業合理化促進法」を改正して税の減免を拡大する。

(ニ) 鉄鋼の如く特殊事情に基く高原価、また急速に自給度を向上さすべき特定の産業に対しては、原則として予定期間後

生産原価を国際的水準まで引き下げる目途の下に税の減免、金融的優遇、助成金交付等、直接、間接の保護政策を採るべきである。

2 資本の蓄積対策

従来過少な資本蓄積力にも拘らず、一部に二重投資、不急投資等の浪費が行われた事実を鑑み、前述の経済計画に即応した長期の資本蓄積対策を必要とする。而して産業の合理化を促進し、日本経済の質的向上を実現するには、何よりも企業設備の償却、内部保留の増大を図ることが肝要であつて、これが為には現行法人関係税に思い切つた改正を加うべきである。

3 貿易対策

前記の如く競争激化を予想される世界貿易市場において、貿易量の四〇％増を実現するには、次の如き積極的育成策を必要とする。

- (イ) ダンピング防止と輸出検査制度の強化による国際信用維持のための輸出組合法の制定(独禁法、事業者団体法の改正)
- (ロ) 総合経済計画に立つ関税制度の改善、輸出保障制度の拡張
- (ハ) プラント輸出に対する助長、保護政策の強化
- (ニ) 貿易商社の強大化、特にその資力の充実に對して積極策をとること
- (ホ) 右のほか例えば新市場開拓貿易に對して、税の払戻しや、二重、三重価格制、造船、海運に對する保護助成策等、今日各国が等しく採用している貿易海運振興策に對抗する積極的諸政策をとること
- 4 その他検討を要すべき問題点

- (イ) 以上の産業構図の実現について、所要の対策遂行にも拘らず、最も困難を予想されるのは、樂觀を許さぬ国際条件の

下に、貿易量を四〇％増加せしむべきことである。もし各種の事情から輸出の増大が阻害される場合には、結局外資によつて補充しなければ、この計画は崩壊する外はない。

(四) 経済計画の達成を図るためには、所謂底の浅い日本経済においては、産業と企業間相互の調整を必要とするが、特に当面見るが如き経済下降期においては、物的、資金的に弾力性を与えて不必要な摩擦混乱を惹起することを防止しなければならぬ。

(五) 本計画の実現を図るため強力に企業合理化の促進が要請される結果、或いは生産規模の拡大にも拘らず雇傭の相対的低下をも予想しなくてはならず、このためには公共事業、電源開発促進等による雇傭対策をも考慮する必要がある。

(六) 長期計画の実施に当つては、企画、実行の組織と運用上の方法論の問題があるが、本案においては未定稿である。ただ企画については、少くとも運用上政変によつて基本方針を左右されない超党派的な機関を考える必要があり、計画の実施には或程度の統制を不可避とするが、戦時統制の失敗を繰り返さぬよう、企業の自主性と創意を充分尊重し、企業努力を妨害しないような、実情に即した統制方式を更めて工夫案出しなければならないことを指摘しておきたい。

(七) 植民地を喪失し、狭隘なる国土と貧弱な資源によつて戦後膨脹した、人口を養うことは極めて困難であつて、民度の維持向上と、経済の発展を図るための恒久策として、この際従来の優生保護の見地からのみでなく、産業政策的見地から人口政策を根本的に再検討する必要があるものと考ええる。

【参考資料】

講和後の日本経済の構図

一、
主
なる
意見
書

第 1 表

将来の鉱工業生産水準

A. 指 数

(昭和7～11=100とする)

	昭和26年度	昭和×年
鉱工業総合	138	185
鉄業	129	150
工業	139	185
金属工業	180	198
機械工業	210	300
窯業	152	196
林産業	170	140
繊維工業	54	65
化学工業	157	290
食料品工業	89	103
印刷工業	113	140

B. 数 量

品 目	単位	昭和26年度	昭和×年
石炭	千屯	45,507	55,000
鉄鉱石(純分)	〃	490	500
銅鉱石	〃	41	60
硫化鉄	〃	2,246	2,700
硫酸	〃	144	200
銑鉄	〃	3,413	5,000
鋼塊	〃	6,690	7,520
普通鋼々材	〃	4,500	5,000
電気銅	〃	81	90
アルミニウム	〃	36	60
鉄道車輛	台	7,430	15,000
産業車輛	〃	10,470	14,000
トラック	〃	24,077	35,000
小型自動車	〃	11,032	15,000
自 転 車	千台	897	1,400

品 目	単位	昭和26年度	昭和×年
船 産 業 機 械	千屯	491	600
時 計	〃	830	1,000
セ メ ン ト	千個	3,044	4,000
板 ガ ラ ス	千屯	6,766	8,500
生 糸	千函	4,851	6,300
綿 糸	千俵	200	300
毛 糸	百万ポンド	713	800
硫 安	〃	112	180
過 燐 酸 石 灰	千屯	1,723	2,500
石 灰 窒 素	〃	1,501	2,000
カ ー バ イ ト	〃	402	600
ソ ー ダ 灰	〃	489	930
苛 性 ソ ー ダ	〃	226	300
硫 酸	〃	335	500
人 絹・ス	〃	3,824	4,600
合 成 織	百万ポンド	370	600
紙	〃	100	100
パ ル プ	〃	2,678	3,000
ゴ ム	千英屯	1,200	1,243
皮 革	千屯	51	90
	〃	40	45
電 力 (需要端)	百万KWH	42,300	46,500

第2表

将来の農林水産業生産

A. 指 数

(昭和7～11=100とする)

	昭和26年度	昭和×年
農 業	97	115
林 業	123	108
水 産 業	95	105
総 合	99	113

B. 数 量

品 目	単位	昭 和 26 年 度	昭 和 × 年
米	千石	60,660	72,000
大 麦	〃	9,730	9,700
小 麦	〃	8,000	9,000
繭	千貫	24,360	36,000
用 材	千石	107,000	95,000
薪 炭	〃	104,000	85,000

第 3 表 貿易水準並びに国際収支

A. 輸 入

(単位 千弗)

品 目	昭 和 27 年 度 政 府 計 画	昭 和 × 年
穀物、食糧(砂糖を含む)	520,000	462,630
農 産 物、肥 料、飼 料	55,000	145,400
石 油、石 油 製 品	135,000	170,000
工 業 原 材 料	1,314,000	1,507,780
織 維	643,000	755,000
鋳 造 物	185,000	207,280
非 金 属 物	53,000	50,000
(塩、その他)	109,000	64,000
石 炭	324,000	451,500
そ の 他	80,000	115,000
合 計	2,104,000	2,400,810

B. 輸 出

(単位 千弗)

品 目	昭 和 27 年 度 政 府 計 画	昭 和 × 年
食 糧 及 び 飲 料	80,000	100,000
織 維 製 品	646,000	1,051,000
化 学 製 品	43,000	66,000
非 金 属 鋳 物	91,000	93,800
金 属 製 品	312,000	350,000
機 械 (船舶を含む)	240,000	350,000
そ の 他	199,000	205,000
合 計	1,611,000	2,215,800

C. 国際収支

(単位 百万円)

		昭和27年度 政 府 計 画	昭和 × 年
受 取			
輸 出 貿 易 計	(特需を含む)	1,611 769 2,380	2,216 400 2,616
支 払			
輸 入 貿 易 計		2,105 178 2,283	2,401 200 2,601
バ ラ ン ス		+ 97	+ 15

(註) 昭和×年においては特需は考慮していない。

D. 主要物資輸入計画表

品 目	単位	昭和27年度 政府計画	昭和×年
食 糧	千屯	3,517	3,100
米	〃	1,010	1,600
大 麦	〃	716	500
小 麦	〃	1,791	1,000
砂 糖	〃	605	700
原 油	千軒	3,120	4,640
棉 花	千俵	1,434	1,700
羊 毛	〃	485	850
鉄 鉱 石	千屯	5,470	6,300
粘 結 炭	〃	2,900	3,750
塩	〃	1,700	1,890
生 ゴ ム	〃	57	80
人 絹 パ ル プ	〃	50	120

第4表 主 標 指 標

項 目	単位	昭和27年度 政府計画	昭和×年
人 民 所 得	千人 億円	85,800 50,340	91,000 55,000
生 活 水 準	昭和9~11 年=100	83	89

〔備考〕(1) 本案は極めて概略的な試算であつて、数字的に厳密な検討を経ておらず単に参考として提起するに止まる。

(2) 本案においては貿易面においては現在の如き地域的障害は予想していない。

(3) 本案においては一応国民所得の5%程度を自衛力の漸増に振向けることを前提としている。

外資法運用の基本方針の確立

(二七・七・一六)

民間外資の導入は立遅れたわが国の技術水準の向上を図り、過少な資本蓄積を増強する手段として特に弊害なき限りこれを助長促進する措置が必要である。

而して民間外資の導入に当つては、わが国経済自立の促進並びに国際収支改善の観点から、導入外資を国民経済上最も効率的用途に利用せしめるとともに、他面わが国の産業が不当な圧迫を被るおそれのある場合等、国民経済に与える不測の影響を防止するため、一定の認可基準と優先順位基準とを確立してこれを経済界に周知せしめることが必要である。われわれはかかるものとして以下の如き基準を要望する。

第一、経営参加を伴う外資導入

(一) 認可の基本条件

経営参加を伴う外資導入に当つては、提携の相手方企業の信用度を重視し、国内産業に対する不当な圧迫を排除する必要があることは勿論であるが、更に左の条件のいづれかに該当するものでなくてはならない。

- (1) わが国の技術水準の向上のため必要な技術導入上、経営参加を許さねばならぬ場合
- (2) わが国の必要とする原料の確保上、経営参加を許さねばならぬ場合
- (3) 輸出市場の確保上、経営参加を許さねばならぬ場合
- (4) その他わが国民経済自立のため特に必要な場合

(二) 優先順位の基準

一、主なる意見書

外資の導入は一方において国際収支に及ぼす関係と他方において国民経済への影響との関連を考慮しなければならない。かかる観点から次の如き認定基準を設け、両者を勘案の上、優先順位を定める必要がある。

- (1) わが国の国際収支に寄与する度合の大小
- (2) 国民経済上の必要に寄与する度合の強弱

(三) 経営参加率についての基準

経営参加を伴う外資導入の結果、企業の支配権を握られることは、わが国企業の自主的發展上及び国民感情上できるだけこれを避けることが望ましい。よつて外資による株式取得率は、特殊事情に基く極めて例外的な場合を除き、原則として五〇％を出ないことを認可条件とする必要がある。

なお、實際問題として株式取得により企業の経営権を支配することは、外国側の株式取得率が五〇％未満でも可能であるが、この場合外国側に企業の支配権を握られることを防止するため、例えば別紙の如き方法により、契約、定款、内規等に明文上の規定を設けしめ、これを認可の条件（別紙「参考」参照）とすることも必要である。

第二、証券市場經由の株式取得による外資導入

不確定株主による経営権支配の危険を排除するため

- (1) 同一銘柄の株式取得率を一人当り一〇％以下に制限すること
- (2) 総額において同一銘柄の三〇％を超える外国人の株式取得は、許可を与えないものとする
- (3) 経営参加的株式取得の場合、第三者たる外国人に対して経営参加的株式取得を含めて総額において株式取得率五〇％を超える場合は許可を与えぬこと

第三、貸付金債権の取得による外資導入

蓄積資本の乏しいわが国産業にとつて、比較的長期に亘つて資金が固定し、しかも経営参加を伴わない此種の外資は金利、期間等の貸付条件が導入の対象となる企業にとつて不当な圧迫となる場合を除き、わが国として最も歓迎すべき外資の形態である。

(一) 貸付金債権の取得による外資の認可条件

次の如き条件を具えた此種外資は原則としてこれを認可すること。

(1) 当該外資の元利支払外貨は当該資金の運用によつて直接賄われ、国際収支上プラスになるか乃至は毫も負債とならないものは、その用途に格別の弊害がない限りこれを認可すること

(2) 国際競争の最も激甚な企業で、低利の外資を利用することによつて国際競争上著しく有利となる企業に対しては、わが国際収支関係の許す限りこれを認可すること

(二) 次の如き条件を具えた此種外資の導入は

わが国際収支に貢献する度合と、国民経済上の重要度合との両者を秤量してその優先順位を定め、将来のわが国際収支を脅かさない範囲においてできるだけこれを認可すること。

(1) 国民経済上重要な用途に使用せられるもの

(2) 国民収支関係に直接間接貢献するところ少くないもの

第四、技術援助契約

技術援助契約については、当該契約が却つて将来のわが国技術の発達を阻害し、乃至わが対外販路を不当に制限せざる限り、これを認可すべきである。

(附 記)

各国通貨の為替相場が公定レートと実勢レートと少からず乖離し、又は自由交換性を欠くもののある現状においては、かかる通貨による外資導入は不測の損害を国民経済に及ぼすおそれが多大である。依つてこれら通貨による外資導入については、例えばドル建にする等別途の考慮を要する。

(参 考)

経営参加を伴う外資の導入に当り実質的に経営権の支配を防止する方法の事例

1. 外国側重役は株式取得率の比例以上に出でないこと
2. 契約以上の株式を証券市場経由等により自由に取得することを防止する規定を設けること
3. 将来増資の場合の株式取得率について予め協定しておくこと
4. 日本側の諒解のない第三者に持株の処分をしない旨を協定すること
5. 取締役会、株主会において株式取得率に応じて日本側、外国側の意見が夫々表明され得るよう定足数、議決方法等を規定

すること

例えば、株式取得率夫々五〇%の場合において、株主総会における議決権行使の定足数と議決方法を例示すると

『株主総会の決議は総株式の四分の三を超える株式を有する株主が出席し、総株式の三分の二を超える議決権によつて決する』

旨の規定をおくことにより、日本側株主の過半数が賛成しなければならぬことになり、大体日本側の意思を充分表明し得ることになる

以上は一例であつて、右の措置は夫々会社の実情に応じて左の事項を考慮の上定める必要があることは勿論である。

(4) 株式の分散度

(5) 株式取得比率

総選挙に際してのわれ等の要望

(二七・九・五)

われわれの判断によれば、今後の一、二年間のわが国は、政治的にも経済的にも、国運を決すべき異常の危機に直面せんとしている。

この重大な時期に当つて、国会は解散され、総選挙が行われんとしているのであるが、われわれは各政党並びに議員候補者が、従来の如き低調なる逐鹿の意識を棄て、真に国難におもむく覚悟と政策を提げて、公明なる選挙を闘わんことを望むや切である。

而して、此際国難を克服し、わが国の独立と自由と経済自立を獲得する方途は、多くの選択を許すほど余裕のあるものでは

ない。少くとも祖国再建の基本的政策においては、党派を超えた不動の一線がある筈である。日本の独立と自立を心底より庶幾するものには、この一線の発見は難事ではないであらう。

思うに、此の際、国家の浮沈を決すべき基本政策にして、政党、政治家が小異をすてて大同につくべき問題は次の如きものである。

第一に、民主々義をじゆうりんし、暴力をもつて治安を攪乱し、日本を破壊に導くが如き党派及び不法外国人に対して、不退転の決意を以て断乎たる対策をとること

第二に、日本経済の死命を制する貿易海運について徹底した振興策を講ずること

第三に、生産の基盤である資本の蓄積について、抜本的な対策をとること

第四に、失業問題、貧困問題について、国力の許す限り最善の対策をとること

これらの基本政策について、勇氣と信念を持つ政党、政治家にして初めてこの非常時局の国政を担当する資格ありといわねばならぬ。各政党は、例によつて盛沢山な政綱政策を羅列しているが、いまは斯る大向主義の總花的政策を展示すべき時期ではあるまい。われわれは上掲の如き基本問題に対して、各党が国民の前に真剣にして明確なる態度を示すとともに、他面、伝えられる政党内の派閥抗争の如きは、此際断乎一擲して、協和すべきことを要望する。国民もまた時局の重大性を更めて認識し、斯る線に添つて一票を行使すべきであると信ずる。

ガット加入に関し英系三国に要望

(二七・九・一二)

われわれ日本国民にとり極めて重大な日本の「貿易及び関税一般協定」への加入に関する来るべき採決について、わが国財

界人の一致せる見解を代表し、経済同友会の名において、ここに、貴下の御厚意に懇え、御注意を喚起したい。

伝えられる処によると、貴国政府は一般協定に日本を加入させることに反対されている。われわれは勿論、この報道が何らかの意味を持ち、また貴国政府の最終かつ真実の政策を反映するものであるとは信じたくない。しかしながらこのような反対が、伝えられる如く、一部日本人業者の過去の取引上の不正行為に基いてなされているとすれば、これは全く根拠のないものであることを、この際貴下に対し御通知することが必要と考える。

今日の世界貿易は、殊に自由諸国家間のより緊密な関係を必要とする現状において、関係国の相互の協力によつてのみ繁栄できるとわれわれは理解する。このような情況の下にあつては、公正な取引慣行に反する如何なる行為も、相手方を害するより寧ろわれわれ自身により損害を与えるものとならう。事実、日本政府においても、わが国貿易業者の不正行為を防止するため、必要な措置を講じている。一般協定にたいする日本加入の拒否はまた今後における日本人業者の不正行為を除去するものでも、減少させるものでもない。それは寧ろ日本の業者を、協定加盟国が受諾し、かつ遵守しなければならぬ種々の基準や慣行の適用の外に留まらせるものであらう。

周知の通り、日本経済の存立は一に貿易におけるわれわれの成否如何に懸つてゐる。このことは、他面からいえば、自由国家との相互の協力を行わねばならぬことを意味する。日本は最近、国際通貨基金に加入を認められ、世界経済の発展のため活潑に各国と協力できる機会を与えられた。これは自由諸国家の共通の目的達成のために、日本の参加の必要が認められたことに他ならない。

不幸にもこれまで、われわれは自由諸国の間に、貿易憲章や国際貿易機構の諸活動に反する種々の行為が採られていることを目撃して来た。最近の各国における輸入関税引上げの如きは過去のオータルキー的慣行に戻る政策以外の何ものでもない。この他にも、世界の友好国家間における貿易の自由かつ調和ある流れを齎すために解決しなければならぬ多くの問題がある。

事実、この際、政治的にも、経済的にも、自由諸国民の相互協力を助長するために、あらゆる方法が講じられなければならないのである。

斯の如き現状において、日本を協力の埒外に止まらせることの不利は極めて明かである。日本は生存と繁栄のため貿易の発展に依存しなければならない。敗戦により領土と市場を喪つた日本としては、友好国との緊密な關係を保ちつつ、貿易の発展のため、過去に倍加する努力を払わなければならないのである。

従つて、日本の実業界が一致して、貿易関税一般協定にたいする加入を熱望していることは極めて自然である。實際、日本国民としては協定加盟国の一員となり、この世界機構によつてなされる共同の努力を分担することは、自らの権利であり、義務であると考ええる。

われわれは、貴国政府の基本的かつ不変の政策は他国に公正であり自由諸国民と協力することであると確信する。われわれもまた貴国の公正と協力にたいしては、常に、これに報いる用意がある。貴国にして貿易の日本国民にたいする重要性を了解し、かつ国際社会の公正にして建設的な一員たんとする日本の決意を知られるならば、關係国の相互の利益を増進するため、すべての機構に参加したいとのわれわれの願ひの正当性を必ずや認識されると信ずる。

以上は日本財界の一致せる見解であるが、われわれは貴下がこの書状の内容について貴国政府の注意を喚起し、日本の一般協定への加入について、協定加盟国が承認の採決を行うよう、尽力されることを切望する。

政局安定に関する緊急要望決議

(二七・一〇・四)

経済団体連合会 日本商工会議所

日本経営者団体連盟 経済同友会

今回の独立後初の総選挙に臨んで、われわれは、経済界の総意として、安定政権が確立し、現下の困難な内外情勢に対処し、政治経済その他諸般の分野において、速かに強力な体制を整備すべきことを強く要望してきた。総選挙の結果は、国民の良識と公正な判断とにより、自由党が過半数の議席を占めることとなり、国民多数の希望が、自由党による安定政権の確立にあることが実証されたことは、経済界としても、まことに、慶祝にたえない。

然るに、伝えられるところによれば、次期政権の首班問題をめぐって自由党内部に意見の対立があり、その調整が困難視せられてゐることは、まことに、憂慮にたえない。

独立後、なお、日が浅く、内外諸状勢まことに容易ならないこの際、万一、安定政権の成立が困難となるような事態に陥れば、それは、経済界のみならず国民多数の期待に反することとなり、かつ、将来政党政治に対する重大な不信と失望とを結果する惧れがある。

よつて、われわれは、この際、自由党が今回の選挙を通じて国民から寄せられた信頼に深く思を致し、小異を捨てて大同につき、党内の結束をかため、責任をもつて、安定政権の確立に全力をつくされんことを、茲に重ねて要請するものである。

新生活運動の推進を再び要望する (二七・一〇・六)

経済同友会 経済団体連合会
日本商工会議所 日本経営者団体連盟

財界の新生活運動は、去る二月、経済四団体連名による共同声明が行われていらい、これに賛同する少からぬ経営者によつ

て根氣よく続けられているが、今日なお、これが財界一般の運動にまで高められていないことは真に遺憾である。

われわれが新生活運動を提唱したゆえんは、敗戦から占領下にかけて培われた安易な、弛緩せる精神を以てしては、独立後の困難なる事態に対処して、到底、企業の再建、延いては経済の自立を達成することができないと、深く反省したからに他ならない。予想せられた如く、独立を迎えてわが国の経済は、今日、真に困難なる事態に逢着している。貿易の面では輸出商品のコスト高による国際競争力の劣弱が問題となつており、経済の唯一の活路である特需においてすらも、ときに出血受注を余儀なくされているのが現状である。これを打開する方途は、いうまでもなく企業経営の全般に亘つて合理化を促進することである。とくに企業の内部における冗費の排除はその根幹とならなければならない。

ところが現実の事態はどうであらうか。社用に藉口する宴会は今なお跡を絶たず、形式的な中元、歳暮等の贈答の習慣は継続され、殊に最近とくに目に余ることは社葬の派手な実施である。伝えられるところによると、一回の社葬に二十万円に上る巨費が費消された実例もあるといわれる。会社、個人を問わず、資本の蓄積を要請されている際に、真に驚くべき濫費といわざるをえない。われわれは、先きの新生活運動に関する声明において、会社の接待費の節減、宴会の簡略化、不健全なる饗宴贈与の廃止、冠婚葬祭の簡素化、営業用の歳暮中元等の贈答の節減、集会における時間の励行等を当面の実践目標として掲げ、凡ゆる無駄の排除、冗費の節約に努力することを固く誓つたのであるが、これらの目標の実践について真面目に努力しているかどうか、この際、自己の周辺を仔細に省みる必要があると思われる。

この点について、最近、日清紡績株式会社によつて行われた同社前社長鷲尾氏の社葬は、われわれに大きな反省の材料を与えるものと考えられるので、ここにその模様を紹介することにした。

この社葬は完全に新生活運動の線を貫いて実施された。葬儀に臨む態度として同社では、香奠、花環等について故人の近

親、知己等が自宅に贈るものは別として、社としては一切受領せぬ方針を樹て、新聞紙上の社葬の通知にも『新生活運動の趣旨に添い、供花、香資等は固く辞退し、たとえ届けられても受取りかねる』と明示した。それでも葬儀の当日は斎場に多数の花環が持込まれたが、社員総出の応待によつて全部持ち返らせたという徹底ぶりであつた。従つて祭壇には同社より贈つた生花環各一对（共に寄贈者の名札は付されてない）が簡素に飾られただけで、他に供物は一切なく、従来の社葬に比べると斎場は真に質素な情景であつた。しかし、このことは反つて参列者に清楚な感銘を与え、参列の一万田日銀總裁も『今日の葬儀は真に良かった』と語つたそうである。この社葬は費用の点でも新生活運動の目的に完全に添うものであつた。葬儀場での前夜のお通夜には遺族、関係者数十名が集つたが、夜食には一五〇円の弁当と酒五升が出されただけであり、葬儀当日の昼食は一人あたり一〇〇円、斎場費を含めて社葬に要した費用は総額で十五万円を出なかつたということである。



日清紡による今次社葬は、正に財界新生活運動にたいする頂門の一針であり、その英断は賞賛さるべきである。固より社葬の形式についてはなお考慮すべき余地があるであらう。たとえば香奠等についても一概に拒否すべきではなく、受理してこれを社会事業等に寄付するといったことも考えられてよいのではなからうか。今後の研究によつて最も妥当な社葬の形式を打たせることは新生活運動の一つの課題である。

それはともあれ、新生活運動は一部の経営者によつてここに力強く踏み出されたのである。われわれは、わが国経済の困難なる現実深く思いを致し、これを契機に、新生活運動の当面の實踐目標を再び想起して、その推進を図らねばならない。

資本蓄積促進対策

(二七・一一・一 第五回全国大会)

一、日本経済の国際競争における劣勢、従つて、経済自立に対する最大の隘路は、資本蓄積の不足である。資本蓄積を広義に解すれば、おのずから対策も多岐にわたる。たとえば、国民所得の増大はその根本策であり、金利問題、資本市場育成の問題にも、当然触れなければならない。しかし、ここでは、問題を企業の自己資本の充実に限定して、その対策を検討する。けれど今日、企業内容の強化が、経済基盤拡充の前提だからである。しかして、企業財政に対する最大の圧迫は、租税による蓄積の収奪であるから、その対策の重点は、自ら税制面に向けられざるを得ない。

一、企業資本の貧困は、朝鮮動乱後の好況によつて、一時好転したように見えた。しかし、実質的な改善はほとんど行われず、企業財政は依然として病状を脱していない。これは日本経済の最大の癌であつて、このままに放置すれば、近い将来における生産の減退、国民生活の低下は避けられないであろう。われわれが今日、資本蓄積の促進を強調するゆえんは、このような国民経済的視野に基くものであつて、企業家の利己的な立場から、利潤の増大を希望するからではもとよりない。

一、わが国と事情の最も近似した西独において、通貨改革後僅か兩三年のうちに、企業の資本蓄積が著しく進展した事実は、まことに対照的である。たとえば、銀行にはオーバー・ローンのような現象がなく、一流産業会社は、米國一流会社と同じく、今日では運転資金さえ借入金に依存していない。これは、政府がいち早く、法人課税、個人所得税を思い切つて軽減するなど、進んで資本蓄積を促進する条件を整備したからである。英國もまた、法人の社内留保に対しては、特に税を軽減して、企業の健全化を図つた。彼我懸隔の甚しきを知るにつけ、この際、十年の遅れを取り戻すため、徹底した資本蓄積促進対策を、早急に実施する必要を痛感する。

一、以上の立場に立つて、われわれは、左記の各項を資本蓄積促進に必要な措置としてとり上げた。これが一日も早く実行に

移されることを要望する。もちろん、企業自身の濫費ないし浪費については、経営者もまた、厳に自戒するであろう。

資本蓄積促進対策

(A) 企業の自己資本充実を促進するため、法的措置として「資本蓄積促進法」(仮称)を立法する。本法は有効期間を五ヶ年とする特別法であつて、以下の諸項を内容とする。

(B) 企業資産の充実を図るために、左の処置を講ずる。

1、減価償却の徹底を図る。そのため

(イ) 特別償却制度の適用範囲を拡大し、耐用年数を短縮する。

(ロ) 第三次固定資産再評価を実施する。

2、現行価格変動準備金制度を改善し、価格上昇の時に設定し、価格下落の時に取崩し得る制度にする。

3、現行貸倒準備金制度の積立限度を大幅に引上げる。

(C) 資本構成の是正を促進するために左の処置を講ずる。

1、未発行の自己株式保有制度と株式配当(ストック・ディビデント)を利用して資本構成の是正を図る。

2、利益金の一定割合(たとえば五割以内)を「資本構成是正積立金」として、企業内部に留保した場合は、租税面において優遇を図る。

3、増資を容易にするため次の措置を講ずる。

(イ) 現在の金利水準である一割以内の配当金は、借入金の利息と同じく、企業の損金処理として法人税を課さない。

(ロ) 増資費用の軽減措置を講ずる。

(ハ) プレミアムの事後払込もプレミアムと同一の取扱をする。

一、主なる意見書

(二) 増資新株の消化を促進するため、独禁法の一部を停止して、金融機関、競争会社の株式所有制限を臨時的に緩和する。

また株式の譲渡所得課税は廃止し、配当所得に対する減税を行い、さらに株式担保による金融を容易にする道を開く。

- 4、企業の借入金の返済を促進するため、長期金融機関への肩替りを通じて、その整理を促進する。
- 5、高率配当の抑制を図る。

資本蓄積促進対策細目

資本蓄積促進対策の焦点を、自己資本の充実、企業財政の健全化に合せた場合、その対策は大別して、企業資産の充実と、資本構成の是正とに分けることができる。この両面における、われわれのいわゆる「資本蓄積促進法」の構想は次の如くである。

第一部 企業資産の充実

企業資産の充実とは、固定資産にあつては減価償却を通じて、その他資産にあつては各種の準備金を通じて行うのが常道である。

一、減価償却の徹底

イ、特別償却制度の適用範囲の拡大と耐用年数の短縮

- 1 戦中、戦後の固定資産の減価償却の不足は、目に余るものがある。戦前、優良会社の減価償却は実に行き届いていた。今日でも米国においては膨大な機械設備の簿価を僅か一弗としているような例がみられる。しかるにわが国においては、戦時中に固定資産の耐用年数が法定され、この基準を超えて償却することが原則的に禁止された。戦後インフレの高進に際して、特に多額の減価償却が必要となつたにもかかわらず、償却の基準は緩められず、再評価さえも昭和二十五年に至るまで認められなかつた。このため生じた減価償却の不足は莫大なものと推定される。かくて昭和二十六年度においても法人企業の減価償却費の売上高に対する比率が僅かに一%、修理費を含めても二%（経済白書）に過ぎず、戦前の約三分の一でしかない。固定資産の回転数が増加していることを考慮に入れても、減価償却はなお不足していると考えられる。
- 2 漸く最近に至つて耐用年数の改訂が行われたが、これまた不徹底であり、特別償却制度も認められたものの、その適用範囲は三百噸以上の船舶及び通商産業局長の証明ある機械設備に限られているため、なお実情に合致するには至っていない。殊に技術的に立遅れたわが国としては、機械設備が短時日の間に陳腐化することを考慮にいれねばならない。
- 3 そこで次の事項を要望する。

(1) 耐用年数については、業種の特事情を考慮して、合理的短縮を図ること。

(2) 特別償却制度の適用範囲を拡大し、設備の近代化、合理化を目的として更新した新規の機械設備全体について、すべて特別償却を認めること。なお不急不要の投資など資本の濫用に対しては、別途これを制限する措置を講ずる。（附記「参照」）

ロ、第三次固定資産再評価の実施

- 1 特別償却や耐用年数の短縮にもまして、是正されなければならないのは、再評価の不徹底である。再評価が第一次、第

二次を通じて七二%（国税庁調）しか実施されなかつたことについては、種々の原因があげられるだろうが、その最たるものは、時期を限つたことである。即ち六カ月程度の短期間内に「将来の見透しがつき」「再評価税を納付できる」会社でなくては、再評価を決定できなかったことである。

この点を改善すれば再評価はずつと広汎に実施されると考えられるので、資本蓄積促進対策の一環として第三次再評価を実施したい。なお第一次、第二次の再評価は昭和二十四年四月の物価を基準として行われたが、本年一月には卸売物価は当時に比べ約五割（生産財は約八割）（日銀物価指数）上つていたので、再評価限度もこれに応じて引上げ、既に限度一杯行つてゐる会社にももう一度機会を与えたい。

2 第三次再評価の要領は次の如くである。

(1) 基準月日を昭和二十七年一月一日とする。

(2) 再評価限度は、第一次再評価の際の再評価限度より五割引上げる。

(3) 再評価の実施時期及び金額は、企業の実自由とする。但し

a 資本蓄積促進法の有効の期間中であること。

b 実施金額に対する再評価税（六%を据置く）を納付すること。

を要する。

二、価格変動準備金制度の改善

- 1 棚卸資産充実の一方法として価格変動準備金制度が採用されたことは、それ自体としては異論がない。しかし現行制度はまさに羊頭狗肉そのものであつて、価格下落の時に設定し、価格上昇の時に取崩すのでは準備金制度本来の趣旨に添わな
- い。われわれの理解するこの制度は価格上昇の時に設定でき、価格下落の時に取崩し得るものである。

2 この方向へ改善することの必要性は既に各方面で認められ、その具体的方法についても、日本租税研究協会をはじめ有力団体が研究を進めている。この点について、われわれはシャッブ勧告前に実施されていた「一割評価減制度の復活」を強く要望するものである。

しかしこれが諸般の事情により困難であるならば、少くとも日本租税研究協会棚卸資産委員会の提案する次の案を支持する。即ちこの案によれば

(1) 価格騰貴の場合には、企業の棚卸資産中の代表品目の期首評価額と期末評価額変動率を求め、期首資産額を期末評価額に換算し、その差額を準備金に計上し、損金に算入する。

(2) 当期において棚卸資産に価格下落を生じた場合、又は棚卸資産に喰込みを生じた場合は、期首の価格変動準備金を合理的方式により計算した金額だけ取崩し、これを益金に算入する。但しその限度は期首の価格変動準備金とする。

3 金融機関、証券会社等の保有する有価証券は、一般棚卸資産と性質を異にするものであるから、右の方法と同一の基準によることは必ずしも適當でない。よつてこれ等の有価証券に対する価格変動準備金については、別途合理的改正を要する。

三、貸倒準備金制度の拡充

貸倒準備金は、現在極めて限定された範囲でしか、認められていない。即ち売掛債権評価の千分の七（製造業の場合）か、所得金額の百分の二十のうち、いずれか低い方を積立て得ることになっている。しかし企業経営を堅実にする意味からも、大幅に改正されることが望ましい。（たとえば、毎期の積立限度を現在の二倍に、最高限度を現在の三倍程度に引上げることが、一案として考えられる）

第二部 資本構成の是正

一、主なる意見書

資本蓄積促進対策として今日最も基本的な問題は、企業の資本構成の是正である。元來企業の資本構成の原則は「他人資本は自己資本を超過してはならない」というのであつて、この原則はいかなる国でも、いかなる場合でも、重視しなければならぬ。しかるに戦時においては資金調整法によつて強度の統制が行われ、更に戦後インフレに伴う借入金増大により、わが国主要企業の資本構成は全く変貌するに至つた。即ち昭和十一年下期に総資本を一〇〇とすれば自己資本六一、他人資本三九（三菱経済研究所調査）であつたものが、昭和二十六年下期は自己資本三八、他人資本六二（日本銀行統計局調査）となり、その関係は逆転した。しかもこの数字は、二次にわたる固定資産の再評価が行われ、巨額の再評価積立金（自己資本として加算された上のものである。即ち、日銀調査によれば、自己資本三八のうち、再評価積立金である資本剰余金は二二であつて、その大半を占めているわけである。これは戦時という特殊な事情と、敗戦という悲惨な現実のため、やむを得なかつた結果であらうが、これを放置して置けば、我国企業は、微細なショックによつて崩壊する危機にさらされ続けるであらう。一日も早く資本構成の是正を計らねばならないゆえんである。

しかるに、この企業の資本構成の是正に対し、大きな障害をなすものに二つの事情がある。一つは、法人税率が著しく高率のため増資によるよりも借入金によつて資金を調達する方が、資金のコストが著しく安価であること、今一つは、企業の収益に対して法人税を含めて法人企業の負担する税は約六〇%、実効税率に計算しても五三%であることである。このほかに固定資産税を含む巨額な地方税の負担がある。これらの税金を支払うためには、その相当の部分を借入金によつて賄わなければならない。それによつてますます資本構成の是正が妨げられる、という事態に陥つてゐるわけである。以上の二原因を除去して増資を容易にする方法として、次の措置を提案する。

一、未発行の自己株式保有制度と株式配当（ストック・ディビデント）の利用による資本構成の是正を図ること

1 新商法による授權資本制度の実施に伴い、増資手続は簡易化されたとはいへ、なお煩瑣な手続が必要であるため、重役

会の決議後増資払込が完了するまでには、大体六カ月を必要とする。この不都合を避けるため、本法有効期間中は増資手続を簡易化し、未発行の自己株式を保有することを認め、会社が資金を必要とするとき、これを一般証券市場に、随時分割して売出すことにより、必要資金を獲得できるようにする。

2 本法有効期間中、利益金を株式で配当する場合は、その部分については、二項にのべる「資本構成是正積立金」と同一の法人税減税の措置を講ずると同時に、株主に対しても所得税の免税の措置をとる。このようにすれば、支払配当金による直接再投資が可能であり、資本構成の是正にも役立つであろう。

(註一) アメリカにおいては一九二〇年三月に大審院が「株式による配当は所得でない、従つて株式による配当には課税すべきでない」と判決を下して以来、多数の会社が株式配当を行つてゐる。

(註二) 株式配当による端株の処理については、アメリカにおいて行われているフラクショナル・シェアーズ (Fractional Shares) の考え方を採用して、百株未満の株式はクーパーン制をとるなど、簡易の方法をとれば問題が解決されよう。

二、利益金の一部を「資本構成是正積立金」として留保した場合、これを課税上優遇すること

企業は、毎期、利益金の一定割合(例えば五割以内)を、自己資本が他人資本と同額になるまで積立てることができる。この積立金は、減税の扱いを受ける(たとえば法人税四二%を二〇%に減税する)が、増資に振替える場合と、欠損を補填する場合以外には取崩しができない。

(註) 英国では会社利益に対する課税を、内部留保に向けられる場合と社外に流出する場合とで差等を設け、企業の内部留保を税の面で優遇している。

三、増資を容易にするため、次の措置を講ずること

1 現行金利水準に該当する、一割以内の株式配当(一割以上の株式配当の場合は一割迄)は、借入金の利息と同じく、本

法有効期間中は、企業の損金に算入し、その金額に対しては法人税を課さない。即ち、資金コストを、借入金による場合と増資による場合と同一にし、資金調達の場合において増資を促進し、資本構成の是正に大いに役立たしめる。なおこの考え方の前例としては、日本興業銀行がかつて行つた見返資金引受優先株配当金の損金算入がある。

2 増資費用の軽減措置を講ずる。

(イ) 現在増資の費用は、登記税を含めれば、一般に一〇%以上を必要とするといわれている。

従つて本法の有効期間中、本法によつて増資した場合は、簡易な方法により、登記税、金融機関の払込取扱手数料並に証取の手数料等は、極めて少額にとどめる。特に増資金額の比率率によらず、一定金額以上、たとえば一千万円以上は逓減することが適當である。

(ロ) 百株以下の株券は、小切手の如きクーポンの如きものを、正式に許可すること。

(ハ) 百株以下の株主に対しては、各人別に増資目論見書等の交付並に通知は省略し、極めて簡単な文書により要点を知らせるにとどめることとする。

3 プレミアムの事後払込も、プレミアムと同一取扱にすること。

法人税法取扱通達(二ノ一四五)では、「法人が株式発行に際し、額面超過金の額を定めないので、一括して証券業者に株式を引受けせしめ後日当該株式の処分の際、額面超過に相当する金額を当該法人に支払わしめる等の方式で、株式を発行した場合は、当該金額はプレミアムとして取扱わない」ことにされているが、本法有効期間中は、その方法の如何にかかわらず、額面超過金に対しては非課税とする。

4 増資新株の消化を促進するため、次の措置を講ずる。

(イ) 本法有効期間中に限り、独禁法の一部を停止して、金融機関及び競争会社間の持株制限を緩和する。

なお日本銀行は、金融機関に対する貸出の担保として、株式を認める。

(ロ) 株式の譲渡所得に対する課税は廃止し、軽度の移転税を設ける。

(ハ) 現行の二五％配当控除制度のほかに、年間三万円程度までの配当所得は免税とする。

(ニ) 一般の株式担保金融を積極的にするため、この種資金需要に対しては、金融機関が、資金部運用資金などから、別枠融資を受け得る路を開く。

四、本措置施行の時に有する、市中銀行等からの企業の借入金金の返済を促進するため、次の措置を講ずること。

1 本措置施行の時に有する、企業の市中銀行等からの長期にわたる傾向ある借入金を、長期信用銀行又は開発銀行に肩代りし、市中銀行等はこれによつて得た資金を、日本銀行からの借入金金の返済に充当する。日本銀行は肩代りに要する資金を長期信用銀行又は開発銀行に貸付ける。

2 肩代りの範囲は、企業並に市中銀行等より申出たもののうち、長期信用銀行又は開発銀行の定める基準に合格したものに限る。但し、政府は本法有効期間中に、極力かかる債務を長期信用銀行又は開発銀行に肩代りするよう指導する。

3 長期信用銀行又は開発銀行は、市中銀行より肩代りした貸金に対しては、企業に優先株または転換社債等を発行させてこれを引受け、貸金の返済に充当すると同時に、これら証券を市場を庄迫しない範囲において、一般に売出す方法を講じ、一般大衆の蓄積によつて、これを消化する方途を開く。

4 前記の方法によることの困難な場合は、長期の返済方法を企業別に立案させ、その返済を促進させる。

5 本債務に関し市中銀行等に提供した担保物件は、そのまま長期信用銀行又は開発銀行が引継ぎ、完全に借入金が返済されるまでは、本担保物件を他に提供し、または売渡すことができない。かつ長期信用銀行又は開発銀行はこの担保物件に対しては先順位の抵当権を有するものとする。

五、高率配当への特別措置

高率配当を自粛するとともに、企業収益の社外流出を規制し、極力社内留保を促進するために、特別の措置を講ずる必要がある。このため、配当率三割を超える企業に対しては、前記三の1に述べた一割以内の株式配当金の損金算入（借入金利息と同様の取扱い）の特典を停止する。

【附 記】

一、蓄積された資本の浪費を防止するため、過剰投資、不急不要の投資等は、別途これを規制する措置が必要である。

二、本案による租税の減収は約五五〇億円程度と推定され、問題の重要性に較べて、国庫の減収は僅少である。これの補填は、中央、地方財政の徹底的な緊縮に期待する。

三、企業の業態、業種によつては、本案で触れなかつた特殊の対策が必要である。たとえば、中小企業、鉱業、海運業などがそれで、ここではその一々について詳述する余裕はないが、左の如き事項について政府の真しなる検討を望みたい。

- (a) 中小企業においては、同族会社の積立金課税の如き問題があり、その廃止は、中小企業にとり喫緊のこととなつてゐる。
- (b) 石炭鉱業においては、次のような強い要望がある。

① 企業の性質上、不測かつ不可抗力の自然的災害を受け、しかも巨額の資産を失う惧れが大きいので、自家保険の意味において、災害補償準備金を積立てた場合は、その損金算入を認めること。なおこれと同様の要請は、爆発事故発生危険がある化学工業にもある。

② 業態の特殊性にに応じて、探鉱費、坑内合理化工事費、主要坑道延長のため要する経費は、すべて損金算入を認めること。

⑥ 鉱害賠償（石炭の採掘によつて生ずる地表の損害に対する賠償）は、損害原因の発生と損害の発生との間に長期間のズレがあり、しかも通常巨額の金額に達する。よつて、この目的のために鉱害賠償準備金を積立てた場合には、損金算入を認めること。

⑦ 戦中、戦後のやむを得なかつた実質的償却不足を、現在を基準として適正に算定し、一定期間、均等にこれを益金から控除すること。

(c) 金属鉱業においては、埋蔵鉱石を事業の主体とする特殊性に基いて、減耗控除の採用を要望している。

(d) 海運業においては、船舶税の廃止、事業税の外形課税の廃止が強い要請である。

新内閣に要望する

（二七・一一・一 第五回全国大会）

独立後最初の選挙によつて成立した新内閣は、内外に山積している幾多の難問題を解決すべき重大な使命を担っているが、就中、日本独立の基礎となるべき経済自立については、次の如き重要問題に関する根本方針の決定を迫られていることに、更めて注意を喚起したい。

(i) 領土の喪失と人口増加によつて、日本の海外貿易依存度は著しく増大せるにも拘らず、戦前に対する貿易の回復率は輸出三五%（含特需）、輸入四七%に過ぎない（この間西欧諸国は概ね一三〇%程度に戦前の水準を凌いでいる）。しかも、最近早くもデリ貧の状態を続けている。将来の特需一巡に備えて、この難問題を如何に処理すべきか。（別紙「貿易振興対策」参照）

(ii) 輸出不振の国内的原因の基底をなすものは、日本商品のコスト高であるが、これを引下げるためには企業の合理化を断

行しなければならぬ。然るに合理化に要する資金を、安易に信用造出に求めるときは、物価引下げを目的としながら、一定期間却つて物価騰貴を招くという自家撞着に陥いる。他方、自衛力増強、日米協力に伴う資金の需要は物価高の要因をはらむ。この矛盾を如何に解決するか。

(イ) 巨額を予想される防衛費の増大、官公吏のベース・アップ、不況並びに合理化による失業救済、軍人恩給支払、外債支払及びやがて実施さるべき賠償支払等、今後財政支出増加の要因が少くない。他方、増税は既に限度に近く、自然増収もまた多くを期待し得ない。斯る財政膨脹の傾向に対して、如何にして均衡を維持するか。

(ロ) 更に戦中戦後十年に亘り、生産の増強が馬車馬的に要請された結果、資産の償却が等閑に附された。戦前（昭和九—一水準）に比し四割余の大巾な生産回復にも拘らず、昭和二十六年度における資産総額に対する固定資産比率が三四%（戦前五八%）に止まっていることは、資本の喰潰しの行われている一面を示しており、斯る事實は又売上高中に占める減価償却費が一%（戦前六%）と低位にある事実にもうかがわれる。従つて斯る資本の喰潰しを早急に補填しなければ、国民経済を破壊に導く危険に迫られている。これがためには思い切つた減税を敢行しなければならない。（別紙「資本蓄積促進対策」参照）これと前項の均衡財政との調整を如何にするか。

(ハ) 資本の欠乏にも拘らず、一方に過剰投資、不急事業への投資等の資本の濫費が行われている。この矛盾を如何に処理するか。

不幸にして、今回の選挙に當つて、各政党が掲げた政策は、右の如き現下の深刻なる経済危機に対決するには、余りにも低調であり、ギャップが大きいことを痛感するのである。今にして、日本経済が包蔵するこの矛盾や弱点を克服する根本政策を樹立することなくしては、恐らく数年を出でずして、わが経済は行詰り、国民生活水準は大巾の低下を余儀なくせられるであろう。このことは、既に経済同友会が今春の講和発効に際して、強く官民の注意を喚起したところであるが、いま新内閣の成

立を機会に、重ねて時局の重大さを警告し、これに対処すべき根本方針を速かに確立することを要請したい。而して、根本方針として、この際われわれは大様左の如き対策を要望するものである。

一、日本経済の病因を克服して将来の均衡的発展を図り、自立経済を速かに成立するため、財政経済を通じて、政治の基調を「節約による蓄積」に置き、国力を超える消費を抑制する。

二、財政の基調を均衡財政におくとともに、中央地方を通じて、棚晒しの行政整理を強力に断行し、且つ、冗費の徹底的節約を図る。

三、不急並びに過剰投資を防止するため、資金規正の強化及び設備制限方式を採用する。

四、合理化に伴う失業人口に対しては、総合計画の線に沿ひ、公共的事業等による生産的雇用対策を講ずる。

五、防衛生産に対する基本方針を明らかにし、自衛力増強と国民経済との長期的均衡を図る。

六、重要産業に就て、例えば五カ年計画の如き長期に亘る経済自立計画を樹て、その目標に向つて経済の総合的調整を図る。

七、前項の目的を達成するため、行政機関として官、民による少数の強力な企画機関を新設する。政党はこれに対して、超党派的に協力する。

〔附屬参考数字〕

戦前戦後の資本蓄積状況の比較

一、国民所得に対する自己資本比率 (B/A)

昭 九 一 一 平均 一 六 七 ・ 一 %

昭 二 五 九 ・ 九 %

一 〇 〇 ・ 〇

五 ・ 九

昭二六 一三・二%

七・八

二、国民所得に対する払込資本比率 (C/A)

昭九一―一平均 一二一・八%

一〇〇・〇

昭二五 七・二%

五・九

昭二六 六・一%

五・〇

三、国民所得に対する減価償却費比率 (D/A)

昭九一―一平均 六・二%

一〇〇・〇

昭二五 一・二%

一九・三

昭二六 一・七%

二七・四

四、固定比率 ($E/B \times 100$)

昭九一―一平均 九六%

一〇〇・〇

昭二五 一九七%

二〇五・二

昭二六 二一二%

二三一・二

【備考】

前各表は左記資料により作成した。(単位百万円)

昭九一―一平均

昭二五

昭二六

国民所得 (A)

一三、五〇〇

三、五八五、一〇〇

四、六五六、〇〇〇

自己資本 (B)

二二、五七〇

三五八、〇四九

六一九、〇四九

払込資本(C)	一六、四五二	二五九、二八八	二八七、五八九
減価償却費(D)	八三七	四三、五二五	七九、二七二
固定資産額(E)	二一、七九六	七〇五、六一〇	一、三一三、七二五

註 1. 国民所得は経本国民所得調査室資料

2. 昭九一一年、自己資本、減価償却費、固定資産額は三菱経済研究所「本邦事業分析」より推計
3. 昭九一一年、払込資本は「会社表」より引用
4. 右の外は大蔵省「法人企業統計調査」より引用、尚戦後の自己資本中、再評価積立金は含まない

貿易振興対策

(二七・一一・一 第五回全国大会)

戦後におけるわが国経済は、領土の喪失と人口増加の結果、貿易に依存せねばならぬ必要がますます大となつたにもかかわらず、現実の貿易は諸外国に比して著しく立遅れ、しかも最近に至つて早くもザリ貧の傾向を示している。現状のまま推移せんか、日本経済の前途は真に暗澹たるものがあり、この際、貿易振興に対して、強力な積極策が講ぜられなければならない。そもそも戦後の貿易は、戦前のそれと著しく様相を異にし、それに応じて各国ともそれぞれ特殊の貿易振興策を講じている。しかるに戦後のわが貿易政策は、自由競争主義に偏し、国際経済の動向や日本経済の實力及びその特殊事情に対する配慮に欠けていた。さらに米ソ対立の激化以後、客観情勢が根本的に変化したにもかかわらず、これに対応すべき基本対策が講ぜられず、旧態依然たるままに過ぎたことは極めて遺憾である。わが国貿易が今日極めて不振を告げているのは、もとより海外からの原因に基くものも多いが、しかしその一半の原因がここにあることは覆い難い。

かくてわれわれは、戦後におけるわが日本経済の实情と、最近における内外の新情勢を考察し、この際従来の貿易政策の誤謬を訂正し、貿易の育成、指導、強化を図る積極策を強調するものであるが、かかる観点から今日特に必要かつ有効な対策は、左の如き貿易機構の整備と強化である。

一、通商政策審議会（仮称）の設置

従来の貿易政策における最大の欠陥は、綜合統一性の欠除にあるということが出来る。その結果、諸対策は一貫性を欠き、かつ朝令暮改のきらいが多く、ために貿易活動に非常なロスを生じたことは、われわれのしばしば体験したところである。思うにかかる事態の生じた根本の原因は、経済全体の立場から綜合的な貿易政策を樹立する機関がなく、また各省間の意見調整が不十分であつたり、或いは余りにも一部の意見に左右せられたりして政策の統一を欠いていたところにある。しかして現状においては、單なる各省間の連絡強化をもつては、かかる弊害を除去することは不可能であらう。よつて、この際新たに左の如き機関を設置し、一元的基本方針を確立することが急務である。

(1) 従来の経験に鑑み、審議会の機構については、大要左の通りとすること。

(i) 官制によるものとし、かつ総理大臣を長として責任の所在を明らかにする。

(ii) メンバーは現在の閣僚審議会（大蔵、通産、経審、農林）委員及び運輸、外務各大臣と為替銀行、貿易業者、海運業者、損保業者、倉庫業者、産業界の代表者とし、人員は民、官同数とする。

(v) 事務局としては経審庁調整部をあてる。

(2) 基本方針の決定機関とし、任務は次のものとする。

(i) 通商最高政策の決定

(ii) 通商条約等の対外政策の基本方針の決定

(イ) 貿易に関する国内対策の基本方針の決定

(3) なお、経済の統一的最高機関が出来る場合は、本審議會はその下部機関とする。

二、輸出組合活動の拡大

輸出取引法の制定は、従来大きな弊害となつていた不当の競争を排除するものとして極めて有効適切な措置であり、その貿易振興に果す役割は少くない。しかしながら貿易のデリ貧的傾向がますます強く、対外競争が激化しつつある現在、輸取出引の合理化に対しては、更に強力な措置が講ぜられねばならない。そのためには、この際輸取出引法の目的を単に不公正取引の防止に止まらしめず、進んで対外利益を擁護することを目的とし得るよう拡大することが必要であるが、特に輸出組合活動の強化につき左の諸点を提案したい。

(1) 輸出品の検査は、原則として、政府の強制検査とし、その実務は、業界の実態に応じ、出来得る限り、組合に行わしめること

(2) 組合の自主的調整によつて技術、デザインの保護を可能ならしめる措置を講じ、もつてその濫用を防止し得るようになること

(3) 組合の海外に対する啓蒙、宣伝、調査については政府援助を行うこと

三、貿易商社の強化

貿易商社の強化については、既に他の機会においてわれわれの強く要望したところであり、その必要性はここに更めて説くまでもない。しかるに今日に至るも、なお何等の対策も講ぜられていず、事態は全くの放置状態にある。よつてここに貿易機構強化の一環として先の要望に加えて、左の措置を至急具体化するよう要請する。

(1) 海外支店の現地取引を円滑かつ活潑ならしめるため、商社支店の外銀よりの借入に対しては、政府保証の道を講ずる

こと

(2) 商社の地位向上を図るため、特需取引におけるコントラクターの資格を商社に与えること

(3) 商社の統合を容易にするため、独禁法を緩和するとともに、一定条件を具える統合商社に対しては、優遇措置を講ずること

四、新為替金融対策の樹立

為替金融の不円滑は、現下の貿易伸長を阻む重大原因である。しかしてその主要理由が、資本蓄積の不足に基く貿易資金の絶対的不足や金利高にあることはいうまでもないが、それ以外に、現行為替金融方式の不備による為替金融と国内金融との有機的運営の欠如にも大きな原因がある。この結果貿易業者は、(A)その最も重要な機能である円金融を行ふべき素地を破壊され、(B)不当の負担を負わされる、という不利な立場に立たされている。かかる障害を除去し、貿易の拡大を図るためには、現行の為替金融方式を改善するとともに、特別の金融措置を講じ、もつて為替金融の円滑化を図ることが是非とも必要である。

いつたい戦後の金融政策は、弱化するわが国経済の実情にそぐわざるところが少くなかつた。後日輸出入銀行や開発銀行が設立され、特種金融措置が講ぜられねばならなかつた一半の理由はここにあるが、かかる事情は、為替金融の場合も同断であつて、これについても、一般国内金融とは別個に、左の如き特別の措置がとられることが望ましい。

(1) 低廉にして十分な貿易資金の確保を図るため、一定限度における低利の特別円資金を、別枠として供給する制度を確立すること。

(2) 市場の開拓のためには、商社の海外活動の活潑化と併行して、為替銀行の現地進出が必要である。しかしながら、市場開拓の当初は、採算上不利が予想される場合が多いので、将来の発展のためのかかる呼水的犠牲に対しては、国家においてこれを補助する方策を樹立されたい。

通商政策審議会設置要綱

(二七・一二・一九)

一、設置の目的

わが国の経済自立を速かに達成するためには、貿易の振興が喫緊の事実である点に鑑み、通商政策に関する関係各省間の意見調整並びに連絡強化を図り、且つ、民間の創意を尊重して通商政策の総合的一元化を図り、これを強力に推進することを目的とする。

二、通商政策審議会の職務

通商政策審議会（以下審議会という）は、左記の事項に關して内閣総理大臣の諮問に應じ、又は必要に應じて内閣総理大臣に建議を行うものとする。

- (イ) 通商政策策定の基本方針に關する事項
- (ロ) 通商協定、通商航海条約等經濟外交政策の基本方針に關する事項
- (ハ) 通商に關する国内政策の総合調整並びに国内政策策定の基本方針に關する事項
- (ニ) 外貨予算編成の基本方針に關する事項
- (ホ) 前各項に係る情報の分析、報告書の作成に關する事項

三、審議会の組織

- (イ) 審議会は総理府の附屬機關として設置する。
- (ロ) 審議会は、左に掲げる者を委員として構成するものとする。

1 大蔵大臣、通産大臣、外務大臣、農林大臣、運輸大臣、經濟審議庁長官

一、主なる意見書

2 日本銀行総裁

3 貿易業者、金融機関並びにその他貿易に特に関係の深い各産業界の代表者及び有識経験者十名以内

(イ) 審議会の議長は、経済審議庁長官を以てこれに充てる。

(ロ) 前項「ロの3」に掲げる委員の任期は一年とする。但し重任を妨げない。

(ハ) 前項「ロの2及び3」に掲げる委員は非常勤とする。

(ニ) 審議会の会議は非公開とする。

四、審議会の事務局

(イ) 審議会の運営、審議会の職務に関する情報及び資料の蒐集、分析等、審議会の庶務を司るため、経済審議庁に通商政策審議会事務局（以下事務局という）を置く。

1 事務局の組織は左に掲げる者を以て構成する。

a 事務局長

民間の有識経験者を以てこれに充てる 一名

b 事務局次長

経済審議庁調整部長を以てこれに充てる 一名

c 事務局職員

イ、経済審議庁内の関係調査官、関係課長で、経済審議庁長官の指定するもの 若干名

ロ、貿易業者、金融機関及びその他貿易に特に関係の深い産業界の中堅職員 若干名

d 補佐職員

イ、經濟審議庁の關係職員中、經濟審議庁長官の指定せる者 若干名

ロ、貿易業者、金融機関及びその他貿易に特に關係の深い産業界より補佐職員として採用せる者 若干名

2 前項「a」の事務局長、「cロ」の事務局職員及び「bロ」の事務局補佐職員は非常勤とすることができる。

3 前項「a」の事務局長は次官又は審議官、「同cロ」の事務局職員は調査官の待遇とする。

五、審議會の附屬機關

審議會運営の円滑化を図り、關係各機關の意見の調整を図るため、審議會の附屬機關として通商政策審議會連絡協議会（以下連絡協議会という）を置く。

(イ) 審議會の議長は、審議會の職務に関し必要があると認めるときは、連絡協議会を召集することができる。

(ロ) 連絡協議会の組織は、左に掲げる機關に属する關係局、部、課長各若干名を以て構成するものとする。

a 大蔵省、通産省、外務省、農林省、運輸省

b 日本銀行

(ハ) 連絡協議会の議長は、事務局長を以てこれに充てる。

六、通商政策審議會等の設置に伴う措置

(イ) 総理府設置法の一部を改正して、審議會等の設置の法制化を図る。

(ロ) 右改正法の委任に基き審議會等の組織、運営及び庶務に関する事項等を詳細に規定するため、政令として「通商政策審議會令」（仮称）を公布する。

(ハ) 審議會等の設置に伴い、必要な予算的措置を講ずる。

【附記】 通商政策審議會を行政組織上、通商行政を主管する行政機関内に設置することは、多岐に亘る關係各省間の意見の

効果的調整を図り、通商政策の総合的一元化に資するためには不充分である。これがわれわれが通商政策審議會を総理府内に設置することを主張する理由である。尚、将来経済政策に関する統一的最高機関ができる場合、本審議會の機能は当然同機関に吸収されるべきものである。

政局安定に関する要望

(二八・一・三〇)

経済団体連合会 日本経営者団体連盟
日本商工会議所 経済同友会

われわれは昨年十月総選挙直後の政局の混迷を憂慮し、現下の困難な内外状況に対処するため、経済界の一致した総意として、安定政権の確立による政局の安定をつよく要望した。しかるに伝えらるる処によれば、最近また自由党の人事問題を巡り党内部の紛争が悪化し、またまた政局の混迷を来さんとしておることは、その国政全般に及ぼす悪影響についてわれわれは深憂を禁じ得ないものがある。

改めて言うまでもなくわが国の当面している内外情勢はまことに容易ならぬものがあり、しかも再開後の国会には、来年度予算を始め重要案件が山積しており、この際万一政局に空白を生じ、重要案件の審議決定が渋滞するとき事態を生ずる場合は、ひとり自由党によせられたる国民の期待を裏切るばかりでなく、議会政治そのものに対する国民の不信を招来する惧れすらあると言わねばならぬ。

われわれはこの際自由党が、時局の重大性と政局担当政党の責任とに深く思いを致し、国家的見地から速かに、党内の紛争を解決し、政局の安定に全力を尽されんことを重ねて要望するものである。

学校給食に対する要望

(二八・一)

最近学校給食の予算をめぐつて論議がかわされ、一部では実施そのものが問題とされている程であるが、学校給食は後述の説明通り真に重要な国家的施策であると信ずるので、此際左の諸点を速かに実行に移されんことを要望する。

記

一、明確かつ充分な予算措置を講ずること

連合軍の援助打切後、給食費予算は国会に於いて審議を重ねられ、世論の支持があつたにも拘らず、明確な予算措置は講ぜられず、二十七年度は僅かに食管特別会計の予備費から、原料小麦の半額、其他若干の国庫負担が暫定的に支出されたに過ぎない。期待された二十八年度予算も大幅削減、或は全額打切の噂さえ流布されている。かくては遂に給食の実施そのものもおびやかされるに至ると危惧される。しかも、今日、家計は未だ安定を見ないので、児童を持つ家庭の負担を一層軽減する必要がある。かくて、この際、少くとも給食費が明確に予算に組入れらるべきこと、出来得ればパン及びミルクの全額を援助を受けていた当時の如く、国庫負担となるよう充分な予算が計上されるべきことを強く要望する。昨年四月以降給食実績が低下を見た一因は家計負担の増加にあること明瞭である。

二、給食施設の完備

学校に於ける給食施設は給食実施以来漸次拡充してはいるが、なお一部においては不完全なものがある。その原因は施設に対する国家地方機関の予算がなく、多くは学童父兄の負担となつてゐる為であり、その結果学校により非常な不均衡を生じている。かような状態は教育上放置さるべきでなく、施設の完備についても積極的な関心がもたれ、国家又は地方公共機関の補助、指導がなされなければならない。

三、給食内容の向上

給食内容のうち、主体をなすパンについては、原料小麦粉が従来は政府手持中の比較的低品質の売残り品を充当する傾向があり、殊に昨年四月以降七月迄はその傾向が顕著であつた。このため折角児童を通じてパン食普及の目的を達せんとする意図が逆効果となる惧があり、事実昨年四月以降七月迄給食実績が漸減した原因の一半をなしていたと考えられる。昨年九月以降の給食分については相当嚴重な規格によつて別個に委託加工されて改善を見せ、特に児童に必要とされるエンリッチも一部製粉業者の奉仕によつて実施された結果、給食実績は多少向上した。

しかし未だ満足すべき状態とは言ひ難い。要は児童が嗜好的にも満足し、衛生的で栄養分の高い物を供給することを目標とすべきであるから、給食用小麦粉並びにパン製造業者は、最も嚴重に良心的なものを選択し、又エンリッチは全面的に強制実施して、不公平を生じないよう措置すべきである。

次に副食物については特に学童の嗜好に適合し、かつ栄養豊富で衛生的な調理を要する。従来ややもすれば栄養分のみにとらわれて嗜好を無視する傾向があり、又衛生の面においても屢々遺憾な点もあつたので、今後これ等諸点の改善に留意を要する。

選挙後における政局に望む

(二八・四・八・第七回通常総会)

中共当局の提案を契機として、国際情勢は新たな段階に入らんとしているやに見受けられる。繰返し強調せる如く、日本経済の現状は矛盾に満ちた不健康な状態にあるが、若し停戦協定が成功し、新情勢が展開するとすれば、特需に強く依存する我が国際貸借は著しく影響を受け、経済の困難は一段と加重されるであらう。

この重大な時期に際会して、何者にも増して政局の安定と政治の強化が要請されるのであるが、かかる見地から吾々は総選

挙後の政局に対して大なる関心を持たざるを得ない。世評の如く、選挙の結果、小党分立となり、政府の弱体化、重要政策の実現不能、政変、解散の如き状況を繰返すが如きことあらんか、我が経済の自立は殆んど絶望というも過言ではあるまい。新たに選ばれたる議員並びに政党は、冷静に時局を判断し、如何にして、この難局を乗り切るかについて、党利を超えて真剣に取り組み、政党が非常事態に直面して真に国政担当の実力あることを国民の前に実証すべきことを強く要望したい。

日本の独立と経済自立を実現すべき具体的政策は、それ程幅のあるべき筈はなく、且つまた選挙に際して発表せられた各政党の政策は、特異の立場に立つ一部政党を除き、基本的にはそれ程差異があるとは思えない。

然りとすれば、選挙後における各政党は、政策に忠実である限り内政外交を通じて、少くとも基本政策においては、与党たと野党たるとを問わず、政策協定乃至妥協が成立し得るものと信ずる。

すでにして国会は、政策の審議を忽せにして、党略の場と化したかの印象を国民に与えている。この不名誉を払拭するためにも、政党は政策によつて結ばれたる同志の団体であり、国会は政策を審議する神聖なる祭壇であることを、身を以て証明することが必要であるが、更に現在の危局に鑑みて、政党及び議員各位は構想を新たに、政局の安定と重要政策の実現に邁進することを切に希望する。

同時に吾々経済人としても従来その日暮し行き方に反省を加え、日本の経済を信託せられた者としての高い立場から、生産コストの引下げ、経営一般の合理化、労使関係の調整等の基本問題について、自主的にこれを解決する努力を傾注すべきことをこの機会に申合せらる。

安定政権の確立を望む

(二八・四・二一)

経済団体連合会 日本商工会議所
日本経営者団体連盟 経済同友会

独立後早くも一年を経過したが、わが国経済の実相は未だ自立体制の確立に甚だ遠いものがある。この際長期の見通しをもつた基本政策を確立し、これを強力に実行せざるかぎり、憂慮すべき事態に立ち至る虞れがある。この時局に対処するために、強力な安定政権の確立を必要とするをもつて、各政党は政策において大差なき限り、従来の行きがかりを捨て、感情にとらわれることなく、襟度を開き、大同に就き、強力なる安定政権の樹立に相協力せられんことを切望してやまない。

本年度補正予算および明年度予算編成に対する要望

(二八・一〇・一六)

一、国力以上の過剰消費のため日本経済はいま未曾有の危機に際会していることは経済諸指標の明示するところである。

とくに貿易の依存度の強い日本において、国際物価は次第に低落しつつあるにも拘らず、わが国の物価は逆に上昇傾向を辿りつつある現状は、この際重大な警戒信号として留意しなければならぬ。このまま放置しておくならば、輸出の衰退は必至であり、やがては蓄積外貨の蕩尽によつて為替引下、インフレの悪循環を招くことになる。

いまにして国内の消費を節約し物価を国際水準にまで引下げる有効適切な措置を断行しなければ日本経済の再建は恐らく一片の画餅と化するであらう。

したがつて、この物価高の原因を克服するためには国民各層の耐乏を必要とするが、なかんずく財政の緊縮こそ喫緊の重

要事であるといわねばならない。政府ならびに各政党にして真に国家の前途を憂い、日本経済の自立を願望するならば、このさい万難を排して財政の節減を断行すべきであるが、当面、本年度補正予算ならびに明年度予算編成にあたっては、大要左の如き方針の下に経費の節減を敢行することを切望する。

A 基本方針

1 補正予算ならびに明年度予算編成にあたってはインフレ防止、現行為替レート維持の立場に堅く立ち、政府事業の拡張方針を排し、整備方針に徹すること。

2 今明年度一般会計予算を補正予算も含めて一兆円以内に圧縮すること。

3 一般会計の尻を特別会計または金融にしわ寄せせざること。

4 一般会計においては公債は発行せず補助金、補給金等は削減または不増加の方針をとること。

5 米価については、食糧特別会計の運用において極力バランスを保つよう努めること。

6 予算を伴う議員提出立法等は財政の現状に照し、厳に反省自粛すること。

7 地方財政は野放にして放漫に流れている現状に鑑み、その徹底的緊縮化をはかること。

B 補正予算について

1 本年度補正予算編成にあたって留意すべきことは

(イ) 既定経費の削減に重点をおき追加歳出要求を抑えること。

(ロ) 公共事業、食糧増産対策費を二割ないし三割程度削減し、行政費、地方財政支出、官庁當繕費等を節減し、それらによつて追加歳出を賄うこと。

(ハ) 災害並に冷害対策費の諸費は査定を厳重にし適用範囲を重点的に限定すること。

(イ) 義務教育費富裕府県交付分はとりやめにし、公務員のベース・アップの必要が生じたときは、人員整理その他の経費削減によつて捻出すること。

C 明年度予算について

1 明年度予算編成にあつては、本年度補正予算における前記の方針を踏襲するとともに左記の点につき、さらに考慮しなければならない。

(イ) 歳入面においては、資本蓄積、輸出振興のための税制合理化は必要であるが、減税は原則として延期するとともに増税は極力避けるべきである。ただし予算の均衡上必要な場合は、奢侈品その他これに類するものについての高率課税は止むを得ない。

(ロ) 公共事業、災害復旧等の諸経費は極力節減すると同時に総花主義を排し重点主義をとり、かつ便益の効率、明確化を期すること。

(ハ) 継続事業においては緊急不可欠なものを除き削減またはくりのべを行うこと。新規事業はやむを得ざるものを除き、たとえば国鉄新線計画等は極力これを認めない方針をとること。

(ニ) 中央、地方を問わず行政整理、(出先機関の整理、徴税機関の縮小等)を施行し、政府諸機関(たとえば各種委員会とか附属関係機関)の統合、廃止、簡素化に努めること。

(ホ) 経済規模を策定し、財政資金面よりの二重投資、過剰投資を抑制するとともに財政投資の節減および重点的、効率化に努めること。

一、財界においても合理化等による健全経営に邁進し不急不要の支出を排除し新規設備拡充等の経費を極力抑え安定経済の確立に努力すると同時に、国民各層も耐乏生活に徹底しなければならないことは勿論であるが、この際まず政府は本年度補正

予算ならびに明年度予算編成において以上の点に留意し、率先範を示すべきことを重ねて強調したい。

公共事業支出改善対策

(二八・一〇・一九 第一〇回全国委員会)

一、国土が狭小であり、かつ、国内資源の貧弱なわが国にとつて国土の保全を図り、国土綜合開発を促進して国土の有効利用を図ることの一日も忽せにできないことは言うまでもない。

然るに、過年度災害の累積、引続く災害の発生に伴い、災害復旧関係公共事業費は増大し、加うるに時の政治勢力の介入による公共事業関係予算の争奪、予算の總花的配分の傾向は、諸種の腐敗、不正不急支出の誘因となるとともに公共事業関係予算の増大に拍車をかけ、これらは相俟つて、現在内外の経済諸情勢から強く要請されている均衡予算の編成に重大なる圧力を与えていることもまた事実である。

従つて公共事業費支出の内容に厳密な検討を加え、不正不急支出を極力防止するとともに公共事業費支出の合理的改善を図ることは喫緊の急務であり、また国民の世論でもある。

一、昭和二十六年度の会計検査院の監査報告によると、公共事業費支出の殆んどを占める農林、建設、運輸各省所管に係る全国の仕事施行八五、〇五〇箇所に対し、検査済八、一四四箇所、工事金額にして全体の約三割、うち一件五万円以上の非難金額に相当するもの七一八箇所、金額にして二億五、八〇〇万円となつており、これらから逆算すると不当不正支出は約百億円余となる。

然も右の事例は会計検査院の立場から明白に事実を突き止め得たもののみであつて、その實際は遙に右の数字を上廻ることは当然予想される。

加うるに、予算争奪に伴う陳情接待等の経費支出、所期の経済効果を挙げ得なかつた等、有形無形の国費の損失は一般の

常識を絶するものがあると言えよう。

一、本会では、従来公共事業費の支出改善に關して數回の検討を重ねてきたのであるが本問題と密接に關連ある地方財政の在り方等、地方行政、地方財政制度全般に對する検討を必要とする部面は暫くおき、左記に掲げる諸対策は当面直ちに実行可能なものであつて、かつ、その採用により相当効果を收めうるものと信ずる。

然して左記諸対策採用の前提として、關係職員の綱紀の肅正と道義の昂揚を図ることは勿論、政治勢力の介入、即ち選挙対策としての予算の争奪等を強力に排除することが必要である。特に災害復旧關係公共事業費をめぐる各都道府県知事の予算争奪に伴う弊害に對しては、一部において知事の公選廃止の主張すらあつたことを強く指摘したい。

記

一、公共事業所管各省と各都道府県との間の事務の配分の能率化と合理化を図るため、各都道府県の権限の明確化と強化を図り、左の諸措置を採用すること。

イ、一定金額以上の査定権限を各都道府県に移譲すること。

ロ、補助金の交付及び指令は、各都道府県を経由すること。

ハ、支出負担行為、支出行為を各都道府県に一元化すること。

ニ、小規模団体の行う大規模事業は、各都道府県が直接行うように改めること。

三、監督、検収機能を強化、刷新するため、各事業主体及び各都道府県の監督、検収能力を充実し、新に実施監査に重点を指向するとともに、監察使制度（仮称）を設け、工事規模の大なるものについては大局的見地から随時実施監査を行い得る制度を確立すること。

三、工事施行責任の明確化を図るため、左の諸措置を採用すること。

イ、工事の施行機関の責任のみならず、工事施行責任者の対人責任を明らかにすること。

ロ、不正工事、不正使用に対しては、補助金交付の取消等実体的罰則を課すること。

四、災害復旧関係公共事業の合理的改善を行うため、左の諸対策を採用すること。

イ、補助金交付の方式を原形復旧主義から応急災害復旧主義に改めること。

ロ、右に必要な補助金は一定の基準に基き交付し、原則として、施行時期、施行箇所は都道府県に一任すること。

ハ、本制度の採用により削減し得る予算は防災、維持、補修、改良新設工事に充当するとともにこれら工事については継続予算制度を新に採用すること。

五、公共事業における総合性の確保、特に現行の国土総合開発を促進するため、左の措置を講ずること。

イ、計画と実施との有機的関連を図るため例えば事業実施の認定制度、予算の認証移換制度等の調整手段の採用を考慮すること。

ロ、予算配分後の地方行政の調整を図るため、関係地方行政機関、関係地方公共団体の代表者をもつて地方調整審議会（仮称）を設置すること。

ハ、現行の国土総合開発審議会の構成に留意し、純理的、合理的に審議された答申案は、政治勢力の介入を排して、その実施を推進すること。

ニ、戦後特に不足している基本調査を整備し得る機構を確立すること。

ホ、総予算、雨だれ予算を排して工事期間の短縮、工事施行の効率化を図ること。

(附 風 書) 公共事業費支出改善対策細目

(一) 各都道府県の権限を明確、強化すること

公共事業の実施箇所は非常に多く、かつ、全国各地域に亘っているため、所管省が一元的にその実体を把握して適切なる工事の指導、監督を行うことは先ず不可能である。

従来各都道府県における国の委任事務に対する指導、監督の立場は明確を欠いたため、徒らに事務の重複、繁雑を招来し、責任の帰趨の不明確なことは、諸種の不正、不急支出の原因となつている。この弊を防止するため左の諸対策を採用するこ
と。

(イ) 各事業主体、及び各都道府県の査定能力を充実するとともに一定金額以下の事業費の査定権を各都道府県に移譲し、在
定事務の合理的配分により、極力机上査定の減少を図ること。

(ロ) 従来町村等に対する補助指令、補助金交付は、実質的には各都道府県の進達通りに指令されるが、形式的に所管省名で
行われているのが現状である。このため責任の帰属を不明にし事務の繁雑を招来し、補助金交付を遅らせている現状に鑑
み、補助金交付を直接補助から各都道府県を経由する間接補助方式に改めること。

(ハ) 現在国庫補助の種類により、会計法上の予算執行責任者が区々となつており、各都道府県の町村等の末端機関に対する
指導、監督の立場は主務大臣よりの委任事務に対して行政上の監督権を行使するのか、予算執行上の立場から監督、検収
を行うのか不明の場合が多く、不正工事に対する責任の所在も又不明確である。従つて予算支出負担行為はこれを各都道
府県に一元化し、各都道府県の負うべき責任の範囲と限度を明確にすることが必要である。

(二) 現在被災額が大であればある程、国庫補助額が増大する反面、その地元負担分は増加する。従つて財政規模が貧弱な事業主体がその地元負担に耐え得ないことは当然のことであつて、このため工事の手抜、正当なる自己負担の回避等、不正工事を誘発する可能性が多い。故に小規模事業主体の行う大規模事業は直接都道府県が担当すると共に査定を厳密に行つて、事業主体の財政規模に即応した事業費の査定を行い、自己の正当の負担分について融資の適期斡旋、補助金の適期交付を促進すること。

(二) 監督、検収制度の強化、刷新を図ること。

現在の監査は形式監査、会計監査に重点がおかれており、かつ、その監査機関も大蔵、建設、農林等の各省、会計検査院及び各都道府県等が、各自の立場から個別的に行われ、又各自監査能力不足のため所期の目的を充分に達成していない。この弊を防止するため左の如き諸対策を採用すること。

(イ) 事業主体及び各都道府県の監督、検収能力を充実するとともに実施監査に重点を指向し、工事の施工途上における指導、監督の有効適切化を図ること。

(ロ) 直轄事業等、工事規模の大なるものについては、大局的見地から経済効果、行政効果に重点を置いて監査を行うため、特に監察使制度（仮称）を設け、実施監査制度の確立強化を図ること。そして本項の措置の円滑な実施を促進するため、現在の制限的嘱託制度に所要の改正を加え、有能、達識なる技術経験者を委嘱、起用する途を開くこと。

(三) 工事の施行の責任を図るため、左の諸対策を採用すること。

(イ) 工事の施行機関の責任のみならず、工事施行責任者の対人責任を明らかにすること。

(ロ) 不当に事業費を使用し、又は工事の欠陥に帰すべき事由を認めるときは、工事施行機関の責任を追求すると共に、担当責任者の忌避を行い、且つ、補助金交付の取消等実体的罰則を課すること。

(イ) 工事施行現場における工事施行責任者及び施行業者の名称を明記、保存せしめ、国民の世論により不当工事に対する監視を行わしめるが如き制度を明確化すること。

(四) 災害復旧関係公共事業の合理的改善を行うこと。

公共事業費のうち、大きな割合を占める災害復旧事業については、特に工事が細分化され、その実態把握は特に困難であり、その性質上緊急を要するため、机上査定に終る事実が多くその所管事業も各省に亘るため、予算の重複、予算の争奪が行われ、又地方公共団体も自己の窮乏な財政事情の緩和を図るため、架空の事業を設定し、予算の水増しを行い、他の費目に流用して正当なる自己負担を回避する等の事例が極めて多い。特に現行の災害復旧の場合、国の補助率も他の補助金に対して高く、従つて便乗工事を誘発し易く、又政治勢力の介入により、諸種の腐敗の原因となる。斯る弊害を防止しつつ、且つ、災害復旧については、災害防止、維持補修、改良新設工事等と密接な調整を行い乍ら然も且つ、後者に重点をおきつつ方策を講ずることが望ましい。従つて現在の災害復旧制度に改正を加え、左の諸対策を採用すること。

- (イ) 災害発生の場合、補助金交付の方式を従来の原形復旧主義から応急災害工事主義に切換えること。
- (ロ) 応急災害工事に対しては高度の助成を行い、当該応急災害に係る予算は、過去の災害の一定実績を基礎として、各都道府県に毎年交付する。
- (ハ) 一定金額以上の工事は、主務省の認定を受けしめることとするが、右以外については工事の施行箇所、時期等については各都道府県に一任するものとする。
- (ニ) 本制度による対象は、公益性の高い公共施設に限定し、官公庁營繕、文化財等に対する場合は別途の措置によるものとする。

(ホ) 本制度の採用により削減し得る予算は、防災、維持補修工事及び改良新設工事に振向けるとともにこれら工事について

は継続予算制度を採用し、単年予算制度に伴う両年度に亘る予算の空白を回避し、他費目よりの流用、工事請負業者よりの資金の融通立替払等不明朗な関係を生じ得る余地を一掃すること。

(五) 公共事業に於ける総合性の確保、特に現行の国土綜合開発との関連について

公共事業はその性格上、事業相互に密接な関連を有しており、各事業相互間の綜合調整を行わなければ公共事業投資による経済効果を最大限に發揮し、国土の有効な開発を行うことはできない。現在所謂綜合開發計畫の実施は、特定地域十九カ所について行われているが、特に計画と実施との間の有機的関連性に欠けるため、その実効的效果が必ずしも十分に確保されているとは言い難い。綜合開發計畫の策定に当つては「事前に各種事業間の調整を行い、経済効果を最大限に發揮できるように綿密、慎重に計画を樹立すること」、「公共事業投資のための財政投資、開銀融資等、諸投資の一貫性を確保すること」、「各種事業相互間の工事進行の合理的調整を行うこと」及び「計画と実施面との有機的関連性を確保すること」等が必要である。従つてこれに対処するため、左の如き諸対策を講ずること。

(i) 計画実施のための調整手段、即ち、中央企画機關の各省事業実施の場合の認定制度、予算配賦の場合の認定移換制度（又はこれらに代るべき効果的方法）を採用すること。

(ii) 更に予算配賦後の地方行政における工事の進行度の調整を図つて経済効果を確保するため、中央企画機關よりの代表者を長とし、関係各地方行政機關、各地方公共団体等の代表者を委員とする地方調整審議会（仮称）を設置すること。

(iii) 国土綜合開發計畫の実施に際しては、国土綜合開發審議会の答申案を尊重し、特に経済条件に重大な変動がない限り修正を行わず又時の政治勢力の介入を排除して強力にその実施の推進を図ること。そのためには審議会は現実即した答申案の作成に努力するとともに、審議会の構成については純理的、良心的に審議し得る学識経験者を充て関係各行政機關の勢力均衡主義による人選及び時の政治勢力の介入を厳に排除すること。

(イ) 公共事業は各省の所管に亘るため、事業計画、設計、施行の基礎となるべき諸調査が重複的、個別的に行われ、综合性、関連性、科学性に欠ける憾みがあり、戦後特に基本調査が不足している。この弊を防止するために中央企画機関内に各省からの調査を取纏め、一元的調査を行い得る機構を整備するとともに基本調査に重点を指向すること。

(ロ) 国の直轄事業等が工事単位の費用が割高であり、且つ、その効果が挙げられないのは雨だれ予算による工事施行能力の減退によるものである。従つて工事施行に伴う経済効果の測定を厳密に行い、政治勢力の介入を排して重点的に工事の施行を推進し工事期間の短縮、工事施行の効率化を確保すること。

再び企業の資本蓄積促進対策を提唱する

(二八・一一・一七 第六回全国大会)

一、本会は昨秋の第五回全国大会で資本蓄積促進対策を決議し、政府をはじめ関係方面に対してその実現につき強く要望した結果、第三次資産再評価をはじめ本会の主張は一部実現をみたが、企業は依然として資本の蓄積を阻害され、その結果きわめて微妙なショックにも耐え得ない程の脆弱性を内包している。最近統出している不渡手形問題の如きは、その事実を如実に示すものといえよう。

一、思うに、西独が今日みられるような驚くべき発展をなし得た原因の一つは、その強力な資本蓄積対策にあるといふことができる。本会でもつとにその重要性を認識し、さきに、自立経済を速かに達成するためには経済政策の基調を「企業の財政的基礎の確立」におき、政府も経営者も重大なる決意をもつてこれに当るべきことを強く要望してきたのであるが、最近の实情はむしろこれに逆行しつつあるやに感ぜられる。

一、例えば通産省企業局が資産再評価の第一次限度額の一五〇%まで再評価を行った場合のわが国企業の実態を試算したとこ

るによれば、わが国主要企業（三二一社）の昭和二十七年上期利益処分は、その六五％が税金に、三五％は配当等として社外に配分され、社内留保金は皆無ということになると報告している（別表参照）。かかる現状を放置せんか、わが経済はやがては自滅する外ないであろう。

一、かくて経済基盤拡充の前提である企業の財政的基礎の確立をはかることは刻下の急務であり、そのためにはまず企業の資産、資本の構成及び内容を再調整することによつて企業を正しき姿に復元し、適正なる減価償却を行つて資本の喰いつぶしから離脱すると同時に配当率の名目的水準の引下げを行い、もつて資本の蓄積を促進し租税の収奪から企業を守ることが必要である。

よつてここに左記措置の実施を強く要望する。

第二次資本蓄積促進対策

(一) 企業の資産、資本の内容並に構成を調整し、資本の蓄積を促進するため法人企業に対し「新資本決定法」（仮称）を立法する。本法は特別法であつて、その内容は次の如きものとする。

1 本法の適用を受ける法人企業の範囲は有形固定資産の帳簿価格が一定限度、例えば三千万円を超ゆるものとする。従つてそれ以下は任意とすること。

2 第三次資産再評価を強制とする。

第十六回国会は第三次資産再評価法を可決して企業の任意で実施の段階にあるが、この法律を廃止して本法の内に包含し、次の措置をとる。

a 再評価の限度は第三次資産再評価法の限度とし、その限度までは強制とする。即ち、本法実施までの間に第三次再評

価の限度まで実施したものはその限度にとどめ、限度未滿のものは本法実施に伴い、その限度迄強制実施させる。但し、土地等償却資産以外のもの並に陳腐化資産、未稼働資産に対しては例外を認め、企業の任意または実施の時期の延期を認めること。

b 陳腐化資産、未稼働資産を有しているため、再評価の結果再評価限度額の一定割合（例えば七〇％）を下る場合の評価は、再評価審議会の査定に従うこと。

c 強制再評価の実施期間は、本法施行後二カ年間とし、その間企業の任意により四回迄分割実施を可能とすること。但し、特殊の事情のため再評価を限度迄実施することの困難なる企業は認可を得て再評価を打ち切ることができることをすること。

d 再評価税は無税とすること。但し、既納者との均衡をはかるため、やむを得ざる場合は、今次再評価に対し納付する金額を、第三項にのべる再評価積立金の資本組入の際に株主負担とするか、（その金額は五十円株に対し三円以下の負担である）または現行五カ年間の均分納付を十カ年間の均分納付とし、再評価分に対し減価償却を行い得ざる場合、または企業が欠損を計上せる場合は均分納付の再延期を認め絶対に企業の負担とならざるように措置すること。

e 再評価の計算については、今回の第三次再評価法の如き複雑な方法を避け簡易な方法によらしめること。

3 固定資産税を増徴せざること。

本法による再評価（第三次資産再評価により実施したるものも含む）の結果、名目的に増加したる固定資産に対しては、地方税法第四一四条を停止し、固定資産税を増徴せざらうと本法によりその措置をとること。

4 再評価積立金の資本組入を強制し新資本の決定を行う。

さきの再評価の結果生じたる再評価積立金と、本法により生ずる再評価積立金を合計したる額を資本に組入れ次の措置

により新資本を決定する。

a 再評価積立金の資本組入れの期間は本法施行後三カ年とし、その回数は三回を限り、その時期、金額は企業の任意とする。

b 本法施行後、最初に終了する事業年度の終了の日の貸借対照表の固定資産、流動資産等、企業資産に対し一回限り左記の調整を行う。

(i) 固定資産に対しては陳腐化資産等評価減を必要とするものに対してはその償却金額。但し、その金額は固定資産金額の一定割合（例えば一割）を超えていけない。

(ii) 流動資産例えば貸倒れのおそれある売掛金その他の貸金、不良有価証券並に償却を必要とする各種棚卸資産の合計金額。但し、その金額は各種資産毎の一定割合（例えば一割）を超えていけない。

(iv) (i)、(ii)の合計金額を一括新資本決定のための「資本控除勘定」（仮称）として貸借対照表借方側に計上し、本法施行後最初に開始する事業年度の開始の日の貸借対照表において再評価積立金と相殺を行う。但し、再評価積立金と相殺し得る「資本控除勘定」（仮称）の合計は、本法にいう再評価積立金の限度額（本法により企業が再評価を行う最終合計額）の一定割合（例えば三割）を超えていけない。

限度額迄再評価を行わざるため、「資本控除勘定」（仮称）が再評価積立金より超過する場合は相殺残を借方に計上して、将来再評価を行いたるときまで繰延べを行うことができる。

(v) 「資本控除勘定」に繰入れたる(i)、(ii)の償却済資産が将来売却または回収等の結果企業の利益勘定となりたるときは、当該金額を「資本剰余金勘定」に繰入れ、非課税とする。

(vi) 本法実施の日において、株式は一株の額面を五百円とし、法をもつて自動的に行われしめること。五百円未満の株式

一、主なる意見書

は簡易の方法によりその調整を行わしめる。

(二) 法人企業の社内留保に対しては減税を行うこと。

1 法人企業がその利益を社内に着立てる場合は現行四二%を三〇%に引下げ、差引一二%に相当する資金を企業が強制貯蓄を行うこと。即ち、社内留保に対する減税相当額は、向う三ヶ年間に限り、税と同様の方法にて徴収され、開発銀行等に企業毎に強制預託して、実質的の資本蓄積を行う。その金額は「強制預金勘定」として貸借対照表の資産の側に計上する。

2 右の資金は、開発銀行等を通じて重要産業の合理化資金その他の財政投資に充当する。

3 右の預託金は二カ年間据置き、その後は企業の納税資金にのみ使用が可能とする。

4 企業の預託金に対しては一定の金利を附する。

(参考)

(一) 租税負担の日本と西独との比較 (大蔵省主税局調査)

	(日)	(西)	(独)
A 国民所得に対する	国税のみ	国税のみ	
租税負担	一四・七%	二〇・〇%	二五・二%
B 租税収入に対する	昭和九年～十一年度	二八年度予算額	二七年度決算見込
法人税の割合	一〇・三%	一九・七%	一〇・三%

(㊦) 我国法人企業の資本金額及び利益等の状況調
(大蔵省主税局調査) (単位100万円)

	昭和12年	昭和26年	昭和27年	昭和12年 との倍率
法 人 数	92,252	271,151	302,779	3
払 込 本 金	19,374	430,729	535,729	27
積 立 金	5,402	578,233	587,271	252
再 評 価 積 立 金	—	737,999	776,243	
自 己 資 本	24,776	1,546,961	1,899,243	76
利 益 金 率	2,539	542,900	509,119	200
法 配 当	10.2	35.0	26.7	2
償 還 税 当	307	204,732	209,110	681
社 内 留 保 額	1,281	60,000	60,000	46
減 価 却 費	153	11,762	12,667	82
	798	266,406	227,342	284
	810	101,391	132,731	163

(註) 本表は泉美之松氏稿「資本蓄積と税制の問題」雑誌「企業会計」4巻～11号より引用

(㊦) 第三次再評価の限度額程度まで固定資産を高めた場合の諸比率
の変動 (通産省企業局調査)

区 分	戦前19 年上期	27 年 上 期	第1次限度額の150%ま で再評価を行つた場合
資産構成(固定：流動)	61：39	43：57	52：48
資本構成(自己：他人)	59：41	36：64	43：57
負債比率	71%	174%	113%
固定比率	104%	118%	111%
固定長期適合率	73%	83%	88%
総資本回転率	0.38回	1.49回	1.24回
固定資産回転率	0.62回	4.10回	2.60回
売上高利益率	11.8%	4.2%	2.9%
総利益率	4.5%	6.3%	3.6%
利益配当率	67.5%	24.8%	35.3%
剰余金 { 社内留保	28.0%	35.1%	10.5%
処 分 { 配 当	67.6%	23.0%	31.8%
分 { 税 金 其 他	4.4%	41.9%	57.7%

(備 考)

- (1) 戦前の剰余金処分は税引当期純利益における配分率である。したがって4.4%はすべて役員賞与で税金を含まない。
- (2) 昭和27年上期の剰余金処分は、限度まで再評価を行えば、社内留保中約8割は減価償却費として落とさるべきものとなるから、社内留保率は実は10%にすぎない。しかも、この場合は剰余金の10%が内部留保されたといつても、この留保額はたまたま前記からの繰越金と見合っている。したがって当期利益の処分に関する限りは、社内留保は殆んど皆無となり、ほぼ35対65の割合で配当と税金、その他に配分されたことになっているわけである。

われらの覚悟

(二八・一一・一七 第六回全国大会)

わが国は独立を回復したとは言うものの、今や正に重大な危機に臨むに至つてゐる。昨年以來不調であつた国際収支は、本年上期において遂に逆調に転じた。而も、この逆調は一時的の原因によるものでないから、今後も簡単に回復することは期待し得ない。

その原因は朝鮮休戦による特需の減退によるものと言われているが、本来の原因は終戦以來輸出の回復力が低調で、いまだに戦前の三割程度の水準に止まり、累年貿易尻は輸入超過を続けていることを忘れてはならない。故に、われわれは特需の問題を離れて、この正常輸出の伸長を真剣に考えなければ、わが国は食糧及び工業用原材料の輸入資金にも不足し、物価は騰貴し、増大する人口を吸収すべき拡大再生産は絶望に近いことを知らねばならぬ。

最近の輸出の減退は勿論わが国のみの現象でなく、概ね各国共通の傾向であるが、それだけに問題は深刻であつて、尋常な対策では到底凌ぎ得るものとは考えられない。

中共貿易も大いに開拓すべきであるが、唯、一部の論者の唱えるがごとき大いなる期待をこれにかけるとは、到底不可能である。また、中共物資によつてわが国製品の原価を引下げ得る可能性も遺憾ながら少ない。況や、対米依存を断絶してこれに主たる代替を期待するがときは、余りにも非現実的観念論に過ぎない。米国の論者がわが国の現実を評して、「薄氷の上に乱舞している」と言つたのは、遺憾ながら適評と認めざるを得ない。

そこでわれわれは、今や重大な決意を以て全國民とともにこの難局を乗り越え、賢明にして着実な方途を見出し、身を以てこれを実行しなければならない。

想うにわれわれは、わが国経済の一翼を担う経済人の立場から、この難局の克服に自らの役割を果すべき責務がある。今に

してこの重大な決意を怠り、漫然と良き日の再来を待つのみで目を暮すならば、わが国は恐るべき社会不安と生活水準の低落を避け得ないであろう。殊に政治の現状は周知のごとく低調であり、ために、国民一般の士氣地に落ちて独立再建の氣宇に乏しい現状を顧みるとき、われわれこそ先ず決意を新たにして立上るべきであることを痛感する。

それには徒らに他に対して注文をつけ、批評を試みる前に、われわれ自身は先ず何をなすべきかを内省することが必要である。その結果逐次建設的、具体的方策を樹立するとともに直ちに身を以てこれを実行に移し、名実ともに具わる日本經濟の自立に資する用意があることを改めて誓うものである。

さて、わが国現在の危機の真相を考え、われわれ直接の責任として取上げねばならない基本問題は、わが国の生産品の原価が國際的に割高である点を是正することに外ならない。従つて、われわれは今専らこの問題に考察を集中せんとするものである。勿論この問題の解決には政府並びに労働者もその責任を分つべきであつて、現在の政府の政策及び一部の労働者の活動に對しては、大いに不満を感じ反省を求むべきものがあるが、今は先ず、われわれ自身の責任において対処すべき事項を反省せんとするものである。

(イ) 科学技術の推進

原価高の基本的原因は、わが国にとつて天然資源が極めて不利な状況にあることである。即ち、国内に賦存する資源は貧弱であり、そのために多くの工業用原材料を輸入に仰ぐ必要がある。このことがわが国の生産費の割高を招いていることは想像以上である。これに対する根本的方策は、科学技術の進歩開発以外に途がない。然るに、わが国の政治家も産業人も研究事業に対する関心と理解が極めて低調であつて、他力本願に終始している。当面先進國の成果を導入することは勿論大いに努むべきであるが、研究機関に設備を与え費用を投じて科学技術の研究を促進することが、有効適切な投資であることを改めて確認すべきである。

(ロ) 金融膨脹の是正

現在、わが国の国際収支は遂に完全な逆調に転じ、外貨手持高は急速に減少しているにも拘らず、国内には所謂「消費景気」が現出している。このため、一般国民から現下の危機の実態が隠されている。産業界ですら痛切に危機を感じてはいない。これは言うまでもなく管理通貨制の下における金融政策に問題がある。

本来ならば、貿易の逆調からくるデフレ影響がすでに相当深刻に経済界一般に現われている筈である。然るに、貿易外の一時的収入と信用膨脹とに支えられ、わが国の経済界は温室の温度に温められている。かかる政策によつて原価高が訂正せられ、輸出規模が回復する理由は何処にもない。金融界も産業界も目先の安易さに慣れてその日暮しをつづける間に、国内経済は益々海外経済からおき去られてしまうこと火をみるより明らかである。その上、政府の財政は放漫に陥っている。ここにおいて産業人は、一時の苦しみに堪えて適正な信用の調整を覚悟すべきであり、それがわが国の経済を救うための産業人の責務でもある。一方、企業は自己の責任に帰すべき失敗を犯しても、その経済破綻の影響を顧慮するの余り人工的に救済され、厳しい経済性の裁きを受けずに存続が許されている。また、経営外の原因によらざる高生産費企業も安易に温存される傾きがあり、而も、苦しくなれば国民の税金による補助金に頼らんとする風潮が強い。産業人はかかる一切の安易な考えから脱却することを決意しなければならぬ。

(ハ) 資本構成の正常化

現在の諸会社の資本構成が変態であることは周知の通りであつて、資産再評価により漸次改まりつつあるが、いまだ一般に不充分である。これを充分に再評価することは、償却費の増額を招いて生産費低減の趣旨に反すると思うのは、單なる安易経営の途をたどり、所謂、資本の喰潰しの実態に目を蔽つてに過ぎない。

産業界としては、この際思いきつて限度一杯の再評価とその資本組入れを強行することによつて、正当な原価水準を表面

に出すことが其の原価低減への正道であることを認識しなければならぬ。

(三) 社用的濫費の徹底的排除

社用の名の下に濫費の行われていることもまた否定し得ない事実である。而も、一部においてはこの弊害は下部にまで滲透し、殆んど習慣化している。その排除については経済界においても自爾が咄えられてきたが、各企業の最高経営責任者自らが実行する気概と熱意がなければ、その実現は難しい。わが国現下の危機を考へるとき、かかる濫費を徹底的に排除し、この費用は当然資本蓄積、原価低減に役立つ用途に振り向けるべきである。

(ホ) 経済自主性の強化

終戦後わが国の経済は自由経済の原則の上におかれた。自由経済は、自由競争による経済性の裁きの厳しい点に、他の如何なる経済体制よりも優れた効用と威力とを持つものである。然るにわが国においては、経済的基盤の薄弱を理由に産業界自ら経済性審判の作用を回避し、安易な温室経済を今だに続けている。従つて、このままで推移すれば、自由経済の悪い面だけが徒らに助長されることは明白である。若し、自由経済を守らんとするならば、時を移さず嚴肅な自主規制の体制を整える必要がある。

例えば、独禁法の改正により合理化カルテルが認められるに至つても、カルテル行為は経済性審判回避の手段として、動もすれば単なる生産制限、価格維持の面へのみ利用され、生産費低減には何も寄与しない虞れがある。故に、産業人は合理化カルテルが広く有効に行われるだけの自主的協力精神を成熟せしめる責務がある。

(ヘ) 経営合理化の徹底

合理化と言へば、多くはただ新式の機械設備を据えつけることであり、技術の導入であり、戦時中の立遅れを取戻すことであるに過ぎず、経営管理方法の更新については、上層部は比較的冷淡であるのが現状である。このことが、今や、わが国

の諸会社において一般に中堅層に経営刷新意欲が盛り上つてゐるのにも拘らず、停頓状態を続けている大きな原因である。かかる例は上層部の者が自社はよく運営されてゐると自負してゐる場合に最も甚だしい。よつて、わが国の上層経営者は自ら進歩した経営管理技術を撰取して、これを自社に最もよく適合して取入れる工夫に最善の努力を費すべきである。

(ト) 対労働觀念の刷新

敗戦の混乱と社会的不安定と思想解放とによつて、わが国の労働運動は過激、急進に陥つた。その後次第に落着きを取戻すに至つたが、終戦以来今日までのわが国の労使關係の特質は、労働運動が經濟の基盤を無視し去り、生産に対する責任感を忘れ去つた觀を呈していることである。

これには経営者も一半の責任を負わなければならない。相手が激すればそれ相当の対策に出することもまた止むを得ないが、対労働觀念一般が極めて對抗的に終始し、何等の積極的打開方策も認められず、一方が左に振れば片方は右に振れる有様であつた。これでは弱体經濟國としてのわが國の生産性が思うように改善される筈がない。

故に、使用者は労働者に実情を知らしめ、その企業の従業員を何よりも愛し、且つ、信頼しなければならない。使用者は心からこの境地に徹して身を以つてこの難事業に當る覚悟を決めるべきである。労働者は生産の協力者であり、この協力なくしては生産原価の低減も盡し画餅に終るであらう。

(チ) 賃金水準に対する信念の確立

わが國の賃金水準は、大体において現在の企業採算からは負担の限度に達してゐるものと考えられる。故に、この水準を維持しながら生産性を高めて原価の引下げを図らなければならない。慣習的に行われる一律のベースアップは、労働生産性が高まり企業の安定が保持されぬ限り、嚴に排除すべきである。また、この原則を無視した賃上げは、物価高となつて実質賃金の向上とはならないことを認識すべきである。そして今後は企業内部の賃金体系の整頓に努め、生産性との関連に充分

考慮を払わねばならない。

(リ) 失業対策の確立に対する主導性

原価の切下げは、生産諸要素の生産性の増大以外に途はない。これが即ち合理化である。

然るに、わが国が極力生産費を切りつめなければならない情勢に迫込まれていることは、一般国際市場における競争からくる至上の要請である。然るに、生産性の低いわが国の労働が合理化によつて失業の出やすいこともまた明らかである。

然し、かかる合理化による失業者の数は、一時に左程大量になるものとは思われない。むしろ大量の失業は生産品が市場において採算不利になり、売行きが停滞した場合に発生しやすいのである。然るに、かかる失業もみな「合理化」のためであると言ひ触らされている。真の合理化による失業は経営者としてやむを得ない措置であつて、当然配置転換その他の方法でその数の減少に努力すべきであるが、決してこれを回避するために合理化を遅らせるべきでない。回避は却つて大量の失業者を将来に繰越すことである。

また、不況による失業または産業の構造的変化に伴う失業に対しては、社会保障などによる救済が当然であるから、政府がその責任を負うべきである。

要するに、現下の情勢においては失業の発生は避け得られないが、失業者の再吸収に対する責任については産業界自身が最も敏感であるべきであつて産業界が主導的にその対策の確立につき政府を鞭撻すべきである。

経済の復興は、日本の独立と民生安定の礎石である。而して、経営者は復興の最高の担い手である。われわれの責務はまことに重、且つ、大であると言わねばならない。われわれは非常の決断と勇氣をもつて、進んでこの任務を全うすべきであると信ずる。

速かに綜合政策を確立せよ

(二九・四・八 昭和二十九年通常総会)

政府がインフレ抑圧を決定して、すでに四半期以上を経過するが、この間、政策の遂行は、もっぱら金融の量的引締に偏傾し、他に見るべき有効な対策を実行していない。もとより金融引締は効果的なインフレ抑圧政策であるが、所謂金融独走のみでは、デフレ政策の成功を期待することは至難であるといわねばならぬ。

顧るに、朝鮮事変以後の物価高、国際収支の悪化は、(イ)中央、地方を通ずる財政の膨脹、(ロ)国民消費の過増、(ハ)過剰投資並に過剰生産にその根因がある。従つて、一定の計画と方針の下に、右の要因を除去する綜合施策を講ずることが、インフレ克服策の根幹でなければならぬとともにそれはまた刻下の急務でもある。

かくて事態の推移にかんがみ、本総会は取敢ず左の如き綜合施策の骨格となるべき諸問題を提言するとともに、今後更に研究を重ねて、具体案を検討したい。

A 綜合計画及び財政、經濟政策

一 綜合計画の中枢部として、内閣に簡素強力なる經濟計画審議會を設け、一定期間(例えば二年乃至三年)にインフレを抑制する計画の大本及び年次計画を樹立せしめる。行政各省はこの基本計画に基いて実施計画をたてる。

二 中央、地方財政、特に緊縮の余地の多い地方財政をなお一層圧縮する長期編成計画をたて、余剰金は、社会政策、資本蓄積、債務償還、輸出振興等一定の用途以外には使用しないこととする。なおこれに呼応して、国会にも臨時財政節約委員會を設けることを要望したい。

三 今後國策上増大すべき経費、特に失業対策費、社会保障費等の財源は、前項の節約額を以てこれに充てる。それでも不足する際には、国民相互扶助の観点に立つ、目的税的な新税源を充てる。

四 右の一定期間定期昇給のほか公務員のベース・アップ、手当増額は行わない。

五 租税体系を、資本の蓄積、輸出振興、消費抑制等の経済目的に合致するように改革する。急を要するものは臨時措置の方法をとる。

六 鉄道運賃、郵便料金、煙草等の料金は、価格引下を目的とする合理化計画をたて、可及的速かにその引下を実施する。

七 既定の電源開発、造船、短日月に効果を發揮する輸出産業、輸入代替産業、コスト引下に著効ある設備の外は、一定期間、原則として新設拡張を抑制する方針をとる。

八 明白なる不急、不要建築、過剰、二重投資に対しては、右の期間その新設、拡張を禁止、若しくは制限する法的措置をとる。

九 デフレ政策に伴う企業間の協同及び整備、合同を円滑にするため、必要な独禁法の改正、公取委の運営改善を図るとともに、金融機関においても、企業合同を促進するため、関係産業に協力し、金融的便宜をも附与すべきである。

なお輸出振興については、強力大胆なる構想と、財政的、金融的裏付を必要とする。

B 一般消費の節約

一 我国インフレの最大の原因が国民消費の膨脹にあることを卒直に認め、その抑制に正面から取り組む決意をしなければ緊縮政策の成功は覚束ないことを強調したい。而して、その対策の重点を米価並に名目賃金引上の抑制におく。

二年々引上げを行いつた高米価政策は、我国インフレの重要原因の一であるとともに、農民政策としても、必ずしも農民全体の利益とはなっていない。此際高米価政策乃至高農産物価政策をデフレ政策に焦点を合せて、国民経済の立場から再検討することを望みたい。また輸入外米を極力麦に切換え（キャッシュ支払分外米五〇万屯を小麦に転換することにより、外貨四千万ドル、補給金五十億円の節約となる）、且つその価格を引下げて、代用食、粉食の普及を促進し、必要に応じて料飲店の米食制限、米ナシデー（国民の米食率の一日分切下げによる外米輸入量を小麦輸入に切換えた場合の外貨の節約額は千九

百万ドルとなる）を実施し、米食偏重を是正し、外貨の節約をはかるべきである。

三 なお、食糧増産については、構想を新たにし、例えば深耕機械の活用、近代機械力による泥炭地の開発、干拓、丘陵地帯の耕作による酪農の普及等の近代農業方式を採用して食糧自給と就業人口の増大をはかる。

四 羊毛、棉花、皮革等の如く、原料を輸入に俟つ国内向加工品にして、代替産業がすでに技術的にも數量的にも、相当高度に達したものは、消費税等の操作により、漸次輸入を縮少して外貨を節約すると同時に、代替産業の増産によつて雇用量を増す対策をとるべきである。

五 国民經濟の負担力から遊離せる従来の賃上は、すでに限度を超えているが、今後この賃上方式を踏襲することは、日本經濟を崩壊に導き人員整理の原因を作るとともに、国民大衆の生活低下を結果するものであることに、国民各層は眼を覆つてはならない。而して今後においては、力の強弱によつて賃金を決定する素朴、不合理なる方式を更め、労働生産性と結びつけた合理的賃金方式が確立されなければならぬ。

六 賃金と関連して、企業の配当、賞与、重役の俸給等もまた企業の生産性に即応して調整されねばならぬ。

なお購買力の吸収策として、東商の提唱する貯蓄方式も考慮すべきである。

七 時局の重大さを国民に徹底せしめ、政策に協力を求めるため、政府、政党は言論機関、經濟団体等の協力を得て、啓蒙、宣伝に全力を挙ぐべきである。

八 綜合計画を確立するにせよ、もとより經濟活動は計画通りに動くものではなく、計画の誤差は別としても、或は物資需給の先行きを思惑して、一氣に物価が騰落したり、或は思わぬ抵抗線に突當つて計画が頓座したり、海外の情況に激変があつたりする場合を充分計算に入れておかねばならぬ。斯る事態に備えて、計画と施策に相当のアローアンスを見るときにも、機動性を持たしめ、殊に恐慌の事態を未然に防ぐための用意と、機動的措置を今から充分準備しておくことを要望したい。

C 政治の肅正強化

デフレ政策の実施は、もとより容易ならぬ難事業で、そのためには財界も当然之に協力する耐乏、自肅の覚悟（昨秋の全国大会決議「我等の覚悟」参照）を持たなければならぬが、特に要望されるのは政治力の強化である。

最近、またまた保守合同問題が新たに登場しているのを機会に、強力なる政策協定を楔にして合同を推進することを要望するとともに、政党乃至国会の発意によつて、すでに世論の支持を得ている小選挙区制、連座制の強化等を含む選挙法改正、斡旋収賄の有罪化、国会における行政別常任委員会の改廃、議員連盟の廃止、議員立法、予算増額修正権の制限等を自ら実現して、失われんとする国民の信頼を恢復し、政策を中心大同について困難なる経済危機の克服に立向うことを切望する。

声 明

（二九・六・八）

経済団体連合会 日本経営者団体連盟
日本商工会議所 経済同友会

今次の国会の紛糾は、わが国会史上にもかつてなき不祥事であつて、たゞに国会の威信を傷つけ、議会政治にたいする国民の不信を招いたばかりでなく、新生日本にたいする海外の信頼を著しく失墜せしめるものであつて、まことに深憂に堪えない。

もとより、混乱の直接原因となつた暴力による議事妨害は、実に言語同断の行爲であつて、徹底的に糾弾さるべきことは言うまでもない。しかしながら事態はまことに重大であり、互に責任の追求に時間を費し、事態收拾が一日延びれば、それだけ国会に対する国民の信頼は失われ、特に国際収支の改善に向つて日夜苦闘を続けている経済界の現状にかんがみ、寒心に堪えないものがある。

よつて、各党各派は、この際まず時局の重大性を卒直に認識し、静かに国会の威信と責務を考え、党利党略をこえて、大局の見地から速かに事態の收拾に万全の努力を傾注せられんことを要請する。

昭和二十九年産国内産麥購入価格に対する見解

(二九・六・一八)

現在政府は昭和二十九年産産麥の購入価格の決定に迫られている。麦価決定の基準となるべき農業パリティー指数は上昇しており、従つて既往の算定方式を昭和二十九年産産麥に適用するときは、特別加算方式を本年度は取止めるにしろ購入価格は約三%乃至四%の上昇となる。

いうまでもなく麦価の動向は米穀価格の決定にも密接に関連する所である、主要食糧たる米麦価格の上昇が他の諸物価高騰の重大なる誘因となることは過去の事例に詳しい。従つてこの際麦価の上昇をみることは、現在政府の採用しつつある一連の低物価政策遂行上大なる障害となり、又政府の奨励する粉食普及の方策とも矛盾する。

われわれは農村の生活水準向上の必要性をいさかも否定するものではないが、産業界に於ては生産コストの引下げに格段の努力と犠牲を払つてゐる現在、主要食糧価格の決定如何に対しては深い関心を有せざるを得ない。

低物価政策の効果は既に卸売物価に現れかなりの落潮を示し、更にその進展に伴ひ農業パリティー指数もまた低下することも予想される。且つは、主要食糧の国際価格も最近顕著に軟化の傾向がみられ、わが国のみ斯る動向を無視し得ぬことも又事実である。

前述の如き諸事情を考慮するときは、主要食糧の価格決定に就ては寧ろその引下げを検討すべき事態に当面しており、過去のインフレ時の所産である現行算定方式に就ても根本的に再検討を行い、合理的方式を確立することが焦眉の急であらう。

従つて今回の麦価算定に際しては、従来の方式を機械的に踏襲することを改め、取敢えず概ね左の如き弾力性ある措置を講ずることにより、少くとも購入価格の上昇を抑制し売渡価格を据置くことが、現下の経済諸情勢に最も適合するものであり、斯る措置の採用によつても昨年度に比し本年度産麦の増収が予想されている現在、農家の手取額は寧ろ増加することはあつても低下を来すが如き懸念はないものと思考する。

記

- 一、昭和二十九年産麦の政府購入価格は、昨年度購入価格（特別加算額を含む）を暫定価格として採用すること
- 二、最終的購入価格の決定は、昭和二十九年産麦年度の各月の農業パリティー指数の平均値を基準指数として算定すること
- 三、前項の最終価格の算定に際しては、特別加算は認めない方針とすること

北海道開発重点化に関する決議

（二九・七・二三 第十五回全国委員会）

今日我国経済の最大の要請は国際収支の改善を図ることにある。しかしてこれには国土開発による食糧の自給度拡大からかからねばならぬ。我々はかゝる見地から北海道の開発計画こそ、その目的達成に最も効果的であると確信する。のみならず開発計画の進展により北海道の人口収容力が増大し、したがつて膨脹の一途にある人口問題に対しても少なからず貢献することを期待する。

しかるに昭和二十七年より実行に入つた政府の北海道開発五カ年計画は多くの専門家の報告、或いは現地の指導的世論を徴してみても、（一）北海道に投資する国家予算は極めて少く、（二）実施目標がぼけており、且つ具体性を欠くので、現行計画では到底早期には広大な北海道の開発は望めないという。

方法や制度の不備のため、この重要事業の前途が多難であるとすればこれを黙過するわけにはゆかない。我国と類似した基盤にたつ伊太利の政府が食糧の増産による国際収支の改善と同時に雇用問題解決を期して、不毛の南伊開発に乗り出し、計画実施いらい僅か数年後の今日顕著な成績をあげるにいたつたが、これは政府が長期計画により確固たる目標を与えたことと強力な実施機関を持ったことが結局成功に導びいたのである。こゝにおいて我々は、政府並に関係者に次の諸点に因し注意を喚起し、もつて北海道開発計画の進展を期したい。

一、北海道の開発計画は総合開発を必要とすることは勿論なるも、現在の資金、時間、技術等の諸要素を考え、かつ我国が当面国際収支改善の実現を急務としている実情にかんがみ、総花的計画を排し、食糧自給度拡大に重点をおき、あらゆる力をこれに集中し、じん速かつ効果的に第一段階の目標に到達すべきである。

二、北海道開発計画は政治的に利用されることがあつてはいけな。同時に行政上の対立競合もさげねばならない。しかるに現実の北海道開発計画はこれらの弊害を蒙つてゐる。国民経済に生命力を注ぎこむための開発計画であるから、速かに実施面において政治上、行政上の障礙を排除できる組織を確立すべきである。

右決議す

昭和二十九年産米価格に対する意見

(二九・九・三)

本会はさきに昭和二十九年産米価格の決定に際して、購入価格の上昇を抑制し、売渡し価格を据置くべきことを要望したのであるが、われわれが斯る見解を示した所以は、主要食糧たる米麦価格の上昇は、他の諸物価貸金給与高騰の重大なる誘因となることを危惧したからに外ならない。特に米穀は主要食糧中に占める比重が大であるだけに、本年度価格決定の如何は、低物

価政策の成否を決する重大影響を齎らすことを懸念するのである。従つて、この際従來の高米価主義による集荷方法を改めるとともに価格構成の合理化による農家所得の均衡を図り、低物価政策と基調を一にする価格算定方式の確立が強く要請される。

試みに昭和二十八年に於ける都市と農村との消費水準を比較すると戦前比（昭和九一十一年を一〇〇とする）都市九四％に對し、農村は一三・一％と大巾な上昇を示しており、短期間に斯る大巾な消費水準の上昇を見たことは、毎年引続く米価の引上げと農家所得に對する課税上の優遇措置が大きな原因となつてゐるものである。即ち、戦前（昭和九一十一年）に比して、昭和二十八年度における生産者手取米価指数三七・八に對して農業パリティー指数二四・九、名目賃金指数三〇・九、消費者物価指数二八・六となつており、同じく實質生産者手取米価指数一五・二に對して、實質賃金指数一〇・八となつてゐる。

又昨年度の米穀価格の決定に當つては減収加算を始め約二百八十億円の財政負担を生じており、財政面に於ても極力消費的支出を切詰める必要がある現在、生産者価格の一部を安易に財政に依存することは許されない。

以上の諸事情を考慮した場合、昭和二十九年産米価格の決定に際しては徒らに既往の経緯に提われず大局的見地に立つて概ね左記の如き方針に従つて勇断の措置を講ずることが必要であり、斯る措置を講ずることによつても既に平年作が予想されてゐる現在、農家手取額は昨年に比し増加することはあつても減少することはないものと思考する。

記

一、消費者価格に就ては昨年度価格を踏襲するとともに生産者価格については、財政負担を生じない限度に於て決定することを基本原則とすること。

二、生産者価格の構成は基本価格（パリティー価格及び特別加算額）及び早場米供出奨励金の二本建とし、從來の供出完遂奨励金、超過供出奨励金は基本価格中に吸収整理すること。

(4) なお早場米供出奨励金に就ては昨年度及び一昨年度に於ては四期（十二月十日）に亘り適用され、特に昨年度に於ては

二月十日現在の供出実績約一、九三七万石中、実に一、八一六万石が早場米供出奨励金の適用を受け、結果的には完遂奨励金と変らず、本来の機能を全く喪失している。従つて適用期間の短縮、価格の合理的算定を行い、早場米供出奨励金の適用は本来の早場米のみに止めること。

(四) 超過供出奨励金に就ては、超過供出余力のある比較的富有農家を優遇する結果となる弊があり（昭和二十七年経営面積四反歩以下の零細米作戸数は総米作戸数の五〇％、供出数量五％）、従つて前述(三)の如く可及的に基本価格中に吸収することが望ましいが、供出確保上障害が予想されるときは前述(四)の原則の範囲内に於て多少の許容性を認めること。

(五) 減収加算に就ては、最近の米穀作況調査に於ては、幸いに平年作が予想され、従つて本年度に於ては減収加算を行う必要はないものと考えるが、本制度は凶作地と然らざる地域との農家収入に不当に格差を生ぜしめる弊があり、又価格構成上に於ても複雑化の一因となる。米穀に就いて直接統制を敷いている現在、自由市場における価格の経済性を導入すること自体に無理がある。本年度以降に於ては斯る制度を採用せず、万一凶作の場合は別途の有効なる対策を樹立すること。

尚、昨年度に於ては生産者価格は一昨年度に比し、約二一％の引上げとなり、約二八〇億の財政負担を伴っているに拘らず、昨年度の実収高に対する供出実績は三七％の低位にあり、而もこの率は逐年低下している。然るに生産者価格は益々複雑化し、且つ頗る合理性を欠いており、従来の米穀統制が行詰つていることを認めざるを得ない。一方国際的な食糧事情は好転しており、米穀統制に伴う諸負担を考慮するときは、政府としては需給操作米の備蓄等米穀統制自由化の具体的方策を準備すべき時期に達しているものと考ええる。

一、科学技術が長足の進歩をとげ、生産技術が多岐に亘る高度化を達成した今日においては国民経済の対外競争力を培養し、国民の福祉を増大させるためには科学技術の発展は不可欠の基礎条件である。従つて、米・英・ソ・独等の大国は勿論のこゝとベルギー等の歐洲の小国や印度・中国等の後進国にいたるまで科学技術に関する行政機構の整備、強化を始め科学技術者の養成、基礎研究並に開発研究の促進をはかるため、年々財政支出を増加している。他面、民間における研究活動を助成し生産技術の向上を図るために積極的な振興方策を講じている。

しかるに、わが国においては科学技術の重要性が痛感されているにも拘らず、未だに強力な対策が講じられていない。のみならず、わが国の科学技術水準は先進国に対比して戦後特に苦しい立遅れを示しておりその故に当面の必要に對処するため外国技術の導入を余儀なくされている現状であるが、徒らに外国の科学的発展を模倣し、或いは外国技術の導入を以て足れりとする安易な方法を今後とも継続するならば、自立経済の基盤を確立することは困難であるばかりでなく、民族の危機をも将来に残すことになるであらう。従つて科学技術の重要性に就ての認識に徹底し、産業政策と密接に相互関連性を持つた強力な促進対策を確立することは現下の急務である。

二、科学技術促進の具体策としては、わが国の現状と諸外国に於ける政策の動向に鑑み、その抜本策を講ずべき段階に立ち到つてゐる。この意味において、万難を排して(1)科学技術に関する綜合行政機関の設置と(2)科学技術教育の刷新を実現することを政府に要望するものである。

行政機構の改革は経済政策計画化の一環としての科学技術政策の確立と、基礎科学から工学の分野に亘る一貫した綜合政策の実施とを眼目とし、併せて官公立研究機関の再検討、民間に対する科学技術振興策の確立並に科学技術情報の整備等の諸問題に就て重点的かつ効率的施策を講ずることを目標とすべきである。

教育制度の刷新は現行の新学制が招来している教育の平板化、水準低下を打破すると共に職業教育の拡充をはかることを

根幹とし、往年の大学、高等工業学校、工業学校制度が国家社会の現実に必要としていた各級科学技術者を段階的に養成した点並に産業経済の趨勢が研究部門に於て高度の知識を持った人材を必要とすると共に實際部門に於てゼネラル・エンジニアを必要としている点を考慮して講ぜられるべきである。

三、右の抜本策とならんで、当面の緊急対策として竊に生産性協議会の設置を提唱したが、茲に科学技術開発公社の設立並に研究組合の結成を提唱するものである。その構想は左記の通りである。

記

(1) 科学技術開発公社

公社は基礎研究の振興をはかるとともに研究成果の開発利用を促進するため、公社法を新に制定し、これに基いて官公立研究機関を整理し、綜合運営による研究機能の高度発揚を期する。ただし、吸収には準備期間を必要とする為当初は科学研究所を吸収して直轄研究所とする。

(4) 運 営

(a) 直 轄 研 究 所

国家の研究計画に基いて基礎研究並に開発研究を行う。

(b) 基 礎 研 究 の 振 興

公社は大学又は非営利研究機関に対し契約研究方式により研究費を支払う。

公社は大学、公社研究所（官公立研究機関を含む）民間研究所の相互協力を必要とする重要課題に就ては綜合研究のための研究集団を組織し、その経費を支弁する。

(c) 開発利用の促進

公社は発明又は特許権を買いとり、死蔵され勝ちな研究成果の開発利用のため必要あれば工業化試験を行う。

公社は開発研究の完成したものを民間に有償譲渡して、その企業化を促進する。

(d) 技術の導入並に輸出

公社は公共の利益のために使用さるべき技術を導入するとともに、わが国特許権輸出の促進並に調整をはかる。

(v) その他

(a) 公社は科学技術開発公社法に基いて設立した全額政府出資の政府機関とする。

(b) 公社の役員は政府任命とする。

(c) 公社は独立採算制を原則とする。

(d) 公社に関する具体的細目は別紙参考案を参照のこと。

(2) 研 究 組 合

組合は中小企業の技術水準を向上させることを目的とし、概ね左の如き内容を含む法的措置（例えば中小企業等協同組合法の一部改正等）を講じて結成するものとするが、当面漸進的に取敢えず共通の技術的課題をかかえている輸出品企業（例えば光学工業、自転車工業等の軽機械工業、木竹品等の雑貨工業）を取り上げ、試験的に実施し、これに対し現行助成金交付の途を開くこと。

(i) 組 織

組合は原材料又は工程に関して技術的条件を同じくする企業者が協同して業種別に結成する。

組合は任意設立、任意加入制とする。

(v) 業 務

(a) 共通的利益をもたらす当面の技術問題についての応用研究。

(b) 工程に就ての品質的、作業的管理の研究。

(c) 生産技術に関する組合員相互の巡回指導。

(vi) その他

(a) 組合に対し政府は助成金交付の途を開くこと。

(b) 組合の活動に対し、科学技術開発公社、生産性協議会並にコンサルティング・エンジニアの協力を円滑ならしめる方途を講ずること。

速かに保守合同を実現せよ

(二九・一〇・二五 第七回全国大会)

日本の現状を、保守政党自ら「興亡の岐路に立つ」と称し、これに対処するための保守合同を「らん頭の急務」と唱えながら、過去一年の長きにわたる政党、国会の行動は、国家の危機に立向う姿勢は全く見られず、平時においてすらひんしゆくすべき党利党略に終始しているといつても過言ではない。

しかも内外諸情勢の最近の動向を見るに、我國の危機は毫も緩和されざるのみならず、時と共に深刻化しつつあり、斯の如き政治の混乱、空白は一日として許されざる情況である。

昨年以來、我々は苦痛を忍んでデフレ政策に協力してきた。しかし乍ら、我々が屢々主張する如く、も早これまでの單純な

る金融引締では乗り切れず、今後は総合政策による全身療法以外に日本経済の恢復を図る途はないのである。総合政策は強い政治力を必要とする。政治の弱体はインフレに通ずる。過般來發表された自由党の新経済政策、新党準備会の経済政策が、何れも再建の気魄を欠き、總花的拡張政策に堕していることは、此間の危険を示している。若し保守政党が、現状の如き党略的抗争によつて離合し、政權の弱体、政治の空白がなお続くとなれば、日本経済は再びインフレの波に襲われて社会的混乱を誘発し、従來デフレに協力した中小企業並に大企業の労使の努力と犠牲は全く水泡に帰してしまふであらう。

この期に及んで、なおも派閥抗争に明け暮れている體のある政党の現状は、まさに日本の悲劇である。

この際保守各党が、真に「興亡の岐路に立つ」日本を憂え、党利を超えて民主政治の危機を悟るならば、保守大合同が実現されない筈はない。

経済同友会第七回全国大会は、ここに全員一致を以て保守各党に警告を發し速かなる保守合同の実現を要請する。

地方財政改善対策

(二九・一〇・二〇 第七回全国大会)

低物価政策遂行上、財政の緊縮は第一の要件であることは論をまたないが、二十九年度予算において、国家財政は一応緊縮を示したのに反し、地方財政は逆に膨脹しており、而も従來の経過に鑑みて、地方財政計画は当初計画を遙かに上廻る公算が大であり、いまや地方財政は緊縮政策遂行の一大盲点となつてゐる。かくて、緊縮政策遂行の綜合性確保の見地から地方財政規模の圧縮とその健全化を図ることは、刻下の急務である。

勿論地方財政の規模を圧縮し、その健全化を図るに就ては地方自治の原則を尊重することが必要であり、斯る意味からは、基本的には各地方公共団体が自発的にその財政の建直しに格段の努力を払うべきことが要請されるが、しかし、現在の地方自

治制度が実施に移されてからは日も未だ浅く、ややもすれば地方自治の行過ぎの感があることも否定できず、又政治勢力の介入と相俟つて、諸種の弊害をも生じている。従つてかかる弊を是正し、地方自治の健全な発達を図り、且つ、当面喫緊の課題である緊縮政策の遂行という国策の一貫性を確保するためには、最少限度中央に於て指導調整の措置を強化することも又必要であり、地方財政改善対策として概ね左記の如き諸対策を講ずることが急務であると思ふ。

一、国民経済的見地に立つて中央・地方を通ずる行政事務の再配分を図る。特に地方財政膨脹の要因をなしている各種国庫補助金、負担金の大巾整理を行い、これに替るべき一般財源を地方に移譲すること。

イ、公共事業費等に就ては、一定工事規模以上のものは国が直轄、施行することとし、又国庫補助、国庫負担を行う費目はその地方に緊要なもののみに限定し、斯るものに就ては重点的且つ高度の国家助成を行うこと

ロ、国庫補助金及び負担金の整理に替るべき一般財源を地方に移譲し、その使途に就ては原則として地方公共団体の自主性を尊重すること

ハ、義務教育費は高率国庫負担を適當とする

ニ、補助金の濫用による中央権力の地方への介入を防止するため、現行地方財政審議会に第三者の委員を増加して、地方の負担を伴う法令案及び予算案の審議、調整機関として活用すること

二、増税とならない範囲において、国税と地方税との調整を図り、地方財政における一般財源確保の措置を講ずること。

イ、固定資産税の一方的引上は行わぬこと

ロ、現行非課税規定を緩和し、地方公共団体が自主的に独立税を徴収し得ることとすること

ハ、前項法定外独立税の設定に際しては、現行地方自治庁の消極的制限規定を積極的許可方式に改め、濫用防止と負担の公平を図ること

ニ、前述の如き補助金整理に替る税源の移譲及び非課税規定の緩和による一般財源確保の後、最終的な地方財政の調整は原則として交付税によること

三、地方行政機構の簡素化を推進すること

イ、各都道府県における内部部局の設置に就て、現行地方自治法を改正して基準部局以上の設置を禁止し、任意部局の設置に就ては地方自治法の許可事項とすること

ロ、都道府県会議員及び市町村会議員の定数算定基準を改正して人員を大巾に縮少し、定限数も右に依じて制限する。なお、常任委員制度は廃し、議員の地位は原則として名誉職とすること

ハ、各種行政委員会を整理縮少し、特に都道府県教育委員会に実質上二重予算編成権を与えるが如き現行規定を廃止するとともに、市町村教育委員会は廃止又は任意設置制とすること

ニ、各都道府県、市町村団体の出先機関の整理、統合を行うこと

四、地方公共団体は、財政計画の確立並びに予算実施に伴う責任の明確化を図るとともに、地方財政再建整備の実施推進を行うこと。

イ、地方公共団体は、特に経常的経費（人件費、物件費）及び補助金を伴う事業の整理に重点をおくこと

ロ、特に財政再建整備実施中は、新規採用の制限及びベース・アップの停止により人件費の節約を図るとともに、極力人員の配置転換を行うこと

ハ、都道府県においては、予算実施に際して、全県の立場から経済効果を確保する措置を講ずること

ニ、都道府県においては、補助金を伴う事業の実施に際して中央各省と緊密に連絡の上、経済効果の測定に努め、予算濫費の弊を防止すること

ホ、地方税徴収方法を改善し、(徴収基準の統一、例えば附加税的徴収方法の採用等)地方税の増収を図ること
ヘ、財政再建整備実施に際し、赤字補填のための地方債発行を抑制するとともに、実質的に赤字の繰延となるが如き短期債の発行を防止する措置を講ずること

ト、財政再建整備の実施により、その見透しのつき得るものに就ては更にその促進を図るため、個別的に中央において長期地方債の引受に就て考慮すること

五、府県制度の改革等

イ、地方財政改善の根本策は地方行政制度の刷新にある点に鑑み、市町村団体の統合を促進し、自治能力の向上を図るとともに別途に都道府県の合併併合による府県制度の改革を推進すること

ロ、国家財政との均衡を図る上から、地方債発行に就ての現行許可制度を継続するとともに、将来適正なる地方債の消化の円滑を図るため、共同公募制度の採用を考慮すること

(附屬書) 地方財政改善対策細目

一、最近地方財政の膨脹と赤字増大の傾向が各方面から指摘されているが、昭和二十九年度における国家一般会計歳出規模と地方財政計画とを比較すると、前者は九、九九五億円、対前年比二七七億円減と財政規模は縮少しているにも拘らず、後者においては九、六七七億円、対前年度比五二八億円増となっており、国家一般会計及び財政投融资並びに地方財政計画を通計すると前年度比一五七億円(交付公債分を除く)の純増となつてゐる。

一、更に地方財政の戦前(昭九―十一年平均、物価指数による修正)比較をみると、歳出面においては一七%の増加となつて

いるにも拘らず、歳入面においては六%の減少となつており、しかも歳出面においては庁費、人件費は三・六五倍で、消費的支出の増加が著しい。

一、又一方赤字団体の状況をみると実質的に赤字を生じている団体は、昭和二十六年度においては一五都道府県（赤字額二六億円）、地方公共団体通計七六三団体（同一〇三億円）であるのに対し、昭和二十七年においては三五都道府県（同一三八億円）、地方公共団体通計二、九〇一団体（同三〇〇億円）と急増し、昭和二十八年においては都道府県四六団体中、実に四三団体（同二九四億円）、地方公共団体通計四〇〇億円以上の実質的赤字を生ずることが予想されている。

記

一、国民経済的見地に立つて中央・地方を通ずる行政事務の合理的配分を図り、特に各種国庫補助金、負担金の大幅整理を行い、これに替るべき一般財源を地方に移譲すること。

昭和二十九年地方財政計画において総額九、六七七億円中、地方税に依存する部分は三、四七四億円（三五・九%）であるのに対し、国庫依存財源（地方債を含む）は三、六五六億円（三七・八%）となつており、固有財源の支柱となるべき地方税依存率は低く、これが勢い国庫支出金に依存する風を助長し、政治勢力の介入と相俟つて地方財政膨脹の一大原因をなすとともに、反面地方自治の意識を低下せしめている。これが対策として左の如き措置を講ずること。

イ、昭和二十九年地方財政計画における国庫普通補助金についてみると、大分類にして一五七項目、小分類では一七八項目、国庫負担査定額一、八五五億円に対し、地方公共団体の負担分九九二億円（前者に対する負担率平均五三・五%）と極めて複雑、且つ、多額に上り、行政事務量の増加を来すとともに地方財政を圧迫している。

従つて公共事業等に就ては一定工事規模以上のものは国が直轄、施行を行ううこととし、その他各種補助金、国庫負担金は大幅に整理を行い、国庫補助、国庫負担を行う費目は国家的に関心の深いものであつて、特に地方公共団体の高度化、水準化に

必要なものみに止め、斯るものに対しては補助単位金額及び補助率を引上げ、重点的、且つ、高度の国家助成を行うこと。

ロ、前述国庫補助及び負担金の整理に伴い、これに替るべき財源として例えば過去の一定実績を基準として一般財源（例えば府県民税の拡大）を地方公共団体に移譲し、その使途に就ては地方公共団体の自主性を尊重し、中央においては使途基準の明示等一般的監督、指導を行う限度に止めること。

ハ、義務教育費に就ては高率国庫負担を適当とする。

ニ、更に将来に亘つて補助金の濫用による地方自治に対する中央の権力介入を防止するため、地方の負担を伴う法令案及び予算案等に就ては、各主管大臣は予め地方自治庁の意見を徴するを要することとなっている地方財政法二一条の規定の実効化を図り、現行地方財政審議会に第三者の委員を増加してその機能を拡大し、この審議機関として活用すること。

二、地方財政における一般的財源確保の措置を講ずること。

前述の如く地方公共団体においてその財政中一般財源の占める割合が低く、特に道府県においてその例が顕著であり、地方行政の円滑な実施を阻害している。この対策として増税とならない範囲において国税と地方税との調整を図り、左の措置を講ずること。

イ、固定資産税の一方的引上は行わぬこと。

ロ、現行非課税規定を緩和し、特に国家政策上必要なものを除き、地方公共団体が自主的に独立税を徴収し得ることとする。

ハ、前項法定外独立税の設定に際しては、現行地方自治庁の消極的制限規定を積極的許可方式に切換え、徴収範囲の拡大に伴う濫用防止、負担の公平を図るため、監督権を強化すること。

ニ、尚、法定外独立税の徴収及び標準課税率を超えて課税する場合には、徴収理由等、当該地域の住民を充分納得せしめる

が如き措置を講じ、地方行政運用に対する関心を喚起するとともに監視の便に資すること。

ホ、前述の如き補助金等の整理に替るべき税源の移譲及び非課税規定緩和等による一般財源確保の後において、最終的な地方財政の調整措置は原則として交付税によるものとする。

三、地方行政機構の簡素化を実施すること。

戦後地方行政事務の増大に伴い行政機構が拡大、複雑化したことも事実であるが、反面、所謂民主化法令の行過ぎ、中央権力の補助金を介入手段とする圧力等により不必要に行政機構が拡大となつてゐることは看過し得ない。即ち、法令により設置を規定する各種委員会、審議会の数は、戦前において道府県一七、市町村二であつたものが、最近では都道府県四〇、市町村一四の多きに達し、又都道府県の行政機構も戦前に比し、二倍半に膨脹し、地方職員の数も昭和九—十一年平均七四万人に対し一四二万人と約二倍に急増している。斯る対策として左の措置を講ずること。

イ、各都道府県における内部部局の設置に就ては、現行の基準部局以上に増大することを防止するため、現行地方自治法の規定を改正して、原則として基準部局以上の設置を禁止し、止むを得ざる場合、任意部局の設置に就ては、地方自治法の許可事項とすること。更にこれのみに止まらず、各部局の縮小併合を促進すること。

ロ、都道府県会議員及び市町村会議員の定数算定の基準に関する現行規定を改正して人員を大巾に縮小するとともに、これに依じて定限数も制限するものとする。尚、常任委員会制度は廃止し、又議員の地位は原則として名誉職とする。

ハ、各種行政委員会を整理縮少し、特に都道府県教育委員会における実質上二重予算編成権を与えるが如き現行規定を廃止するとともに、市町村教育委員会は廃止又は任意設置制に改めること。

ニ、可及的に各都道府県、府町村団体の出先機関の整理統合を行うこと。

四、地方財政再建整備の実施推進を行うこと。

地方公共団体の財政内容の悪化に鑑み、各地方公共団体は財政計画の確立並びに予算実施に伴う責任の明確化を図るとも、特に赤字を生じている地方公共団体は、自ら財政の再建整備に就て一定の計画を樹て、積極的にこれが実施推進を行うこと。この対策として概ね左の如き措置を採用すること。

イ、地方公共団体は行政機構の簡素化に努め、極力冗費の節約に努めるとともに、特に昭和二十九年年度地方財政計画中約六九％に達する経常的経費（人件費・物件費）及び補助金を伴う事業の整理に重点を指向すること。

ロ、特に人件費に就ては昭和二十九年年度財政計画中三、四四七億円（三五・九％）を占め、国家予算に占める人件費一、四三九億円（二三・八％）に比し異常に高く、地方税予定総額三、四七四億円は殆ど人件費により消費されるが如き極端な不健全性を露呈している。従つて各地方公共団体は財政再建整備中は新規採用を制限し、ベース・アップを停止するとともに極力人員の配置転換を行うこと。尚、この機会に中央公務員に比し割高な給与を支給していると指摘される地方公共団体は調整を行うこと。

ハ、都道府県においては予算実施に際して全県的立場から経済効果を確保するよう考慮し、政治勢力の介入により地域的バランスを重視するの余り予算浪費に陥る弊を厳に排除すること。

ニ、都道府県においては特に補助金を伴う事業実施に際して、中央各省と緊密に連絡の上、経済効果の測定に努め、従来予算濫費が指摘された弊を是正すること。中央各省は勿論これに全般的に協力すること。

ホ、国税徴収率は平均一〇〇％を超えるにも拘らず地方税の徴収率は低い。即ち、昭和二十七年においては都道府県税八三％、市町村税八二％合計平均八二％となつており、徴税方法の改善合理化を図り（徴収基準の統一、例えば附加税的徴収方法の採用等）、地方税の増収に一段の努力を図ること。

ヘ、安易に地方債に依存する弊を改め、前項の財政再整備実施期間中は赤字補填のための地方債発行を厳に抑制するは勿論

短期債発行に際しても実質的に赤字の繰延となるが如き発行を阻止する予防措置を講ずること。

ト、財政再建整備計画を逐次実施し、その見透しのつき得るものに就てはその促進を図るため、個別的に財政再建整備促進のための長期地方債の引受に就て中央において考慮すること。

五、府県制度の改革等

イ、地方財政改善の根本対策としては地方行政制度の刷新がその前提であると考えられるので、市町村団体統合により自治能力の向上を図るとともに別途に都道府県の合併、併合による府県制度の改革を推進すること。

ロ、地方公共団体の有する性格からして適正な地方債の発行は必要なことであり、国家財政との均衡を図る上からは、地方債発行に就て現行の許可制度を継続することは必要であるが、将来においては地方債消化の円滑を図るため、共同公募制度の採用等の措置を考慮すること。

生産コスト引下対策

(二九・一〇・二〇 第七回全国大会)

日本経済が国際競争にうち勝ち、輸出を増大し、経済自立を達成するための最大の隘路は、生産コストの国際的割高にある。今日の如き状態に放置せんか、わが経済は日ならずして危殆に瀕し、国民生活も再び低下を余儀なくされること必定である。われわれはコストを引下げ、貿易を拡大することによつて、かゝる事態を未然に防止するため、先に総合性ある緊縮政策の採用を提唱したが、従来の政府緊縮政策は金融中心に偏する傾向が強く、コスト引下げについては積極性を欠くところが少くなかつた。

現状を顧みると、かゝる政府の政策は既に限界にきており、この際金融引締め中心主義による政策を是正して総合、計画性を附与し、生産コスト引下げに対して直接的かつ積極の方策を講ぜねばならないと思考する。

かくてわれわれは明日の繁栄のために今日の耐乏にうち勝ち、所期の目的を達成するため、こゝに次の諸対策を提案し、その実現を強く要望するものである。

一、生産コスト引下げの基本的対策

(1) 生産性向上の国民運動を展開すること。

緊縮政策の進展につれて、今後、設備近代化の停頓、十分なる原料輸入の困難、操業率の低下等が予想される折から、コスト引下げのためには、生産量の増大より質の向上、即ち生産性の引上げを図ることが重要であるが、いうまでもなくこれは企業努力と適切な産業政策を始め政治、社会環境、世論等企業内外の諸要因の支持を得て始めて可能となる。よつてこの際政府、労使の協力は勿論、全国民の協力を得るため一定期間（例えば三カ年）を限り、生産性向上の国民運動を展開することを目的として、現存の日本生産性協議会を拡大、強化し、生産性意識の昂揚に努めるとともに企業内において特に左の諸点の徹底を期すること。

イ 設備の合理化よりも経営方式の合理化、すなわち管理組織（例えばコントローラー制度、事務管理、材料管理、品質管理等）を整備確立し、原単位の向上と経費の節約を図る等積極的に無駄排除を行うこと

ロ 輸送、荷造、修理、材料の取扱、治工具、試験検査用具の整備等直接の生産部門より間接部門のの合理化、機械化に重点を置き積極的にコストの引下げを図ること

ハ 生産技術向上のため「三つのs」の徹底を図ること

「三つのs」即ち、単純化 (Simplification)、標準化 (Standardization)、専門化 (Specialization) の徹底とこれが実現をはかるため、必要あれば製品の集中生産、企業系列の再編成、下請企業の系列化を促進する法的措置を講ずること。また製

造工業等においては、政府に指導機関を設置し、生産コスト引下げに役立つような共同設計を行い、特に設計上生産コストの引下げを不可能にするが如き我が国特有の過大なる安全率 (Safety factor) 加算を是正すること

二 労働生産性の向上を図るため、左の措置を講ずること

戦後行われた設備の合理化、近代化は生産性の向上に大いに役立つたが、その利益は多く賃上げによつて吸収され、労務費千円当りの生産高からみた労働の生産性は未だ低い（別表参照）。よつてその向上を図るため左の対策を講ずること

A 家族手当等本人の能力によらざる各種手当を廃止し、生産性に応じた合理的な能率賃金制度を確立すること

B 現在各企業において慣習化されつゝある労働時間拘束八時間を実働八時間に切替え、極力時間外勤務を廃止するとともに職場規律の昂揚、合理的職場配置を促進すること

(2) 企業の金利負担の軽減を図ること。

別表に明かなように、金利のコスト中に占める比重は大きく、生産コスト引下げには金利の引下げが必要である。しかして企業の金利負担軽減のためには、根本的には各企業が借入金依存の経営より自己資本による経営に移行すべきであるが、現状においてにわかにこれを解決することは困難である。しかし、これを放任することは許されざるが故に、現下の情勢をも勘案して少くとも当面左記の措置をとるべきである。

I 政府金融機関の重要産業に対する貸付金利の引下げを行うこと

ロ 一般金融機関においても金融機関自身の合理化を推進し、金利コスト引下げの素地をつくと同時に預金を吸収するための税法上の措置、高率適用の軽減を図るための、合理的方法によるオーバーローン、オーバーボロウイングの解消等の研究に着手し、漸次一般金融機関の金利を国際水準にさやよせする方途を講ずること

ハ 企業においては、生産増大を伴う合理化投資又は二重投資は当分の間これを避け、再評価の実施に伴う減価償却その他

を旧債の返済に充当する等により、金利負担の軽減を図ること

- (3) 一定期間（例えば三力年）を限り、消費的支出に対する税の増収を図るとともに、生産コスト引下げに対して左記の優遇措置を講ずること。

イ 固定資産税の軽減

ロ 輸出産業に対する税法上の特別措置の拡張

ハ 当該期間内においては、生産コスト引下げに要する費用の損金算入を認めること（例えば試験研究費、治工具の費用、特許購入の一時金、輸送設備等間接部門の機械化費用等）

ニ 生産コスト引下げに対する褒賞金への免税措置

- (4) その他の措置

イ コスト引下げのためには遠隔地輸入による原材料の割高を是正し、併せて市場確保を図ることが必要である。よつてこの際、国際貿易の自由化に対応して中共を含めた通商拡大対策を講ずるとともに、在外官庁、金融機関、商社の有機的結合の強化を図ること

ロ 戦後改組された六・三・三の教育制度は普通一般教育に重点がおかれ、職業教育に欠ける点が多い。よつて生産性の向上を図るため、現在の大学、高等学校のいくつかを改組してそれぞれマネージャーの教育、技術者、技能者の養成、職長の教育に重点をおいた専門の学校とすること。特に専門教育は現実と遊離することなく、学校所在地の産業と直接結びついた教育が必要である。

ハ 政府は公社の合理化を促進し、当分の間鉄道運賃、電信電話料金等通信費の引上げは行わざること

ニ 特に運賃は現在、コスト引下げの大きな障碍となつている事実を鑑み、この際至急輸送面の合理化を推進する対策を講

すること

ホ コスト引下げに伴う失業者は、経済道路の建設、整備、災害復旧事業等のコスト引下げに役立つ部に雇傭する措置を講ずること

二、基幹産業（鉄鋼、石炭、電力）におけるコスト引下対策

生産コストの引下げは前述の如く刻下の急務であるが、基幹産業たる石炭、鉄鋼及び電力におけるコスト引下対策を講じ、その成果を通じて他産業の引下げに寄与せしむることも又効果的である。従つて第一の基本的対策と同様に基幹産業のコスト引下対策として左の措置を講ずること。

(1) 長期綜合燃料対策の確立。

鉄鋼業においては強粘結炭使用量の四〇％を海外に依存するが、銑鉄生産費中に占めるコークス費は三五％となつており、又電力においても石炭費の占める割合は電力総括原価の約三分の一を占め、何れも生産費中に占める国内炭の比重は大きい。特に電力については新規電源開発（水力）工事が益々大規模となり、開発地点も奥地に移行するため、開発コストの電気料金に与える影響も大であり、電気料金の上昇を抑制するためには、今後は火力発電にも重点を指向する必要がある、そのためには炭価の引下げは勿論、長期に亘る炭価の安定が必要である。又石炭業界においても石炭の有する物理的性質（長期在庫保管の不能、在庫管理費の多大に上ること）からしても長期に亘る石炭需要の安定がコスト引下げの前提となる。

従つてこのためには基幹産業に対する長期産業政策を確立し、石炭、電力、重油を含む綜合燃料対策を樹立し、併せて投資の効率化を図ることが必要である。

(2) 合理化投資の重点的確保、合理化投資財政資金金利の引下げを図ること。

イ 従来、合理化資金は稍々もすれば総花的配賦の傾向があるので、合理化資金の効率化を図るために重点投資を強化する

とともに、合理化投資に占める比重の大である財政資金の金利（開銀金利）の引下げを行うこと

□ 基幹産業に対する市中銀行融資については、日銀の高率適用制度上の優遇により、金利の引下げを行うこと

ハ 基幹産業に対する財政資金の合理化投資についてはコスト引下げ、価格引下げを条件とする措置を講ずること

(3) 租税面における合理的措置を講ずること。

イ 石炭業においては、現在主要坑道の深化、水平坑道の拡大等に伴う追加投資は資産に計上され、昭和二十八年においては九五%の水膨れ資産を生じている。本来石炭業においては生産を確保する為にはかかる追加投資を必然的に伴う。従つてかかる費用の損金算入を認めるとともに減耗控除制を採用すること

□ 電気事業においては地方税である電気税が電気料金を強く圧迫する。本来生産に充当すべき電力をその供給の段階において税を課することはおかしい。従つて電気税は生活必需品、生産用を除く純消費的なものに限定するとともに之に替るべき地方税源を考慮すること

(4) 電源開発に伴う補償等につき立法措置を講ずること。

最近における水没補償の問題は、水力設備建設上由々しき問題を生じている。即ち、従来かかる費用は設備費の二―三%が常識であつたものが、最近では一〇%、甚しきは二〇%にも達している。これは補償対象が拡大され、又電源開発が他の総合開発に先行する結果、独りこれが電気事業にしわ寄せが行われている為であり、かかる対策として左の内容を容む立法措置を講ずること。

イ 補償方法の適正化、補償対象の規正及び基準の確立

□ 補償金の計算方法の確立、計算基準の明確化

ハ 不当な補償請求の予防措置（例えば補償を目的とする試掘権の設定等の予防）

尚、之と関連して、最近国立公園指定の拡大に伴い水利権、鉱業権との間に摩擦を惹起している。かかる事態を事前に防止し且つ補償を円滑に解決するため、調整機関の設定を図ること。

(5) 鉄鋼業及び石炭業の合理化カルテルにつき、必要あれば独禁法の例外、単独法の制定を考慮すること。

現在、石炭業界においては非能率鉱山の抱えており、これが炭価引下げを阻む要因となつている。又、鉄鋼業界においては過剰生産、販売競争の激化に伴い不健全経営、諸原料の過剰消費が行われている。かかる弊を防止するため、概ね左の如き内容を含む合理化カルテルの導入を容認すること。

イ 石炭業においては非能率鉱山の休廃止及び長期綜合燃料対策に沿つて生産数量の協定を認めること

ロ 鉄鋼業においては生産品種、数量の協定及び非能率工場の休廃止の協定、スクラップの購入価格協定を認めること

ハ 前述休廃止鉱山、工場の維持管理につき、当該協定企業間の共同プール等の措置を講ずるともにかかる鉱山、工場等に対する固定資産税の免税措置を講ずること

ニ 前述の如き各協定は当該企業における自主性に委ねること
ホ 右協定企業に対する価格監視制度の採用を検討すること

一、主なる意見書

(附表 I) 主要企業の収益と労働生産性の推移

全 産 業

年次	総資本 収益率	一人当り 売上高	一人当り 純利益	一人当り 労務費	一人当り 附加価値	一人当り 固定資産	労務費千円 当り売上高
26 { 上下	100	100	100	100	100	100	11.5千円
27 { 上下	72	102	78	121	103	105	9.7
28 { 上下	55	110	65	126	97	120	10.0
26 { 上下	40.5	112	57.5	141	97	134	9.9
27 { 上下	44.6	125	68	142	108	153	10.1
28 { 上下	45.4	143	78	150	138	177	11.0

製 造 工 業

年次	総資本 収益率	一人当り 売上高	一人当り 純利益	一人当り 労務費	一人当り 附加価値	一人当り 固定資産	労務費千円 当り売上高
26 { 上下	100	100	100	100	100	100	9.2
27 { 上下	69.5	95.5	75	93	84.5	103	9.45
28 { 上下	47.5	96	57	101	73.5	116	8.8
26 { 上下	41.0	102	54.5	108	80.5	130	8.7
27 { 上下	43.5	107	60	115	87.0	145	8.55
28 { 上下	47.0	118	72	186	97.5	181	8.8

セメント工業

26	上	100	100	100	100	100	8.45
	下	127	149	180	125	152	10.1
27	上	114	144	180	122	151	10.2
	下	99	159	191	127	158	10.7
23	上	111	146	196	123	159	10.2
	下	109	207	272	154	210	11.3

資

肥料工業

26	上	100	100	100	100	100	5.65
	下	115	142	154	113	126	7.10
27	上	78	134	124	125	124	6.07
	下	54	149	95	131	120	6.46
28	上	57	163	105	140	130	6.59
	下	60	165	135	154	149	6.00

料

篇

綿紡績業

26	上	100	100	100	100	100	15.0
	下	75	103	85	109	92	14.1
27	上	29	103	40	129	66	12.0
	下	17	104	24	133	56	11.8
28	上	16	86	21	129	53	10.0
	下	32	95	49	140	76	10.3

鉄製錬業

26	上	100	100	100	100	100	8.1
	下	61	103	79	99	91	8.3
27	上	38	99	57	100	82	137
	下	21	98	37	95	73	159
28	上	18	108	35	115	82	175
	下	20	110	42	123	89	204

鋳業

26	上	100	100	100	100	100	3.36
	下	107	125	132	122	125	108
27	上	75	121	100	124	117	114
	下	28.5	104	42	105	88	125
28	上	22.2	123	37	129	104	145
	下	4.4	131	8	118	89	168

石炭

26	上	100	100	100	100	100	2.94
	下	150	133	177	128	137	103
27	上	10.3	130	132	133	133	109
	下	16.3	106	23	107	92	119
28	上	16.6	124	26	138	118	136
	下	-19.8	133	-365	123	34	171

五四四

備考 1. 日銀「本邦主要企業経営分析調査」より作成 2. 上は上期、下は下期を示す

(附表Ⅱ) 昭和28年における主要企業の利子負担状況

業 種 別	利子対 製造原 価比率	利子対有 利子負債 比率	業 種 別	利子対 製造原 価比率	利子対有 利子負債 比率
全 産 業	5.50	8.97	鉄 鋼 業	5.46	12.01
製 造 業	5.49	8.96		5.78	11.42
	4.35	10.25	非鉄金属製造業	4.33	9.23
	4.27	10.31		3.77	9.32
食料品製造業	1.80	10.89	金属製品製造業	3.70	8.97
	1.69	10.44		5.99	10.85
製菓、製糖、製粉業	1.23	10.97		4.50	10.18
	1.30	12.21	機 械 製 造 業	3.91	10.36
	1.36	9.11		5.81	10.11
食用油製造業	1.76	10.76	発電送電配電及び産業 用電気機械器具製造業	5.22	10.30
綿 紡 織 業	3.70	9.31	通 信 機 械 器 具	5.06	10.64
	3.50	9.44	製 造 業	4.94	11.61
化学繊維紡織業	5.00	8.86		3.21	10.32
	4.85	9.24	電線電纜製造業	3.01	10.22
	4.11	8.20		2.75	9.45
組 紡 織 業	5.65	9.13	船 舶 製 造 及 び	3.05	9.85
	5.67	7.96	修 理 業	4.90	10.12
毛 紡 織 業	5.64	8.23	鉄道車輛製造業	4.81	10.41
	5.22	10.68		2.96	5.07
パルプ紙及び 類似品製造業	4.84	10.06	自動車製造業	2.39	10.29
印刷出版及び 類似業	1.42	10.38	オートバイ製造業	2.10	9.72
	1.50	8.20	自 転 車	4.16	9.58
肥料製造業	6.01	9.69		4.87	10.28
	5.36	9.87	精密機械製造業	4.96	10.10
	4.40	10.14		5.72	10.72
曹 達 工 業	4.27	10.26	金 属 鋳 業	4.60	9.62
	7.53	10.67		4.67	8.73
工業薬品製造業	6.58	10.00	石 炭 鋳 業	5.55	9.10
	5.51	9.36		1.09	10.58
油脂及び塗料 製 造 業	5.34	9.78	建 設 業	0.98	9.77
	4.64	9.51		4.09	9.60
石油精製業	4.52	9.89	地 方 鉄 道 業	4.39	9.54
	5.00	11.11		3.54	8.52
ゴム製品製造業	6.13	10.47	道 路 運 送 業	2.92	8.74
	3.86	10.75		14.91	7.87
ガラス製造業	4.42	12.18	海 運 業	11.55	6.06
	4.49	10.40		8.17	5.43
セメント製造業	4.74	10.89	電 気 業	9.12	6.16
	4.66	10.38		6.17	10.70
陶磁器及び其の他 土石製品製造業	4.79	11.24	瓦 斯 業	5.37	8.76

備考 1. 日銀「本邦主要企業経営分析調査」より作成

2. 上段は上期、下段は下期を示す

当面の金融政策

(二九・一一・五)

昨年以來実施されたデフレ政策はそれが主として金融引締め政策を中心として行われた結果、その直接的に影響する部面では輸入の抑制、輸出商品の国際価格へさや寄せの努力、企業内部の合理化あるいは卸売物価の下落などに見られる効果が現れた反面、中小企業の整理、倒産、失業者の増大、あるいは企業経理の悪化等の事態を招来している。

のみならず米麦価格政策による農業所得、財政支出および労働攻勢に支えられた賃金所得、または財政支出（とくに地方財政での）に依存している部門、その他金融引締め政策の影響を受けない部分が広汎に存在しているため、現在の金融引締め政策を遂行することが実は日本経済のデコボコ現象を大きくする結果になっている。

金融引締め政策によつてその影響を蒙っている企業は、現在、企業努力による合理化、企業整備、生産調整、その他の手段により最近のデフレ底入観にも拘らず必死にデフレ政策に順応する努力を払つて来ている。しかしその内容に立つて検討してみると在庫の増大、経理内容のより不健全化等、デフレ政策の副作用が滲透しており、それも滞貨金融措置で一部おぎなわれているというものの企業経営は依然として解消されていない。

日本経済の健全化のためにとられた現在のデフレ政策の成果は一応価格効果において見られるものがあるが、いまだ所得効果にまで及んでいないし、コスト切下げによる物価の下落もまだ実現されていない。したがつてこの面から見ても、国際競争に耐え得る経済力育成のためにはデフレ政策の基調は今後とも持続さるべきであるが、しかし現行の金融引締め政策によるデフレ政策は以上の如き矛盾をはらんでいることに問題がある。

われわれは日本経済の拡大発展のためにとられているデフレ政策の基調は守らなければならないが、それには従来の金融独

走の弊を避け、綜合政策の一環として当面左の如き金融政策を実行しなければならないと考える。

一、綜合政策の確立

從來の我が国のデフレ政策は財政の根本的緊縮と金融引締め政策が相俟つて政策の根本をなして来た。しかし乍ら今次のデフレ政策においては、単に金融引締が独走したのみならず、財政は最近ではその撒超傾向がデフレ効果を阻害する可能性さえ生じている。とくに三十年度予算においては中央、地方を通ずる財政の緊縮が先決問題であると共に、この際長期的産業政策を確立し、不要不急産業融資を徹底的に抑え、また最近問題になつてゐる外資導入に伴う円資金の調達もデフレ政策の枠内において考慮すべきである。更に今後緊縮政策遂行によつて派生する失業倒産問題等については万全の策を講じ國民が納得して緊縮政策に協力出来得る様綜合政策の確立に努めるべきである。

二、金融政策

我が国の最近における金融政策は、ドッジ政策下にあつて財政の超均衡の皺を金融緩和で救済し今次のデフレ政策に於ては財政放漫の皺を金融引締めで肩代りする等、専ら財政政策の皺が金融政策によせられ続けて来、何事も金融政策で解決せんとする傾向が強い。然し乍ら金融政策には自ら限界があり、したがつて今後金融引締めの強行によつてデフレ政策を遂行することは当を得ない。

(イ) 抜本的貯蓄増強策の樹立

我國の資本蓄積が貧弱であることは云うまでもないが、殊に戦後は國民貯蓄高をみても対戦前比三五%に止つてゐる状態であり、この点からも資本蓄積対策の一環として早急に國民貯蓄の増強を図る必要がある。更に國民所得の七〇%を占める農家

及び勤労所得は政府の米・麦価政策及び労働運動に支えられて未だ減少する傾向なく、これ等の潜在購買力を左記の如き具体策を加味し、積極的に預貯金として吸収することが今後のデフレ政策を遂行する要諦となるべきである。

- (1) 預金利子課税の減税
- (2) 減税預金制度の確立、定期性預貯金奨励のため一定限度に於ける所得控除の実施
- (3) 天引強制貯蓄の実施
- (4) 農産物売却代金の一定率乃至各種奨励金の強制貯蓄及び一定額以上の高額貸金所得の強制貯蓄
- (5) 保険料控除限度の引上げ、受取保険金に対する相続税の軽減

(ロ) 産業貿易金融

従来如き一律的金融引締めのみではコスト引下げによつて国際競争力を育成することは困難であり、しかも優良企業までも弱体化し、ひいては金融の健全性を損う惧れがある。従つて今後我が国経済発展の基盤を作る為には産業界の再編強化、資産内容の充実等の措置をとると共に、それと併行して左の如き金融政策をとる必要がある。

(1) 基幹産業金融

石炭、電力、鉄鋼、造船等我が国基幹産業の脆弱性は我が国産業の国際競争力劣勢の主因であり、之等基幹産業の合理化、コスト引下げを図る必要がある。この為政府金融機関の貸出金利の減免、日銀高率適用制度上の優遇、基幹産業への重点融資の徹底を実施すべきである。もちろんその場合においてコストの切下げ、価格引下げを条件とした措置を伴うことが必要である。

(2) 貿易金融

輸出振興は我が国経済にとり焦眉の急務であるが、国際間の輸出競争は益々激化する事が予想される今日、その前途は

必ずしも樂觀を許さない。

特に唯でさえ国際価格に比し、割高な物価と金利に悩まされている我が国輸出産業に対しては今後とも十分な金融優遇措置を講ずることが必要である。

④ 輸出入銀行の拡大強化（金利引下げ、貸出期間延長、資金量増大）

資材輸出については西独、英国等競つて優遇措置を講じて居り、プラント輸出が未開発国開発計画と結びつき長期の取引であり金額も大きい所から我が国としてもこれを増加する為には積極的援助が必要である。

⑤ 輸出保険料の引下げ

⑥ ユーザンスの利用

我が国輸出産業の原材料或いは基幹産業のコスト引下げに役立つ鉄鉱石、強粘結炭その他必要な原材料の輸入に就いては低利、且つ長期のユーザンス金融の利用が望ましい。

(ハ) 資本市場に対する措置

我が国産業の使用総資本中に占める自己資本の比率は戦前の六五%から三五%に低下し資本構成は甚だしくゆがんでいる現在、自己資本蓄積対策、ひいてはオーバーボロウイングの解消策として、税制上抜本的改革を要することは勿論であるが、とくに当面の対策として、配当、公社債の利子所得に対する課税の減免措置を講ずる必要がある。また証券金融政策の一環として増資払込等の金融の道を開くべきである。

(ニ) 中小企業金融

我が国産業の構成上中小企業の占める地位は極めて大きく、しかも金融引締めの際を不当に寄せられる傾向があるので、我が国経済にとって必要不可欠なものについては之を優遇する事が是非必要である。

(1) 大企業に対する融資に当り、組付融資等により下請企業に対する支払促進措置を講ずる。

(2) 中小企業信用保険制度の拡充強化、融資保険の限度を八〇%から一〇〇%に引上げること。対象となる貸付金の貸付期間六カ月以上を三カ月以上に改める。保険料率年三%を一%に引下げる。保証保険についても之に準ずる。

(3) 中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫等中小金融機関の融資の拡大。

(4) 特に緊要と認められる資金融通については不動産担保の活用を図る。

(ホ) 金利引下げ

我が国金利は國際的に割高であり、然も企業の金利負担の過重も亦無視しえないが、これを急遽引下げすることは國民經濟の見地からみても種々無理を伴う故、当面は特に基幹産業の金利引下げより手掛け、漸次一般金利水準の低下へと導くよう次の如き態勢を整えることが必要である。

(1) まず基幹産業及輸出産業について政府金融機関の金利を引下げる。

(2) 基幹産業、輸出産業に低利融資を行い得るよう日銀金利を考慮する。

(3) 抜本的資金蓄積対策を講じ運用資金量の増大を通じて金融機関の資金コストの低減を図る。

(4) 金融機関の合理化、経費の節減を図り金融機関の自己負担において金利を引下げる。

(5) 兩建歩積の抑制

担保其他特に必要と認められる一定率を超えるものについては金利を引下げる。

(ハ) 金融の中立性確保

戦争による資本の喪失と戦後の急速な經濟復興に伴い金融は大きなゆがみが生じたが、將來の經濟の拡大均衡化の基礎を固める為には、インフレ政策を排し、企業の資本蓄積促進によるオーバードローイングの解消と抜本的貯金増強策による銀行資

本の充実等金融正常化の正道を地道に歩むべきであつて、伝えられる如き金融三法の改正、融資規制の法制化等による政府の政策的意図に従つた金融の官僚統制は、金融の自主的中立性を喪失せしめるものであり敢に排除すべきである。

新内閣に要望する

(三〇・三・二三 第十九回全国委員会)

過去一兩年採られきたつた緊縮政策により、わが国の国際收支の危機は一応回避はされたものの、それは必ずしも国際競争力の増強によつて齎らされたものではない。

すでに経済の復興過程から繁榮の段階に入つた西欧諸国に対する立遅れを克服するためには、自らのたゆまざる努力によつて国際競争力を育成し、強力に輸出振興を図る以外に途はない。

新内閣は、安易なる拡大政策や人氣取的減税によつて、国民の素朴な要求に迎合することなく、社会的矛盾、不合理は是正しつつも、政策の根底はこれを「耐乏による経済再建」に求めなければならない。

斯る観点からわれわれは、左の基本方針に沿うて新内閣が財政経済諸施策を講ずることを要望するものであるが、前内閣と同様過半数に達しない勢力で政局を担当しなければならない新内閣においては、政策が政争により歪められる危険性が極めて大である。かかる政局の不安はわれわれの最も堪え難いところであるから、この際政策を強力に実行するため、民主、自由兩党の緊密な連繫を図ることを特に政府並に兩党に希望したい。

記

一、わが経済の立遅れは、資本蓄積の過少に基因するが、外資導入に多く期待できぬ現状においては、これを政府、経営者、労働者及び農民等国民各層を通ずる節約による蓄積に求める以外に途はない。それには通貨価値の安定を図つて経済活動の

基盤を不動のものにすることが先決条件であり、左記の原則を確立することにより、インフレ傾向の誘発を厳に阻止すること。

(イ) 昭和三十年代一般会計予算は、一兆円以内の規模に留めて均衡財政を堅持し、国債又は類似の債券発行による資金調達は一切行わぬこと。

(ロ) 貯蓄の増強、資本市場の育成及び資金コストの低下を図り、金融の健全化を強力に促進すること。

(ハ) 政府の統制下にある諸物価、諸料金の引上は一切行わず、更に生産性の向上により極力その引下げを推進すること。

二、昭和三十年代財政政策の重点は、以上の前提に立脚して特に企業の資本蓄積、財政投融资の確保及び社会関係保障の拡大強化におくべきである。

(イ) しかし、企業の資本蓄積措置の促進に当つては、政府与党のいう如く法人税を一律的に軽減するよりも、寧ろ積極的に内部留保を増大せしめる方策を講ずることがより効果的である。

(ロ) 又、企業の資本蓄積を中心とする減税分を、酒の増石、砂糖輸入の増加による税収に振替えることは、消費購買力の増加に増収を期待することになり、緊縮政策遂行と矛盾する。就中、外貨を使用して輸入砂糖の消費増に依存するが如きは、余りにも安易な糊塗策に過ぎない。

(ハ) 更に、社会政策に関して、政府与党の四二万戸の住宅建設計画のうち、仮に十一万戸を財政投融资に依存した場合でも数百億円に近い資金を要し、公約する均衡財政はこの面からのみでも決潰する懼があり、具体的裏付が必要である。社会政策費の増額は断行すべきであるが、その財源は財政節約による方針を堅持すべきである。なお、将来この制度を一層拡大するに当つては、国民の相互扶助的観点に立つ目的税的財源を考慮すること。

三、従来財政節約を施策の一に掲げる政府は多いが、節約の実を挙げ得た例は少い。然しこの内閣は大巾の緊縮を実行せされ

ば公約は殆んど実施不能に陥る実情にある。勇断を以て節約を実行すべきである。

既に、地方財政は年々膨脹を続け乍ら破綻に瀕している。その原因と責任は地方自治体にも、中央にもある。中央各省は宿弊である縄張主義を排し、各省所管の地方補助金を大巾に整理して中央権力の地方介入を排除するとともに、中央、地方を通ずる行政機構の簡素化、行政事務の合理的再配分を行つて地方財政の根本的再建を図ることが必要である。

又地方財政の赤字を補填する地方債の発行は厳に抑制しなければならぬが、地方の責任に帰すことのできない赤字の解消については別途合理的な措置を講ずべきである。安易な交付金の増額によつて解決できる程、地方財政の病根は浅くはない。中央、地方を通ずる健全財政の実現は、新内閣に課せられた重大なる使命であり、試金石でもある。

四、米麦等、主要食糧価格の動向は、他の諸物価、賃金を左右する重大要因となる。従つて、政府与党が農業諸資材の価格引下げを通じて主要食糧価格抑制の意図を表明したことは異議はないが、そのため企業の協力を得るには、農民自体も主要食糧価格の引下げに積極的に協力すべきであろう。既に予約買付制度をめぐつて米価引上げの運動も激しい。本年度予算編成に当り、政府は一般会計たると特別会計たるとを問わず、財政負担増を行うことをなしに消費者価格を引下げ、少くとも据置く方針を確立すべきである。

五、日本経済の自立達成のため、長期経済計画を策定し、この計画に沿うて総合政策を確立すべきことは、われわれの年来の主張であり、政府与党が経済六カ年計画により、長期の経済目標を打出したことは賛成である。然し長期経済計画の実効をあげるためには、左の如き諸対策を講ずることが必要である。

(イ) 計画の実行には、行政の組織と秩序を確立することが前提であり、従来の如く計画部門と実施部門が遊離し、有機的連繫を欠く状況では、計画を実行することは不可能である。

総理若しくは副総理を長とし、強力且つ長期に亘り安定したブレインを持ち、実施各官庁間との間に強力な行政調整を

行い得るが如き組織が必要である。

(四) 長期計画が政変により左右されることは計画策定の意義を失う。現在保守二党間の政策には本質的に大きな差があるものと思われず、又経済自立政策として採り得る巾も自ら限定されるであろう。従つて政府は長期経済計画の策定に當つては、当面少くとも保守二党間で基本方針について超党派的に協力を求める必要がある。

最後に、真に経済自立を遂行せんとするならば、政府は忌憚なく日本経済の困難な実態を卒直に国民に訴えてその協力を得ると共に、現実的な「節約による蓄積」政策を六カ年計画の出発点とすることが何よりも肝要である。出発点を誤れば長期計画も単なる画餅に終るであらう。

企業の資本蓄積によるオーバー・ボロウイング解消策の提唱

(三〇・四・八 昭和三十年年度通常総会)

緊縮政策採用以来、すでに一兩年を経過した。この間、種々の摩擦が生じたものの、今日それは一応の成果を収め、昨年当初懸念された国際収支の危機も、ともかく回避し得たことは事実の示す通りである。しかしながら、一步立入つて経済の実体をみると内容は必ずしも改善されておらず、すでに経済安定の過程から繁榮の段階に入つた西欧諸國に比べ、我経済の立遅れは著しいものがある。

われわれはつねに、この根本的原因が企業の資本蓄積の過少にあることを指摘し、これまで三度に亘りその促進を要望し実現に努めてきたが、今なお企業の資本蓄積は極めて低調で、これが日本経済の大なる瘤となつている状況である。ことに所謂企業のオーバー・ボロウイングは改善されないのみでなく、寧ろ悪化する傾向にあり、これを早期に解消し、資本構成の是正

を図ることは日本經濟再建の最大の課題であるとともに刻下の急務でもある。

しかしてオーバー・ボロウイングを解消するためには、姑息な方法によつて目先を糊塗することなく、企業の資本蓄積により、企業の自力によつて計画的にこれを行う措置を講ずることが最も必要であり、効果的であると確信する。
よつてわれわれは、ここに大様左の如き対策を提案し、その実施を要望する。

記

一、本提案実施の対象は資本金一定金額以上の株式会社とし、すべての同族会社を除くものとする。

但し、資本構成上その必要を認めざる企業は任意とするともに、一定金額未満の株式会社に対しては別途本提案に準ずる措置を講ずる。

二、予め期間を限り、企業利益の一定割合以上を社内に強制積立せしめ、これを資本構成是正積立金（仮称）とする措置を行うとともに更に次の方法を講じ、もつて企業のオーバー・ボロウイングの解消を図る。

(1) 本積立金に対しては大幅の減税を行い、その減税相当額を一定期間、政府の指定銀行（例えば開発銀行）に預託する。政府は当該銀行を通じて本預託金を財政投融资に使用することが出来るものとする。

(2) 一定期間経過後は、企業は本預託金相当額の一定倍率の増資を行い（但し、預託金相当額は無償交付）、その増資資金を借入金返済に優先充当する。

右以外には預託金の引出しは出来ないこととする。

三、予め期間を限り、一定の償却限度を附した任意の特別減価償却制度を認め、これに対する減税分については第二項に準じて処理する。

四、予め期間を限り、すべての配当金につき一定割合まで損金算入を認め、これによる減税相当額を指定銀行に預託せしめ、

第二項に準じて処理する。

但し、「企業資本充実のための資産再評価等の臨時措置法」による新規増資分については、その適用を除外することとする。

五、石炭、電力、海運等重要産業にして国の産業政策の結果生じたるオーバー・ボロウイングは極めて巨額に上るため、前記対策を以つてしてもその解消は非常に困難である。よつてこれに対しては別途特別対策を研究する。

〔参考資料〕 企業の資本蓄積によるオーバー・ボロウイング解消策試案

一、本提案実施の対象

本提案実施の対象は資本金一定金額（例えば五千万円）以上の株式会社とし、すべての同族会社を除くものとする。

但し、(イ) 資本構成上、その必要を認めざる企業は任意とする。

(ロ) 資本金一定金額（例えば五千万円）未満の株式会社に対しては、別途、本提案に準ずる措置を講ずる。

二、資本構成是正積立金制度による解消策

イ 企業の利益がありたるときは、一定期間（例えば三ヶ年）課税所得の一定割合（例えば三五％）以上を積立金として社内強制積立せしめる。

ロ 本積立金に対しては、現行法人税率四二％を二五％に引下げ、この減税相当額（現行法人税率四二％と二五％との差額一七％で、減税率は約六％となる）を政府の指定銀行（例えば開発銀行）に納税と同一の方法にて積立させる。

ハ 期間中は本預託金の払出を行わず、一定期間（例えば三ヶ年）を経過したるときは、預託金に相当したる金額の四倍の増資を一定期間内（例えば三ヶ年）に行い、うち預託金相当額即ち四分の一の無償交付を株主に対して行うこと。

右の目的以外には預託金の引出は出来ない。

二 増資資金は必ず借入金の返済に優先的に充当すること。

借入金を完済したるときは、その残額は企業の任意に使用し得ることとする。

ホ 預託金に対する利率は定期預金程度として、本利息も最終まで積立て、その使途は借入金の返済に優先充当すること。

ヘ 指定銀行（例えば開発銀行）は企業より受けたる指定預金を財政投融资と同一の目的に使用すること。

ト 指定銀行（例えば開発銀行）が一定期間（例えば三ケ年間）経過後その預託金の払出をなす場合は、指定銀行の発行せる特殊債券を以つて充当する。

但し、右特殊債券は納税資金又は銀行よりの借入金の返済以外には充当することが出来ない。

三、特別減価償却引当金制度による解消策

イ 減価償却につき現行の定額法、定率法並に特別償却制度の外に、一定期間（例えば三ケ年間）随時法を認めること。

ロ 随時法とは、企業の利益ありたるときは、企業の任意による特別償却を認めることをいう。但し特別償却の限度は償却時における残存価格の一定割合（例えば五〇％）とする。

ハ 特別償却金は非課税とするも同金額は特別減価償却引当金として貸借対照表の貸方に計上し、一定期間（例えば三ケ年）経過後、本引当金を以て当該償却資産の償却を行う。

ニ 特別減価償却引当金の減税相当額（四二％）は、一定期間（例えば三ケ年）政府の指定銀行（例えば開発銀行）に積立てること。

ホ 一定期間（例えば三ケ年）経過後は、本積立金のうち指定銀行に積立てたる金額は固定借入金の返済に充当する。

ヘ 其の他の措置についてはすべて第二項に準ずる。

四、配当損金算入制度の拡大による解消策

一定期間（例えば六ヶ年間）すべての配当金は五分迄損金算入を認め、これによる減税相当額（四二％）を前項に準じ指定銀行に預託せしめ、その他の措置はすべて第二項に準ずる。

但し、『企業資本充実のための資産再評価等の臨時措置法』による新規増資分については、本措置の適用を除外するとともに、配当金の損金算入の有効期間を更に五ヶ年間延長すること。

五、重要産業に対する特別対策

石炭、電力、海運等重要産業にして国の産業政策の結果生じたるオーバー・ボロウイングは極めて巨額に上るため、前記対策を以つてしてもその解消は非常に困難である。よつて、これに対しては別途特別対策を研究する。

本試算解説のため、試算を示せば次の通りである。

1. 減 税 額

第二項（資本金構成是正積立金制度）による減税積立1ヶ年分

$$2,500 \text{億円} \times \frac{6}{100} \dots\dots\dots \text{概算} \quad 150 \text{億円}$$

イ、課税所得額（資本金5,000万円以上の株式会社）は2,500億円とする。

$$\text{ロ、減税率は、課税所得に対し} \frac{35}{100} \times \frac{17}{100} \left(\frac{42}{100} - \frac{25}{100} \right) = 6\%$$

第三項（特別減価償却引当金制度）による減税積立1ヶ年分

$$\text{概算} \quad 15 \text{億円}$$

第四項（配当免税措置）による減税積立1ヶ年分

$$600 \text{億円} \times \frac{5}{13} \times \frac{42}{100} = \dots\dots\dots \text{概算} \quad 100 \text{億円}$$

1、配当金年額（資本金5,000万円以上の株式会社）を600億円とする。

ロ、平均配当率を $\frac{13}{100}$ とすれば $\frac{5}{100}$ はその $\frac{5}{13}$ となる。

一ヶ年減税総額.....	概算	265 億円
三ヶ年 〃 	概算	800 億円

2. 3ヶ年後 4倍増資すれば

800億円×4 = 概算 3,200 億円

うち { 増資による分..... 概算 2,400 億円
減税による分..... 概算 800 億円

（備考）増資金額3,200億円は、資本金5,000万円以上の株式会社（28年度）に対し、
大略その半額以上となる。

昭和三十年度産米価格に対する見解 (三〇・六・一三)

一、政府は近く昭和三十年度産米価格を決定することになっているが、米価をめぐる最近の動きは、極めて憂慮すべきものがある。いう迄もなく、主食たる小麦価格の如何は、物価、賃金に重大なる影響を及ぼすものであつて、全体を忘れた安易なるヒロポン的高米価対策は結局において国民経済を破綻に陥れ、農村経済も亦その被害を免れることはできないことに更めて注意を喚起したい。

周知の如く、日本経済の正常化を図るための当面の基本的要請は低物価政策であるが、加うるに最近の主要食糧の国際価

格は逐次低落傾向を辿りつつある際に（例えば外米のC I F輸入価格はピーク時である昭和二十八年末屯当り二二〇―二三〇弗に対し、昭和二十九年平均約一七〇弗、最近は約一六〇弗に低落している）、わが国のみ独りこの傾向に逆行して高米価政策を続けるときは、益々わが国物価の独歩高を招来し、輸出減少、インフレ、通貨の下落等一連の悪循環を経て、経済規模は縮小せざるを得なくなる。

広く内外の経済情勢を見れば、今や従来の高米価主義を改め経済ベースに立脚した合理的な価格算定方式を確立することはまさに刻下の急務であるといわねばならぬ。

二、(4) 然るに昭和三十年度産米の生産者価格決定をめぐる動きは、経済の動向から全く遊離した米価引上の主張が圧倒的に有力であるのみならず、その価格決定の方法たるや、事実上政治的に価格を決定し、その後において算定方式の裏付を行わんとする極めて不合理且つ便宜的なものである。

(4) 更に食糧管理法の規定の趣旨からみて、米麦価決定の要因となるべき物価指数、農業パリティー指数等においては、今や米価の引上げを必要とする根拠はない。しかもさきに農相は本年度産麦購入価格の据置きを言明しているにも拘らず、独り米価だけを引上げんとするのは不条理であり、食糧政策の不統一を曝露したものと云わざるを得ない。

(4) 他面本年度より実施する予約買付制度において、需給操作上必要な数量を確保するため生産者価格を引上げねばならぬということは、米価引上げの根拠とはなり得ない。今回の予約買付制度の実体は、従来の割当方式と同様、予約供出後の自由販売を封ずる変則的なものであつて、新制度の円滑なる運用ということに籍口して米価の引上げを策することは、本末を誤るも甚しく、現行食糧管理方式が全く行詰つていることを自ら認めることに他ならない。

三、以上の如き理由に基き、昭和三十年度産米価格の決定に際して、政府は綜合経済の見地に立ち、概ね左記の如き方針の下に勇断と良識をもつて米価問題の合理的解決に当たるとともに政党、農林団体等も冷静に経済の動向を洞察して大局を誤らな

いことを望む次第である。

(4) 消費者価格は、必ず昨年度価格を超えないこととし、可及的に下引げの方法を考慮すべきこと。

(5) 生産者価格は、予算米価によること。万一止むを得ざる場合といえども食糧特別会計の操作において解決することとし、一般会計より食糧特別会計への繰入は一切行わぬこと。

なお、実質的に生産者代表に偏傾し、国民の六割を占める消費者の声が殆んど反映できない現行米価審議会の構成を再検討し、真に国民経済的見地に立つて、中立公正に審議し得るが如き構成に改組する必要があることを附言したい。然らざれば、現行審議会は存在の意味を失うであらう。

新生活運動に対する見解

(三〇・七・二二 第二十一回全国委員会)

政府及び与党が公約に従つて民風刷新を目指し新生活運動の具体化に乗り出すことになつた。すでに財界における社風刷新のため新生活運動を主唱し、たとえささやかながら、銀行、会社を中心に自らできる程度と範圍においてそれを実行してきた我々として右の趣旨に異論はないのである。

しかしながら、政府及び与党の方針が今回の新生活運動は予算として五千万円を計上し、これに伴つて中央、地方を通じ官民からなる運動推進本部を設け国民運動を展開し或は民間の自主的運動に期待するといった内容のものと解するが、事実とすればこれはまことに形式的であり、かつての精神運動連盟の姿を再現するに過ぎず、本末を誤るものと云わざるを得ない。新生活運動の本旨は、あくまでも自ら可能なることを黙々とかつ不撓不屈に実行してゆくことにある。

その意味からして我々は、政府及び政党が真剣に新生活運動に乗り出す決意があるならば、この際、政府及び政党はまず自ら実行することである。事実政府や政党の周囲には数多くの無駄や弊風があるはずである。それを忍耐強く実行してゆく熱意を示し、規範をたれるならば、政府や与党の望む通り期せずして国民各層から新生活運動が盛り上るのは言をまたないであろう。我々は過去五ヶ年にわたり世評にこだわらず曲りなりにもこの運動と取組んできた。また今後も、この運動に成功もない代り失敗もない、ただ自らが実行してゆくだけであるとの信念のもとにそれを続けてゆく覚悟である。

ここにおいて重ねて政府及び与党に望むのは新生活運動を打ち出した以上、その真意を体得し、まず政治社会における日常生活及び行動の刷新に傾倒すべきであり、他にそれを及ぼすのは後に譲ることである。またこれを勵行することこそ失われた政界の信用を恢復する途であり、新生活運動の意義も出てくるものと信ずる。

金融機関の資金運用の調整のための

臨時措置に関する立法に対する意見

(三〇・七・二三)

政府は「金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律」(仮称)案を今国会に提出し、民間金融機関の資金運用に対し、強制的措置を講じようとしている。

その目的は「日本経済の自立とその健全な発展に資し」、「緊要な長期産業資金の調達を行う」ことに置かれており、これを実現するために金融機関の資金の運用を調整しようとしているが、かかる資金統制を行うことは現状に於ては逆に、日本経済の自立の方向を亂し、一年有半に亘るデフレ政策の結果、漸く正常化の緒につきつつある経済と金融の健全性を阻害する結果

をも生ずるものと見ざるを得ない。当会としては本法律案要綱を検討した結果、次の如き理由に基き、反対の態度を表明するのである。

一、我國經濟の自立は企業並びに個人の能率の高度の發揮と合理的行動に基ずいて行われることを本旨として來たものであり、統制經濟的色彩を濃厚ならしめる方向に置かれてはいない。かかる際に確固たる産業計画なしに金融のみを統制することは適切な資金計画を実現するものとはならず却つて經濟の發展を阻害する結果を生ずる。

二、金融機関に対し将来、国債、地方債の強制保有を行わせ得る路を開くことは、一方に於ては高オーバー・ローンの状態にある金融機関をして改めて日銀信用依存度を高める惧れがあり、他方に於ては財政規模の安易な拡大を招き、再び財政インフレへの路を開くことになる危険が多い。

三、デフレ政策の結果、經濟の不当な膨脹は是正され、貯蓄は増強せられつつあり、今後の産業資金需給は漸次均衡に向うものと見られる。従つてこの際産業資金確保のため特に資金を統制する必要は認められず、敢えて割当措置の如きをとれば、金融の正常化を政府自ら阻害する結果を生ずるであらう。特に今日の如く政情不安定の時に於て金融統制を行うことは金融の中立性をそこなうこととなり、今後の國民經濟の動向に重大な悪影響を及ぼすことになる。

四、資金統制を行う方法としては、大蔵省に審議會を設け、大蔵大臣はこれに諮問することとなつてゐるが既に従來行われて來た各種審議會の実績に徴するに、現実には極めて無力なものであつて、本来の目的に従つて実効を挙げているとは認め難い。よつて、その委員の構成等に如何なる配慮が行われようとも本審議會も結局は大蔵大臣に参考意見を表明するに止まり、資金統制は実際には独善的に時の政治力に支配されるものとなる惧れが強い。

五、本案によれば、「大蔵大臣は金融機関に対し資金運用に関し、必要な勧告を行うことが出来る」ものとなつてゐるが、金融政策に対しては既に日銀政策委員会が設けられており、これと別個に本案の如き審議會を設けるならば金融政策の二元化

を招来することとなる。

ガット正式加入に対する見解

(三〇・八・一九)

ガット（関税と貿易に関する一般協定）へのわが国の正式加入は、その最終関門であつた既加盟国の三分の二以上の賛成を獲得し、いよいよ来る九月十日をもつて実現の運びとなつた。

顧みればわが国が始めて加入の意思表明をして以来三カ年、ここに漸く宿願が達成されるに至つたことは、まことに慶賀に耐えないところであり、またこの間直接その衝に當つた政府当局者の努力は、これを多とするとともに、わが国の加入実現のために各国から寄せられた協力と支援とに対しては衷心よりの謝意を惜しまないものである。しかしながらその反面、われわれは、今回のガット正式加入を単に朗報としてのみ取することは許されないものである。要はそれが持つ意義と影響とを正しく把握するとともに、今後に処すべき方途を確立することとでなければならない。

一、ガット加入の意義

ガット加入については、譬ては、通商上の障礙を除きわが国の貿易拡大に大きく貢献するものとしてその直接的な効果に過大な期待をかける傾向が強かつたが、いよいよそれが実現するとなると、逆に、それに伴う義務や拘束の面を強調してその意義ないし効果を過小に評価する傾向があるように見受けられる。しかしながらそのいずれもガット加入の意義を正しく捉えたものとはいえないのである。まず、ガット加入の直接的な効果としては、各国より得た関税譲許が実施に移され、それによつてアメリカ及びカナダを中心としてわが国の輸出伸張が期待される点を除けば、さしてみるべきものはない。その限りにお

いては、譬てかけられていた過大な期待は裏切られたかたちであるが、同時にわれわれはこれまでガット加入によつて各国が得たところも、結局右の範圍を出なかつたことを思い合せらるべきである。それよりもガット加入の根本的な意義は國際經濟社會の一名としてのわが国の地位が一段と明確且つ安定したものとなり、國際的な舞台において発言の場が与えられるという点にあり、この意義は決して過小に評價するべきではない。しかしながら反面において、ガット加入が義務ないし拘束を伴うこともたしかである。例えば、各国との関稅交渉においてわが國側の与えた讓許が、それによつて直ちに國內産業が圧迫されるときか、あるいは不急不要品の輸入が増大することはないとしても、將來に多少の問題を残していること、貿易自由化の要請によつて輸入制限や人為的輸出促進措置が漸次縮小を余儀なくされること、不正取引に対する國際的な監視の眼が一層厳しくなること等がこれである。しかしながら一步退いて考えれば、これらは決してガットに加入したが故に新たに生じたものではなく、いやしくもわが國が國際經濟社會において生きようとする限り、當然負わなければならないものであり、それがガット加入によつて一段と身近に感ぜられるに至つたに過ぎない。のみならず、ガットの一名となつた以上義務ばかりでなく、自己の立場を主張すべき權利が同時に与えられることも知らなければならぬ。然りとすれば義務なり拘束といつた面のみをとり上げて、ガット加入の意義を過小に評價することはやはり當を得ないものといわなければならない。

二、今後の課題とこれが對策

この問題はこれを経濟外交と國內政策の両面に分けて考えることができる。

(一) 經濟外交の二つの課題

1 ガット關係の擴大

ガット正式加入が實現したとはいひながら、周知のごとく前例のない程多數の國がガット規約第三五條を援用してわが國

とのガット関係を拒否する態度に出ると見られることは折角のガット加入の意義を著しく減殺するものとして頗る遺憾であるとともに、わが国をとりまく国際的な環境が依然として厳しいものであることを更めて痛感せざるをえないものがある。政府当局としてはここで手綱をゆるめることなく、今後とも強靱な経済外交を展開し、もつてガット加入の意義を全からしめるよう万全を期すべきである。その際ガット関係の拡大という建設的な目的に合致する限りつぎの二つの対策が考慮されるべきである。

(イ) ガット関係を拒否する国を対象とする複数関税制の採用。

(ロ) ガット関係に準ずる二国協定の締結。

2 主体性の堅持

わが国が今後ガット加盟国として、ガットの精神を遵守すべきことはいうまでもないが、このことはガットの規定する義務ないし拘束をそのまま無批判に受入れることを意味しない。わが国としては、どこまでも主体性を堅持しつつ主張すべきは主張するという態度でこの国際貿易機構に臨むべきである。この点は先進国と後進国との。いわば中間に位置するというわが国経済の特殊の位置を考へるとき、特に重要である。すなわちガット運営の現実、卒直にいつて先進国たるアメリカ及び西欧諸国の意思ないし利益によつてリードされ、それに対して後進諸国が拮抗しているというのが偽らざる姿である。ここにおいてわが国としては、あくまでもフェア・プレイの精神に立脚しつつ、相対的な後進国としての立場を主張すべきことはもちろんであるが、さらに進んで先進、後進両国間の利害を調整し、ガットの運営を理想の姿に近づけるのに一臂の力を藉すことをもつてその使命と心得るべきである。

(三) 国内対策の眼目

経済外交の面において右の如き努力を続ける一方、国内対策としては、ガットの要請に応えようわが国経済の基盤の強

化とその国際競争力の培養とにこれまで以上に力を注ぐことが何にもまして緊要である。ただし巨頭会談後の世界経済は平和経済的な基調の上に自由化乃至流動化への方向を推進して行くとともに、それにつれて国際競争が激化の一途を辿るであろうことは必至とみられる上にガット自身についても、第九回総会で採択された規約改正が近く発効し、まだガットの運営機関であるOTC（貿易協力機構）が発足することになれば、貿易の自由化の促進というガットの役割は一層明確且つ実効性のあるものとなるからである。要するにわれわれは、ガット加入の実現を朗報として受取ると同時に、これを機会にかねて日本経済に課せられている課題に、官民ともに一段と本腰を入れて取組む覚悟を新たにすべきことを痛感する次第である。

食糧管理制度の改正について

（三〇・一〇・七）

本会はいち早く、米麦の集荷に当つては、経済ベースに立脚した合理的な価格算定方式の確立が急務であることを主張してきた。われわれがかかる主張をなしてきた所以は、いう迄もなく、主要食糧たる米麦価格の帰趨如何は物価、賃金に重大なる影響を及ぼし、ひいては国民経済を破綻の淵に導く恐れがあることを深く危惧したからに他ならない。

然るに現在の如き脆弱なる政治力のもとにおいて現行の管理制度を継続するときは、集荷数量の確保に藉口して年々米価は引上げられざるを得ない情勢にあり、日本経済の正常化を図るための基本的要請である通貨価値の安定とは全く矛盾する。然も現行管理制度は既に巨額の財政負担を生じており、食糧特別会計の資産を蝕蝕している現在、現行の儘推移するときは米年度以降一般会計に与える圧迫は輕視し得ない。

幸い今年の米作は有史以来の豊作であり、又最近世界の米穀の需給状況は頓に好転しており、従つてその対策宜しきを得れば、本年を転機として食糧管理制度の合理的改善を図り、米価を国民経済の見地から安定せしめることは必ずしも不可能では

ないと信ずる。

よつて、この際政府はもとより、生産者、消費者ともに事態を冷静に觀察し、その対策を真剣にすべきであるが、我々はここに次の如き試案を用意し食糧管理制度の改善を提言するものである。

記

一、現行米穀の直接統制は昭和三十一年米穀年度（昭和三十一年十一月）より、内地米に対する生産者支持価格の算用による間接統制に切換えるものとする。

二、毎米穀年度の支持価格は、左の方式により決定するものとする。

(イ) 支持価格は、法律により定めるものとし、その算定方法は初年度の支持価格を基準、パリティー方式により算定する。尚、パリティー方式以外の価格算定要因は一切附加しない。

(ロ) 初年度に採用すべき支持価格は、初年度に最も近い年度的全農家平均生産費中家族労働費分を男女込全製造業平均賃金に評価換えし、更にこれを都市基準、都市農村物価差により修正した平均生産費を基準とする。

(註) 農林省調査による昭和二十九年全農家平均生産費は石当り六、四一七円、これを前述(ロ)の方式により修正すると八、二〇〇円弱となる。従つて支持価格は石当り八、二〇〇円が一応目安となる。

三、政府は米価の安定を図るため、直接的には左の措置を講ずるものとする。

(イ) 生産者価格が下限である支持価格を下廻るときは、支持価格により無条件の買入に應ずる。

(ロ) 一方生産者上限価格を想定し、政府の保有する備蓄米の操作により、生産者価格が上限価格内に安定するよう操作するとともに、併せて端境期及び出廻期における価格を可及的に平均するよう調整する。尚上限価格は法定しないが、最近における消費者実効価格に見合う生産者価格を目標とする。

(註) 昭和二十九年度における消費者実効価格の平均は一升約一三〇円とした場合、諸掛、手数料二割として玄米換算した生産者価格は約一〇、〇〇〇円が目安となる。

(イ) 必要がある場合、特に販売価格を指示して備蓄米の払下げを行う。

(ロ) 更に米価安定の安全弁として輸入米(準内地米及び外米)は、全量政府の管理下におき輸入価格に適正マージンをプラスした裸価格により、常時市場に放出する。

(ハ) 前項の各措置を円滑に実施するため、現行食糧管理特別会計を存置し、支持価格による内地米の買入に要する資金は食糧証券の発行により賄う。

四、間接統制実施に伴い、流通機構を整備するため、所用の育成措置を講ずることは焦眉の急であるが、特に左の対策を講ずること。

(イ) 需給操作及び価格の安定を確保する見地から、原則として各県毎に一個所、現物取引による正米市場を開設するとともに、更に消費人口、生産数量等を勘案して適宜正米市場を増置する。

(ロ) 集荷業者としての現行農業協同組合の育成強化を図り、特に農業協同組合が生産業者に年間を通じ平均した価格で販米代金を還元できるよう、集荷販売面における指導育成措置を講ずる。

五、流通秩序を規制し、過当投機を抑制するため、左の措置を講ずる。

(イ) 集荷業者、販売業者(卸及び小売)は一定資格を有するものに限定する。

(ロ) 倉庫業者(営業、農業及び集荷商人倉庫を含む)より、米の在庫数量、預託者等の報告を徴することにより、常時在庫を把握するとともに緊急の必要がある場合、政府が譲渡、出荷の命令が行いうるよう、法的措置を講じ得ることとする。

(ハ) 過度に消費者価格が騰貴することを防止するため、特に必要があるときは、政府は最終販売業者価格に停止価格を課す

することができる法的措置を講ずる。

六、直接統制廃止に伴い、被生活扶助者対策及び労務加配米に対しては左の措置を講ずる。

(4) 被生活扶助者に対しては、現行生活扶助金交付基準を改正し消費者価格が現行より値上りした場合、その分については給付金額の増加を保証する。

(5) 労務加配米制度は原則として全廃する。従つて経過措置として早急に本制度の簡素化に着手する。然し本制度の全廃が社会的に重大なる影響を与える場合、一定期間を限つて、必要最少限度の範囲内において本制度を存続し、現行消費者価格により配給を行う。

七、間接統制移行の経過及び準備措置として左の措置を講ずるものとする。

(4) 需給操作及び価格安定のための備蓄米の保有は、間接統制の円滑な実施に重大なる影響を与えるものであるから、過去における政府持越米の実績、需給操作上の必要数量、消費者の心理的不安の解消等を考慮して内地米を中心として、一、〇〇〇万石程度を可及的に多量備蓄するものとし、右に関連して左の措置を講ずる。

(1) 現行予約予定数量を超過した予約米については、全量備蓄用に充当することが望ましい。従つてこれが配給増加に充当する旨の閣議決定をみたことは甚だ遺憾ではあつたが今後極力備蓄米にも充当する措置を講ずる。

(2) 右以外の余剰米の集荷を図るため、予約終了後、現行予約価格より予約奨励金を控除した価格を以て購入を行いこれを備蓄米に充当する。その購入資金は食糧証券発行限度の引上により賄ふ。

(3) 輸入米の所要数量に対する外貨資金をイヤマークするとともに輸入米を備蓄に便ならしめる如く、粳又は玄米で輸入し得るが如く、現行輸入条件の改善を折衝する。

(5) 戦後代替食糧に対する需要の弾力性は漸次増加している。従つて左の措置を講ずることにより、麦及び外米の価格の割

高を是正し、需要の喚起を図る。

(1) 現行内地麦の支持価格は割高であるため、大部分が食糧管理特別会計に集中している状況である。従つて米の閑接統制移行に先立ち、内地麦の政府購入価格を引き下げ、合理的な支持価格制度に改めるとともに、輸入麦の政府払下げ価格の引下げを行う。

(2) 前述三の(1)に述べた外米の価格引下げを早急に実施するとともに、内地米及び外米の混合米を新規格として市場に放出する。

議会政治擁護に関する決議

(三〇・一一・一〇 第八回全国大会)

一

終戦十年、西欧諸国はすでに戦傷を恢復して、安定から繁栄の段階にある。またアジア其他の後進諸国は、未だ安定の域にはほど遠いが、総じて、祖国建設への気力に見るべきものがある。殊に隣接中共は、もとよりその独裁的強権政治は、我々の組みし得ないところであるとはいえ、国を挙げての建設への、烈々たる気魄は刮目すべきものがある。

かかる国際状況に開かれて、我國の現状は、政治、経済、社会並に思想界等全面にわたり、西欧の安定なく、東亜の気力にも欠けているといわざるを得ない。わけても政治の不安定は、あらゆる不安、混乱の最大の原因となつてゐる。

たまたま社会党の統一成り、保守政党もまた、ほぼ合同実現の情勢にある。二大政党の結成は歓迎すべきことに相違ないが、しかし、それのみで政治の安定は期待し難い。それは両陣営の主義、政策があまりにかけ離れ、このままでは円満に政権の授受を行う、条件を具有していないからである。現状のまま、単なる離合集散による、二大政党が出来上るならば、或いは

却つて議會政治の、正しい運営を困難ならしめる危険なしとしない。

かくて保守、革新二大政党の実現は、組織、政策及び運営等において前者の近代化、後者の現実化と議會政治の刷新によつて、裏打ちされなければならず、またこれを断行する絶好の機会を提供するものである。

二

第二次大戦以後、共產圏諸国は論外として、世界の五十に近い国々が憲法改正、或は新憲法制定を行つたが、いずれも議會政治の権威を確立し、政治の安定と国政能率の増進、国費の濫費防止等に、重点をおいているのを特長とする。言い換えれば、政治の公益性を確保するために、国会自らが国会の運営と議員の行為に拘束を加えたもので、公益性の過少なる我国憲法、国会法等は、今や各国の法制に比し著しく時代遅れとさえなっていることを識らねばならない。

自由諸国の国会運営の進歩に歩調を合せ、かつ国情に即して、我議會政治を刷新するためには、もとより憲法の改正を必要とするが、しかし憲法の改正を待たずして、その目的を達成できるものも多々あるので、それらは速かに国会法の改正その他の立法措置を始め、国会、政党の決議、自衛によつて実行に移すべきで、ここに我々は政治家の猛省と奮起を促すものである。

本来憲法改正を必要とする改革（括弧内は例示）

一、政治の安定と国政能率の向上に必要な措置

(甲) 不信任権の濫用防止（表決は議員総数の過半数に改める）

(乙) 臨時国会招集の制限（総議員の過半数の要求に改める）

(丙) 予算不成立の際の予算措置の明規

二、国費濫費の防止と政治、行政浄化に必要な措置

(丁) 内閣の予算編成権尊重（国会における予算増額修正及び予算を伴う議員立法の禁止）

(ロ) 大臣及び議員の在任中の行為の制限（大臣の官利事業重役兼務禁止及び大臣、議員の幹旋行為の禁止）

憲法改正によらずして実行可能な改革

(イ) 選挙制度の改正

(ロ) 国会内における暴力行為の徹底的排除（暴力を行使せる議員の除名等）

(ハ) 汚職行為の未然防止と厳罰主義の採用

(ニ) 国会常任委員会の改廃及び議長、委員長の権限拡大

(ホ) 政党における政策審議機構の刷新強化

(ヘ) 政治資金の公明化

三

翻つて思うに、政党、国会の威信失墜は、政治家の責任は言うに及ばず、究極において国民全体の責任であり、議会政治を確立するためには、国民各層が、政治の浄化を自分のこととして、真剣に採り上げ、各地域、職域、或は個人が、公明なる選挙、堅実なる政党、民主的な国会を築き上げるために協力しなければならない。

而して、我々は経済人の領域において、企業は国民経済の発展のために存立し、経営者は国民の負託に応える責任を有することを経営の基本的理念とし、次の如き構想に基いて、自らを律し、かつ議会政治を暴力と墮落から護り抜きたいと考える。

一、議会政治擁護のためには、経済的条件の充実による環境整備が必要である。従つて我々は、産業平和の確立を図り、生産性向上に努力する。

二、インフレは議会政治を破壊に導く最大の経済的要因となるが、我々はその防止のために不断の努力を続ける。

三、暴力主義、反議会主義と徹底的に闘う。

四、議會主義を基調とする政党を支持し、或は進んで個人として参加し、その向上と刷新に協力する。

五、社会保障政策等の拡充に協力する。

六、議會政治を誤らしめている各界、各地からの陳情を抑制するため、我々は率先して陳情を自粛する。

議會政治擁護のための經濟同友会全国組織における活動方針

(三〇・一一・一〇 第八回全国大会)

議會政治の擁護を目標とし、經濟同友会は全国組織を挙げて、その研究及び実践を行う。活動の基本方針は、形態においては対内的活動と対外的活動に、また内容においては政治的、思想的問題並にそれと不可分の関係にある經濟界の正しい在り方に大別される。その具体的方針の決定は、全国委員会に一任するが、全国委員会は、少くとも左記事項について速かに審議に着手するものとする。なお審議の必要に応じて、全国委員会は、東京及び各地に特別委員会ないし専門委員会を設置する。

第一 經營者の經營に対する方針

一、正しい經濟理念と經營倫理の確立

二、經營の近代化並に生産性向上に関する方策

第二 經營者の政治に対する方策

一、議會政治を国情及び民度に適合せしめるための方策

二、破壊勢力発生原因の究明とその対策

三、議會政治擁護のための具体策

輸出保険に関する要望

(三一・二・一七)

一昨年夏以来我國の輸出は世界の好況を反映して著しく、しかもこの好調はなお分持續するものと予測される。

しかしながら、これは單に我國のみの現象ではなく、欧米諸国の場合も同様であり、現在の輸出の好調をもつて、直ちに、我國の國際競争力が著しく強化されたものとして樂觀することは許されない。他面、南阿、ビルマ等外貨事情の悪化した諸國の輸入制限強化、欧米諸國の日本纖維品等の輸入制限の動き、アルゼンチン向輸出制限等惡材料もあるので、輸出振興のための諸施策はいささかも手を緩めることはできない。

これらの諸施策のうち現在特に効果あるものは輸出保險であると思考する。ここにわれわれは輸出保險制度の運用ならびに拡充につき左記を提案し、その実現を要望するものである。

記

一、輸出保險制度の運用を弾力的に行うこと。

現在の保險料では折角の制度も充分利用出来ない欠点がある。よつてこの際輸出保險制度は國家の輸出振興策の一つであるとの認識の下に、その運用において、例えば短期間の獨立採算に拘泥することなく、長期的に判断するなど弾力性ある運用を行うと共に、できる限り保險料率を引下げ、適用地域及び適用商品を拡大する等、その利用価値の増大を図るべきである。

二、海外投資保險の実施を効果的ならしめること。

一、主なる意見書

海外投資保険制度創設のための輸出保険法改正法案が、近日中に、国会に上提される運びとなっているが、この制度の創設はかねてからわれわれの強く要望していたところであり、企業の海外進出が強く要望されている現在、まことに時宜を得たものと考ええる。

しかしながら、政府原案の内容はわれわれの期待に反し、特に填補率は五〇%となつてゐるが、このような低い填補率では折角のこの制度の利用価値を著しく減殺するものといわなければならない。よつて填補率は少くも八〇%まで引上げ、この制度の実施を真に効果的ならしめるよう強く要望する。

三、現行輸出保険制度を拡充すること。

現行の六種の輸出保険並びに前記海外投資保険のほかに、更に左記新種保険制度を創設されたい。

(1) 輸出品原材料価格安定のための保険

輸出契約時から完成引渡迄に相当長期間を要するプラント類（船舶、車輛を含む）の輸出の場合は、その間における原材料の値上りに対する見透しの困難のため、折角の引合を見送らざるを得ないことがあり、これが輸出増強の一つの隘路となつてゐる。例えば今後の輸出船の注文は納期三年以上の長期ものとなるが、このような長期ものについては、造船コスト特に鋼材価格の見透しを立てることは事実上困難であり、これが積極的受註を阻害する最大の理由となつてゐる。

フランスではかかる隘路を除去するため輸出品原材料価格安定保険を設けていると聞いているが、我國においてもこの例に倣い、プラント輸出振興のための保険を創設することが必要である。なおこの試案を船舶の例で示せば次の通りである。

- (イ) 輸出船建造のために購入した鋼材価格が輸出契約時における鋼材の見積価格に比して一定割合（例えば一割）以上騰貴した場合、その値上りによる損失の一定割合（例えば九割）を填補する。

(ロ) 輸出契約に鋼材のスライディング・スケール条項がある場合においても発註者が負担する値上り額には一定額の限度 (ceiling) が設けられるのが普通である。かかる輸出契約については右限度を超過する額の一定割合 (例えば九割) を填補する。

(ハ) 建造のために購入した鋼材価格については、その実価の算出は技術的に困難が多いから、当該船のキール据付より一定期間 (例えば六〇日又は九〇日) 前の日の鋼材建値をベースとする (スライディング・スケール条項において採用しているのと同じの取決め方法)。

(2) 輸出品運賃の保険

海上運賃が輸出価格に占める割合は、一般に一割ないし二割程度で品目によつては三割にも達するが、輸出契約時から船積までに相当長期間を要する貨物 (主としてプラント類) については、その間の海上運賃の昂騰によつて意外に大きい損失を招くことがあり、これが矢張り輸出増強の一つの隘路となつてゐる。よつてかかる運賃値上りによる損失を填補するための保険の創設を要する。なおその試案を示せば次の通りである。

(イ) 船積時における運賃が輸出契約時の運賃見積額に比し一定割合 (例えば五分又は一割) 以上騰貴した場合、その値上りによる損失の一定割合 (例えば九割) を填補する。

(ロ) 右損失の計算は、定期船積貨物の場合は、船積時の運賃タリフ・レートと輸出契約時のそれとの比較により、又不定期船積貨物の場合は、輸出契約時の運賃見積額に定期船運賃タリフ・レートの上昇率を乗じて得た額を船積時における運賃とみなし、それと輸出契約時の運賃見積額との比較による。

(3) 輸出のアフター・サービスのための保険

プラント類の輸出の場合は、船積後のアフター・サービスが国際競争上、特に重要であるが、我国の輸出検査に合格し

た車輛、機械等が買手側の据付もしくは取扱の不幸際又は発註の際の仕様書の誤り等の結果、現実に稼働しない場合があり、そのため買手より日本の技師の派遣、補修費等を求められることがある。

これら買手側の責に帰すべき事由に基づく補修費、技師の海外派遣費等は本来買手側が全額負担すべき筋合であるが、現実には国際競争上メーカーが全部又は一部負担しなければならない場合が多い。ついてはかかる予期しない出費を填補する保険の創設は急務である。

日本経済の現状に対するわれわれの見解

(三一・四・一三 昭和三十一年度通商総会)

戦後十年、思えばまことに多事多難であつた日本経済も、いま表面的には一応好況を示している。しかしその内容を分析してみると、当面はともかく、将来については依然必ずしも樂觀を許さない。

現在の好況は、いわゆる緊縮政策や企業努力の効果があつたとはいえ、主として国際経済の活況に基づく輸出の増大並に豊作という他力的要因によつて齎されたものである。しかるに、第一の要因である国際経済の好況は、今日概して一応の頂点に達したように思われ、今後のわが国輸出は、絶対額は別として、その伸張率が低下するものと予想される。しかもわれわれはここで現状の輸出が多分に限界輸出的であり、国際経済の需給不均衡の空隙に乗じて伸びるという性格を少なからずもものであることを看過してはならない。故に近い将来、国際経済、特に西欧における需給不均衡が解消した暁には、わが国の輸出は再び激烈な国際競争に立向わねばならず、その際現状のままではとうてい多くを期待することはできない。

加うるに、最近欧米諸国並にソ連の未開発国への資本進出はまことにめざましいものがある。この現象は二十世紀後半における新しい貿易方式として注目すべきものであり、わが国としてもこれに対処する方策をとらなければ、国際傾向に立遅れ、

ひいては国際収支が多大の影響を蒙ることになる。

かくて、輸出の前途は決して安泰ではなく、また第二の要因である豊作が全く不確定であり、期待し難いものとすれば、わが国経済の将来はなお多難であることはいうまでもなからう。もとより、景気は当面さして悲観するには及ばないであろう。しかし部分的にはいわゆる価格景気に転ずる傾向も窺われ、さらに長期的、かつ質的にみれば、決して現状をもつて満足してはおれず、一步経済の実体に立ち入れば、そこにはなお克服せねばならぬ多くの問題がよこたわつてゐる。

第一に雇用問題がある。最近の好況にもかかわらず、わが国経済は、依然ばう大な潜在失業群をかかえている。第二に国家予算に弾力性が乏しく、ややもすればインフレーションの要因となる懸念がある。また地方財政も赤字の累積著しく、しかもその根本的建直しが行われていない。第三に労使の關係は現在に至るも相変わらず不安定の状態にある。第四に企業の自己資本はなお過少であり、未だにその健全性を回復していない。第五に山林、河川、鉄道等の公共資産は喰潰しが行われており、国全体として真の意味の資本蓄積は必ずしも進んでいない。第六に生産性は米、欧に比し甚だしく低く、輸出競争力はいままおその遅れを取戻していない。第七に中小企業は国民経済的にも、また企業それ自体としても幾多の重要問題を包蔵している、等々の如くである。

これ以外にも問題は多からう。しかし以上の一瞥をもつても経済の基盤は未だ脆弱性を脱していず、国際競争の最後の勝敗を決する経済力は依然低位にあるということができ、これを打開するためには今後われわれは一層の努力を払わねばならない。

しかるに、現状は五カ年計画も未だ一つの目標の域を出ず、経済政策も不備、欠陥少なからず、経済基盤を強固にせんとする態勢は依然確立されていない。のみならず、ややもすれば好況に幻惑されて、これと逆行する傾向すらみえることは、われわれの極めて遺憾とするところである。

ここでわれわれは、朝鮮動乱によるブームに際して、よく消費を抑え資本蓄積に全力を挙げた西独の教訓に学ぶべきであろう。もとよりわれわれも、この十年間、経済発展に微力を傾けてきたと自負するものであるが、この際いよいよ責任の重大性を自覚し、もつて長期に亘る安定した経済自立の達成に最善の努力を尽さねばならない。

技術革新に対応する新減価償却制度の設置

(三一・九・七)

世界各国における最近の技術の進歩には著しいものがある。これに伴つて近い将来、わが国においてもオートメーション、原子力の利用が急速に進展することは必至であり、これに対処して設備、機械の近代化を急ぎ、技術革新に適応する新しい環境を整備しておかねばならないことを痛感する。

しかし、設備近代化のためには巨額な資本投下を必要とするが、これを借入金に依存することになれば、企業の資本構成を益々悪化せしめ、金利負担が過重し、ひいては国際競争力が低下するのみでなく一度不況ともなれば企業は危機に陥り、経済を弱体化せしめるおそれがある。

従つて設備近代化の資金調達には、アメリカや西独が戦後行つた如き、自己金融を主とすることが望ましく、このために現行償却制度の改正により、機械・設備は新・旧に亘り、これを早期に償却せしめることが必要である。

よつて、ここに技術革新に対応すべく、左記の如き措置の採用を望むものである。

記

一、陳腐化旧資産に対する措置

将来の技術革新に対応して陳腐化資産の取換を促進するため、次の措置を講ずること。

(1) 既に陳腐化した資産（対象を指定する、例えば昭和何年以前に取得のもの、或は戦時規格のもの、又は企業の申請によるもの）につき、残存価格の一定割合（例えば五〇％）を限度として特別償却を認めること。但し本金額は当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば二の、(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度とする。

(2) 本措置は実施後一定期間（例えば二カ年）以内に行わしめること。

二、過去の不足償却に対する措置

過去に企業が行った減価償却と法定償却との差、いわゆる「不足償却」に対し次の措置を講ずること。

(1) 第三次再評価資産に対する経年減価につき、毎期、当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば一、の(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度として当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

(2) 第三次再評価対象外の資産に対する不足償却はこれの繰越を認め、当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

三、新規設備に対する措置

設備の近代化を促進するため、新規取得の資産に対し、現行法定償却年限にかかわらず、企業の任意により業種機種の制限を設けず、一定の年限（例えば五カ年）を限度とする短期の特別償却を認めること。但し不急不用の設備はこれを除く。

四、前記諸措置によつて生ずる減価償却増額分については、之を別途に積立て、設備近代化及びこれに準ずる目的に限つて使用せしめる措置を講ずること。

（註）この意見書は、経済同友会五年史発行（昭和二六年一月）以降のものを集録しました。

二、各地經濟同友会略史

經濟同友会

昭和二十一年

四月 經濟同友会創立總會（三十日）

東京、関西、九州各地の同志八十名參加

五月 当番幹事を設置

七月 「国家補償に関する声明」を發表

十月 「最近の労働争議に関する見解」を決議

十二月 經濟復興會議結成のため、労使間の橋渡し役を遂行

昭和二十二年

四月 通常總會において、幹事の選任に部会、研究会、

一般會員別による詮衡制を採用、会計幹事を幹事

とは別に選出することに決定

五月 「新内閣組閣に際して要望」を決議

七月 「貿易再建方策の提案」を決議

二、各地經濟同友会略史

〃 「海上輸送力緊急増強に関する提案」を決議

八月 「企業経営の民主化」「金融の民主化」両試案を發表

九月 「海運再建に関する提案」を決議

〃 經濟政策の基本的研究のため「經濟調査会」を設立

昭和二十三年

四月 通常總會において「民間外資導入促進に関する決議」を採択

〃 本年度第一回幹事会において、当番幹事制を廃し

代表幹事制を採用するとともに、幹事選任に詮衡

制と各部会別選挙制を併用に決定

五月 第一回經濟同友会全国代表者會議（於宇治山田

市）において「インフレ克服対策」「企業態勢の確

立対策」を決議

七月 「貿易機構改革に関する意見書」を發表

〃 「産業金融疎通の緊急対策に関する意見」を決議

九月 「企業整備に伴う失業対策並に一般失業対策」を

決議

十月 会勢拡大に伴い機構を改革。財務委員を設けるとともに、幹事会に代表幹事、部会委員長、財務委員よりなる運営委員会を設置。

同時に「経済調査会」を廃止して、新たに「経済政策審議会」を設置

「日本経済自立化のための貿易外収入増大の方策」を決議

十二月 経済九原則に対し声明

「固定資産再評価暫定措置試案」を採択

昭和二十四年

一月 経済政策の基礎研究のため、「経済政策研究所」を設置

二月 「輸出C・I・F契約実現の促進とその具体的方策」並に「九原則勵行に関する要望」を決議

三月 「デイス・インフレーション政策につき、日本政府に対する要望」を決議

四月 通常総会において、幹事選挙に、自選立候補を認めることを決定

「新政策と過渡の金融空白に処する緊急措置の要望」を決議

五月 「金融非常措置に関する決議」を採択

「集中生産に対する意見」を決議
創立三周年記念事業として「記念講演会」「近代経済学講座」を開設

六月 「我國民の税負担過重に関するわれわれの見解」を決議

七月 「現下の不況緊急対策」を發表

A・M・A（米國經營協會）に加入
第二回經濟同友會全國代表者會議（於箱根）において「安定政策を正道に戻せ」「國際貿易の障害の除去に就て」を決議

八月 「造船融資の金利引下の要望」を決議

十月 「食糧対策要綱・主要食糧の質的改善」を採択

十一月 「シャープ税制勸告実施についての要望」を決議
「ドッジ氏に対する要望事項」「對華貿易に関する研究」を決議

昭和二十五年

二月 「金融緩和措置を一―三月に集中せよ」を決議

四月 通常総会において「議和會議に対する要望」を決議
五月 第一回幹事会において組織に関し常任幹事制設置を決定

六月 「信用政策転換の是正を要望」を決議

七月 「肥料配給公団廃止に伴う、配給機構並に金融措置に関する意見」を發表

朝鮮事變勃発を契機とする新情勢に対し「輸入促進・時局金融措置」を要望

八月 「朝鮮事變に対する我等の態度」を決議

〃 「外航配船の促進に関する要望」を決議

九月 「重要物資の緊急輸入対策を急げ」を決議

〃 「貿易におけるダンピングの防止・公正競争の確保を目的とする根本対策」を決議

十月 「経済の現状に対する我々の見解と要望」を決議

〃 「第六次新造船に対する見返資金の融資割合引上に関する要望書」を採択

十一月 第三回経済同友会全国大会（於京都）において

「資本蓄積非常措置の要望」「グレイ報告に関する意見」を決議

昭和二十六年

一月 同友クラブ開設

二月 講和・統制両問題審議のため「非常対策委員会」を設置

〃 「経済統制に関する緊急声明」を發表

四月 「経済統制に対する基本方針」を決議

〃 通常総会において「連合国の善意に期待する」並に「日米経済協力に関する決議」を採択

六月 基金開設

七月 「経済基盤の変貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見」を決議

九月 新生活運動を提唱し、「新生活運動委員会」を設置

十月 主食の統制撤廃に関し意見を發表

十一月 第四回経済同友会全国大会（於東京）において、

「新生活運動の決議」「総合インフレーション対策の要望」「電力対策に関する意見」を發表。なお

同大会において、全国組織の一層の有機的連携をはかるため「全国組織要綱」を決定

昭和二十七年

一月 第一回経済同友会全国委員会を東京において開催
爾後、隔月に開催することに決定

二月 経済四団体共同にて「新生活運動の促進に関する共同声明」を發表

〃 「ポンド過剰克服対策」を決議

四月 「貿易商社の強化に関する提案」を決議

〃 通常総会において「講和後における経済基本計画

樹立の提唱」を決議。なお幹事の推薦制を廃止して、全員選挙制に改正

六月 第三回経済同友会全国委員会（於大阪）において、昭和二十七年全国組織の共同研究題目として「貿易振興策」「資本蓄積と税」を決定

七月 「外資法運用の基本方針の確立」を決議

九月 「総選挙に際してのわれ等の要望」を決議

「ガット加入に関し、英系三国に要望」を決議

十月 経済四団体共同にて「新生活運動の推進を再び要望する」を發表

「政局安定に関する緊急要望決議」を採択

十一月 第五回経済同友会全国大会（於兵庫県宝塚）において、「新内閣に要望する」「貿易振興対策」「資本蓄積促進対策」を決議

十二月 「通商政策審議会設置要綱」を發表し、通商政策の総合的一元化を要望

昭和二十八年

一月 国際商業会議所に参加

「学校給食に対する要望」を決議

経済四団体共同にて「政局安定に関する要望」を發表

三月

第七回経済同友会全国委員会（於東京）において、昭和二十八年全国組織の共同研究課題として「中央及び地方の財政支出の批判」「公債政策」「経済的、社会的観点からする労働問題の研究」の三テーマを決定

四月

通常総会において「選挙後における政局に望む」を決議。なお、幹事選任に関し一部、総会選任制を採用に決定

〃

第一期経営大学開設
経済四団体共同にて「安定政権の確立を望む」を決議

九月

経済同友会を社団法人に改組

十月

第十回経済同友会全国委員会（於東京）において、「公共事業費支出改善対策」を採択

〃

「本年度補正予算および明年度予算編成に対する要望」を決議

十一月

第六回経済同友会全国大会（於東京）において、「われ等の覚悟」「再び企業の資本蓄積促進対策の提唱」を決議

十二月

本会始め経済五団体にて「新生活運動の会」を設立

昭和二十九年

一月 第十二回経済同友会全国委員会（於東京）において、「国民経済会議」の研究を採択

三月 財界三団体に呼びかけ、日米生産性増強委員会（のち日本生産性本部）を設立

四月 通常総会において「速かに綜合政策を確立せよ」を決議

なお幹事の選任は、通常総会が選任する選挙委員の投票によつて行う制度に改正

五月 第十四回経済同友会全国委員会（於東京）において第十回関西経済同友会大会の決議「政治の浄化に対する要望」を採択。又昭和二十九年全国共同研究テーマとして「生産コスト引下策」「地方財政緊縮対策」を採上げることに決定

六月 「昭和二十九年度国内産麦購入価格に対する見解」を決議

〃 経済四団体共同にて、国会の不幸事件に際し「声明」を發表

七月 第十五回経済同友会全国委員会（於札幌）において、「北海道開発重点化に関する決議」を採択

九月 「昭和二十九年度産米価格に対する意見」を決議

二、各地経済同友会略史

十月 経済四団体にて、日本放送に「財界アワー」を開

設

〃 「科学技術促進対策」「科学技術開発公社設立要綱」を發表

〃 第七回経済同友会全国大会（於神戸）において、「地方財政改善対策」「生産コスト引下策」「速かに保守合同を実現せよ」を決議

十一月 「当面の金融政策」につき意見を發表

昭和三十年

三月 第十九回経済同友会全国委員会（於大阪）において、「新内閣に要望する」を決議

四月 通常総会において「企業の資本蓄積によるオーバーボロウイング解消策の提唱」を決議

五月 第二十回経済同友会全国委員会（於福岡）において、昭和三十年度全国共同研究必須課題として「議會政治の權威確立に関する件」を採択

六月 「昭和三十年度産米価格に対する見解」を決議

七月 「金融機関の資金運用の調査のための臨時措置に関する立法に対する意見」を發表

〃 第二十一回経済同友会全国委員会（於箱根）において、「新生活運動に対する見解」を決議

- 八月 「ガット正式加入に対する見解」を決議
- 十月 「食糧管理制度の改正について」を決議
- 十一月 第八回経済同友会全国大会（於東京）において、

「議会政治擁護に関する決議」並に「議会政治擁護のための経済同友会全国組織における活動方針」を決議

経済四団体共同にて「国政運営にかんし両党に要望す」を発表

- 十二月 「経営方策特別委員会」を設置

昭和三十一年

- 二月 「輸出保険に関する要望」を決議

- 三月 第二十五回経済同友会全国委員会（於大阪）において、小選挙区法案にからむ国会内の醜態に関し

「声明」を発表

- 四月 通常総会において「日本経済の現状に対するわれわれの見解」を決議、経済基盤の強化を要望

- 五月 「政策委員会」を廃止して「政策審議会」を設置することを決定

- 五月 第二十六回経済同友会全国委員会（於仙台）において、「経済同友会全国組織要綱の一部の改正」

を可決

なお昭和三十一年度全国共同研究テーマに「経営者の経営方策の確立」のほか「中小企業の生産性向上問題」を採上げること決定

- 六月 「重ねて議会政治擁護について声明」を発表
- 企業トップ・マネジメントを対象とする経営セミナーを開設

- 七月 経済五団体共同にて「日ソ交渉にかんする意見」を発表

- 九月 「技術革新に対応する新減価償却制度の設置」並に「現行租税特別措置に関する意見」を決議

- 十月 「新技術開発公団等の設立に対する意見」を決議

関西経済同友会

昭和二十二年

- 十月 経済同友会関西支部創立総会（十三日）。大阪、神戸、京都、各地の経済人八十名参加

- 十一月 「日本貿易の進むべき道」を発表

昭和二十二年

一月 経済復興会議設置のため斡旋の労をとる。

二月 幹事会にて大阪経済新人会との運営の一体化を申合す

三月 経済同友会と大阪経済新人会との合同幹事会を開催、合併問題を提議。双方より設立準備委員を選出、関西経済同友会設立準備委員会を設置

五月 関西経済同友会創立総会（八日）

昭和二十三年

五月 第一回経済同友会全国代表者会議（於宇治山田）開催さる

七月 第一回関西経済同友会大会（於宝塚）において、「統制の漸進的撤廃に関する決議」を提案

昭和二十四年

七月 第二回経済同友会全国代表者会議（於箱根）において、「国際貿易の障害除去に関する意見」を提案

十月 第二回関西経済同友会大会（於京都）において「国内航空路開設並に之が利用に関する意見」を提案

昭和二十五年

五月 第三回関西経済同友会大会（於神戸）において、

二、各地経済同友会略史

「九原則、ドッジラインの本格的推進に就て」を提案

九月 関西経済同友会中小企業大会を京都にて開催「中小企業対策」を決議

十月 第四回関西経済同友会大会（於奈良）において、

「貿易特に輸入の促進に関する意見」及び「国民生活特に勤労者の賃金生計安定の爲の意見」を提案

十一月 第三回経済同友会全国大会（於京都）において、

「食糧対策に関する意見」「フレトン・ウツツ機構加盟促進に関する要望」「長期金融機関確立に関する要望」の三件を提案

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、「輸入物資引取資金供給に関する決議」「日米経済協力に対する積極的意図の声明と要望」を提案

関西各地経済同友会の連繫を密にする目的を以て関西連絡委員会を設置

十月 創立五周年を記念しての第六回関西経済同友会大会（於岡山）を開催。「為替レート堅持に関する意見」「電力対策に関する意見」を提案

十一月 第四回經濟同友会全国大会（於東京）において、

「電力対策に関する意見」を提案

昭和二十七年

六月 第七回関西經濟同友会大会（於大阪）において、

「講和発効に伴う經濟政策転換の要望」を提案

十一月 第五回經濟同友会全国大会（於大阪）開催さる。

昭和二十八年

五月 昭和二十六年に設立その後活動を休止していた関西連絡委員会を再開

関西の連絡五団体が共同して「政局の安定に関する要望」を決議

六月 第八回関西經濟同友会大会（於徳島）において、

「占領政策行過ぎ是正の早急なる実現要望」を提案

十月 第九回関西經濟同友会大会（於京都）において、

はじめて自由討議形式を採用、「インフレーションの諸問題」を討論

昭和二十九年

五月 第十回関西經濟同友会大会（於神戸）において、

「政治の浄化に対する要望」を共同決議、「デフレシヨンの諸問題」について自由討論

昭和三十年

五月 第十一回関西經濟同友会大会（於奈良）において、

「議會政治の權威確立に関する要望」を提案。「中小企業をどう理解するか」について自由討論。尚北九州地区中小炭鉱失業労働者家族救援について、義捐金を拠出

八月 「第二十二特別国会の運営と行動について反省を望む」との声明書を発表

十月 第十二回関西經濟同友会大会（於和歌山）において、

「地方財政の根本的再建のために地方行政制度の改革を要望する」を共同決議。「公債政策と民間資金活用問題」について自由討論

昭和三十一年

七月 第十三回関西經濟同友会大会（於岡山）において、

「中小企業問題」について大阪、岡山より提案討議したが二案については次回迄更に検討することに決定。「アジアを中心とする国際經濟協力について」自由討論

神戸経済同友会

昭和二十一年

十月 経済同友会関西支部神戸事務所として発足

昭和二十二年

五月 経済同友会関西支部が関西経済同友会に改組の際、神戸経済同友会として発足

昭和二十四年

七月 「経済安定と産業合理化に関する意見」を發表

昭和二十五年

五月 第三回関西経済同友会大会（於神戸）開催さる

十一月 「プレトン・ウツヅ機構への加盟促進に関する要望」を發表

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、

「輸入円滑化に関する提案」を發表

「事業者団体法の処理に関する意見」を發表

「電気料金改訂に関する意見」を發表

二、各地経済同友会略史

七月 「事業者団体法及び独占禁止法の改正に関する意見」を發表

八月 「県民会館の建設に対する意見」を發表

九月 「電力不足対策に関する意見」を發表

十月 「会社更正法案に対する意見」を發表

十一月 「電力対策に関する意見」を發表

昭和二十七年

六月 関西経済同友会大会（於大阪）において「阪神都市建設の提唱」を提案

昭和二十八年

六月 「企業金融の在り方についての意見」を發表

昭和二十九年

三月 「第十次計画造船促進に関する決議」を發表

五月 第十回関西経済同友会大会（於神戸）開催さる

十月 第七回経済同友会全国大会（於神戸）開催さる

昭和三十年

五月 第十一回関西経済同友会大会（於奈良）において

「阪神都市（仮称）建設促進に関する決議」を發表

七月 第一回神戸経済同友会夏季講座を五日間に亘つて開催

京都経済同友会

昭和二十一年

十一月 経済同友会関西支部の一環としての京都地区会第一次の会合を開催

昭和二十三年

六月 京都経済同友会創立総会（二日）

十二月 臨時総会において「金詰り打開に関する意見」を採択

昭和二十四年

七月 臨時総会において「税制改正に就いての意見」及び「興業銀行京都支店設置要望に関する意見書」を採択

九月 「京都工業界戦後の現勢」を発表

十月 第二回関西経済同友会大会（於京都）において「新らしき日本産業構想に対する要望意見」及び「シャウプ税制勧告案に対する意見」を提案

昭和二十五年

五月 第三回関西経済同友会大会（於神戸）において、

十一月 「全国経済同友会の有機的統一について」を提案
第三回経済同友会全国大会（於京都）において、

「長期金融機関確立に関する要望」を提案

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、

「近畿経済圏確立に関する意見」を提案

「関西経済同友会組織整備強化に関する件」を神戸と共同提案

昭和二十八年

五月 第八回関西経済同友会大会（於徳島）において、

「産業技術振興に関する要望」を提案

昭和二十九年

二月 「京都市立試験研究機関の整備拡充に関する要望」を提案

八月 「単独制商業高等学校の開設に関する要望」を提案

案

十一月 「重ねて単独制商業高等学校の設置方に関する陳情」を提案

昭和三十年

五月 「京都拘置所移転問題に関する要望」を提案

昭和三十一年

一月 通常総会に於て、特別会員制度を採用。

六月 京都能率協会と共催にて「マーケッティング」の

テーマにて経営講座開催

七月 「名古屋―神戸間高速自動車道路の京都市市街地

周辺通過促進について」提案

九月 「経営者の経営に対する方策」につき、特別委員

会を設置

昭和二十三年

二月 創立総会

昭和二十四年

十月 「中小企業への金融機構の確立」を要望

昭和二十五年

五月 「紀南電源開発促進に関する意見」を發表

十月 第四回関西経済同友会大会（於奈良）において、

「災害に対する恒久的対策の樹立」を提案

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、

「附加価値税実施延期方要望の件」を提案

十月 第六回関西経済同友会大会（於岡山）において、

「東四国と近畿地方と連絡短縮に関する件」を提

案

昭和二十三年

六月 創立総会（十二日）

昭和三十年

五月 第十一回関西経済同友会大会（於奈良）開催さる

昭和三十年

九月 「中小企業の労働問題」に関し意見を發表

奈良経済同友会

和歌山経済同友会

岡山経済同友会

昭和二十二年

八月 創立総会（十一日）

昭和二十七年

八月 岡山大学卒業生の就職斡旋を実施

昭和三十一年

七月 第十三回関西経済同友会大会（於岡山）において、

「本県における中小企業の実態調査」を提出

徳島経済同友会

昭和二十七年

一月 創立総会（八日）

八月 同友クラブ設立

広島経済同友会

昭和三十一年

三月 創立総会（十七日）

金融、労働、経営、中小企業研究、生産性研究、時事研究の六常設部会を設置。具体的活動に着手

中部経済同友会

昭和三十年

五月 創立総会（九日）

中部三県の経済情勢を四半期毎に総合分析するため、「経済情勢分析委員会」を設置

十月 輸出における過当競争防止対策を研究するため、「貿易政策研究委員会」を設置

十一月 経営者の政治に対する方策を考究するため、「議会政治擁護のための特別委員会」を設置

昭和三十一年

一月 経営者の経営に対する方策考究の第一歩として、新経営者学勉強会を開催することに決定（三月開講、十月終講）

福井経済同友会

昭和三十年

十一月 創立総会（一日）

昭和三十一年

一月 「昭和三十一年度福井県予算並に経済政策に対する要望」を決議

九月 「中小企業生産性向上対策」として、人絹機業について実態調査に着手、中間案を発表

福岡経済同友会

昭和二十二年

四月 経済同友会九州支部創立総会（一九日）

昭和二十三年

六月 経済同友会九州支部を、第一回全国代表者会議（於宇治山田市）の申合せにより、福岡経済同友

会に改組

七月 「電気事業の再編成」について意見を発表

昭和二十四年

七月 「特殊法人税の廃止」について要望

八月 「電気事業の再編成」について再び要望

九月 「関門国道隧道工事促進」について請願書提出

〃 「瓦斯消費税」について要望

十月 「民間航空機の福岡発着」について要望

十二月 「中日貿易の再開」について要望

昭和二十五年

一月 「国内民間航空路の開設」について要望

〃 「速達郵便物の空輸」について請願書提出

〃 「特急つばめの博多駅乗入れ」について要望

三月 「博多港の利用」について要望

五月 「航空便の開設」について請願書提出

八月 「列車便のスピード化」について請願書を提出

十一月 第三回経済同友会全国大会於京都において「電気事業再編成に関し」「料金地域差の不拡大」「電力の地域間疏通」「電源開発」の三原則確立の要望書を提案

昭和二十六年

六月 「県政に関する要望」を提案

七月 「新電気料金の算定に関する要望」を提案

昭和二十七年

四月 第一回九州経済同友会大会開催

昭和二十八年

三月 九州電力より、「産業構造よりみた九州経済の不

均衡性」についての調査を受託

五月 第二回九州経済同友会大会を開催

七月 水雪見舞金十万円を拠出

昭和二十九年

三月 「出炭輸送合理化促進」「電気料金値上」に對し

て提案

五月 第三回九州経済同友会大会を鹿児島にて開催

六月 第一回九州経済同友会地区委員会開催

九月 「合理化努力に対する租税優遇措置」試案発表

十二月 「板付飛行場使用に関する請願」を提案

昭和三十年

五月 第二十回全国委員会（於福岡）開催さる

第四回九州経済同友会大会を福岡にて開催

長崎経済同友会

昭和二十八年

十一月 創立總會（六月）

昭和二十九年

七月 「鮪子漁業の本県諸産業への影響度の研究」を発表

昭和三十年

七月 九州中小炭鉱に對する義捐金募集

八月 近代的経営と管理會計についての講座開設

昭和三十一年

七月 「旧川南工業施設貸借競願についての意見」を発表

佐賀経済同友会

昭和三十一年

四月 創立總會（二十日）

大分経済同友会

昭和三十年

十月 創立総会（十九日）

十二月 第一、第二部会を設け、第一部会は全国的問題、第二部会は県内諸問題について調査研究実施を決定

昭和三十一年

七月 「中小企業生産性向上対策」として県内の特殊産業たる「石灰石の採掘加工業」について実態調査に着手

〃 総合、財政金融、企業経営、文化の四常設部会を設置、具体的活動に着手

宮崎経済同友会

昭和二十七年

一月 創立総会（十七日）

〃 総務、電力、経済の三常任委員会を設け活動を開始

鹿児島経済同友会

昭和二十五年

一月 創立総会（十二日）

昭和二十九年

五月 第三回九州経済同友会大会（於鹿児島）開催さる

熊本経済同友会

昭和三十年

十月 創立総会（十八日）

二、各地経済同友会略史

群馬経済同友会

昭和三十一年

三月 創立総会（十五日）

六月 「中小企業生産性向上対策」として、本県の特産産業である機業地の実態調査を実施、「桐生、伊勢崎等機業地における生産性向上」、「人絹原糸価格変動調整のための建値制等必要措置」、「織機等機械器具の減価償却年限短縮の必要」等一連の対策を発表

仙台経済同友会

昭和二十二年

十一月 経済同友会東北支部（のち仙台経済同友会）創立総会（二十八日）

昭和三十一年

五月 第二十六回全国委員会（於仙台）開催さる。これを機に「東北地方総合開発促進」に関する懇談会を開催

六月 東北地方における「農業の安定計画並に農工調整問題」につき調査研究を実施

福島経済同友会

昭和二十八年

三月 創立総会（二十八日）

北海道経済同友会

昭和二十四年

七月 創立総会（四日）、支部を旭川、帯広、釧路、北見室蘭に設置

九月 小樽及び函館支部設置

昭和二十六年

七月 通常総会において「北海道開発に関する研究並に
意見の確立」を決議

昭和二十九年

七月 第十五回全国委員会（於札幌）開催さる

昭和三十一年十一月十日 印刷
昭和三十一年十一月二十日 発行 (非売品)

東京都千代田区丸ノ内一ノ二

発行所
社団法人 経 済 同 友 会

電話(28)二四七七〜九

印刷所
日本製版株式会社